

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月29日
【計算期間】	第1期（自平成22年8月20日 至 平成23年1月31日）
【ファンド名】	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - グローバル・アロケーション・ポートフォリオ (BlackRock Global Investment Series - Global Allocation Portfolio)
【発行者名】	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・ エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジェフリー D. ラドクリフ (Geoffrey D. Radcliffe)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L - 2633 トレヴェス通 り 6 D 番 (6D, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春 芽 弁護士 十枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝80.88円、1豪ドル＝86.99円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」または「GAP」という。）は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。ファンドは、本書の日付現在、ポートフォリオを含む6つのサブ・ファンドにより構成されている。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき、ファンド受益者（以下「受益者」という。）のため、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）によって設定されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」または「2010年法」という。）のパートの下で設立されている。

ポートフォリオは、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の2種類の受益証券を発行する。

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

ファンドの目的及び基本的性格

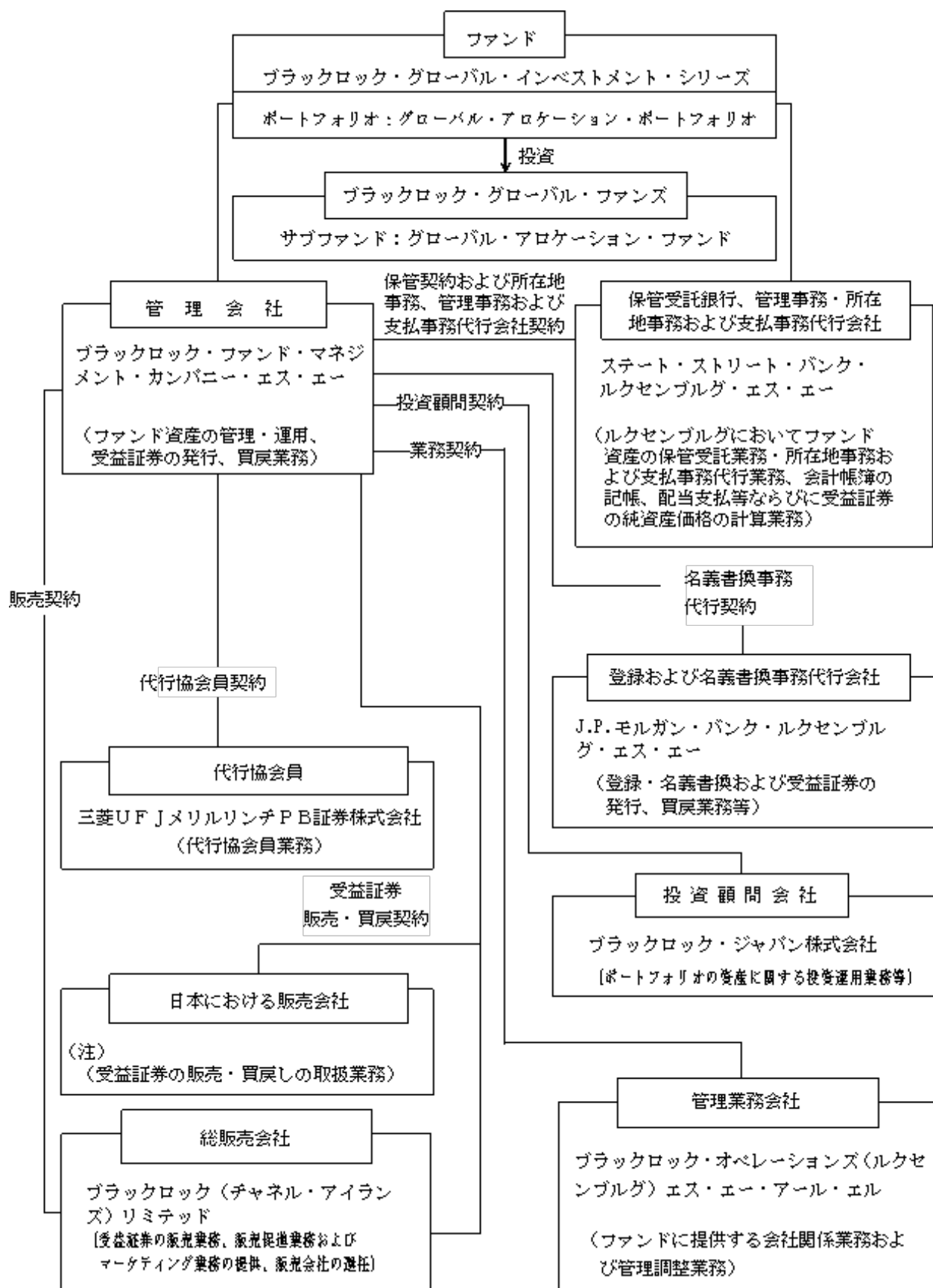
ポートフォリオは、トータル・リターンを最大化を追求する。ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、2010年法のパートIに基づくUCITSであるブラックロック・グローバル・ファンズ（BlackRock Global Funds）（以下「BGF」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド（Global Allocation Fund）（以下「GAF」といい、BGF - GAFを以下「投資対象ファンド」ということがある。）のクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資する。ポートフォリオは、ファンド・オブ・ファンズの形態で運用される。

（２）【ファンドの沿革】

平成２年６月15日	約款締結
平成２年８月24日	約款変更
平成３年７月３日	約款変更
平成８年３月29日	約款変更
平成９年10月29日	ファンド再編成のためのファンド約款締結
平成10年２月24日	約款変更
平成10年５月15日	約款変更
平成10年12月９日	約款変更
平成11年２月23日	約款変更
平成11年８月31日	約款変更
平成12年２月21日	約款変更
平成12年10月31日	約款変更
平成13年４月10日	約款変更
平成14年７月25日	約款変更
平成15年12月９日	ルクセンブルグ証券取引所上場（クラスＪ受益証券）
平成16年２月５日	約款変更
平成16年２月25日	約款変更
平成16年３月10日	約款変更
平成16年７月１日	約款変更
平成17年１月３日	ルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
平成17年７月８日	約款変更
平成17年８月26日	約款変更
平成17年９月29日	約款変更
平成18年２月21日	約款変更
平成18年10月１日	約款変更
平成19年８月１日	約款変更（メリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズからブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズへの名称変更を含む。）
平成21年５月29日	約款変更
平成21年８月１日	約款変更
平成22年８月20日	ポートフォリオの運用開始
平成23年７月29日	約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 後記「第二部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」を参照すること。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・ エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成23年5月24日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結（平成23年7月29日に効力発生）。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・ジャパン株式会 社	投資顧問会社	平成21年8月14日付で管理会社との間で投資顧問契約 ^(注1) を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ ルクセンブルグ・エス・エー (State Street Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 管理事務・所在地事務お よび支払事務代行会社	平成8年3月29日付で管理会社との間で保管契約 ^(注2) 、ならびに所在地事務、管理事務および支払事務代行会社契約 ^(注3) を締結（平成9年10月13日改訂）。 ファンド資産の保管受託銀行、所在地事務および支払事務代行会社としての業務および純資産価格の計算、会計帳簿の記帳、受益証券発行、配当金支払等の業務ならびに同業務に関連するファンドの一般的管理業務補助等について規定している。
J.P. モルガン・バンク・ルクセ ンブルグ・エス・エー (J. P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	登録および名義書換事務 代行会社	平成14年3月29日付で管理会社との間で名義書換事務代行契約 ^(注4) を締結。ファンドの登録および名義書換事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えならびに記名式証券の受益者への配当金支払の準備等の業務等について規定している。
ブラックロック・オペレーション ズ（ルクセンブルグ）エス・エー ・アール・エル (BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l.)	管理業務会社	平成10年5月15日付で管理会社との間で業務契約 ^(注5) を締結。ファンドに提供する会社関係業務および管理調整業務について規定している。
ブラックロック（チャネル・アイ ランズ）リミテッド (BlackRock (Channel Islands) Limited)	総販売会社	平成22年7月13日付で管理会社との間で販売契約 ^(注6) を締結。販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任について規定している。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	代行協会員	管理会社との間で平成22年7月13日付代行協会員契約（注7）を締結。日本における代行協会員業務の提供について規定している。

（注1）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注2）保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

（注3）所在地事務、管理事務および支払事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された管理事務・所在地事務・支払事務代行会社が、管理事務および支払業務等を行うことを約する契約である。

（注4）名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、名義書換業務を行うことを約する契約である。

（注5）業務契約とは、管理会社によって任命された管理業務会社が、ファンドに提供する業務の調整を行うことを約する契約である。

（注6）販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務を提供すること、ならびに販売会社を選任することを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員事務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて平成2年6月8日に設立された。平成3年7月4日、平成5年1月12日、平成6年10月28日、平成7年7月21日、平成9年10月28日、平成10年3月18日、同年5月15日、平成15年4月11日、平成17年4月8日、平成18年8月17日および平成21年1月30日に定款を改正した。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

（ハ）資本金の額

資本金は、50万米ドル（約4,044万円）で、平成23年5月31日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,011円）で記名株式40,000株を発行済である。

（ニ）会社の沿革

平成2年6月8日 設立

平成18年10月1日 メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニーより、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更

(ホ) 大株主の状況

(平成23年5月31日現在)

名称	住所	保有株式数 (株)	比率(%)
ブラックロック・グループ・ リミテッド (BlackRock Group Limited)	英国、ロンドン、キング・ウィリアム・ス トリート33 (33 King William Street, London, U. K.)	40,000	100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規制に従っている。

準拠法の内容

(イ) 民法

ファンドは法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）およびルクセンブルグ投信法に従っている。

(ロ) ルクセンブルグ投信法

2002年12月20日の投資信託に関する法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / C E E を改正する2001 / 107 / C E および2001 / 108 / C E を実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。2010年法により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / C E E を改正する2009 / 65 / E C を実施した。2010年法は、平成23年1月1日に施行される条項と平成23年7月1日に施行される条項がある。ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(イ) C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内においてもしくはルクセンブルグから受益証券の公募を居住者もしくは非居住者に対して行う場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S F に提出しなければならない。ただし、平成17年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドによる受益者に送付される目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためC S S F に提出する必要がなくなっている。更に、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、C S S F により承認された独立監査人により監査されなければならない。ファンドの独立監査人は、デロイト・エス・エイ（Deloitte S.A.）が任命されている。更に、ファンドは、金融庁（現C S S F）が発令した1997年6月13日付通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正済）に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出するこ

とを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および無監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを要求して入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において、約款（その変更を含む。）を閲覧することができる。その写しを入手することができる。

受益者に対するすべての通知は、要求があれば、管理会社の決定により、受益証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、米国外において、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、米国外において、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ポートフォリオの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、またポートフォリオの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ポートフォリオに関する一定の重要事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ポートフォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のポートフォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（ハ）日本における投資者は、請求次第、日本における代行協会員から他のポートフォリオの目論見書および情報としてファンドのアンブレラ用目論見書（英語版）を入手することができる。

日本における販売会社は、日本の法令上認可され、かかる認可がファンドまたは投資顧問会社により文書により明白に規定されている場合でない限り、目論見書、ファンドの年次財務報告書もしくは半期財務報告書、またはファンドの委任状もしくは通知を除いて、いずれかのポートフォリオ、投資顧問会社、総販売会社および各社のあらゆる関連会社または代行会社に関してのいかなる文書または情報も顧客に渡すことを認められていない。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。監督の主な内容は、次の通りである。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

（ロ）平成23年7月1日以降、ＵＣＩＴＳで、ＥＵ加盟国で設立され、かつ平成21年7月13日付欧州理事会および欧州議会による欧州共同体通達2009/65/ＥＣの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳの所在国であるＥＵ加盟国の監督機関によりＣＳＳＦに事前通知し、かつ所定の書類を提出し、また所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート として登録されている。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

ＣＳＳＦが保有する投資信託のリストへの掲載および維持は、投資信託の設定および運営、ならびに受益証券の販売、募集または売出しに関する法律、規則および契約の遵守に服する。特に、ＣＳＳＦは、ファンドの独立監査人がルクセンブルグ投信法により課される義務を履行しない場合には当該リストへの登録を拒絶することができる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。更に、投資信託の仕組または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、ルクセンブルグにおける登録廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、その使用前に、ＣＳＳＦに提出されなければならない。ただし、平成17年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドによる受益者に送付される目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためＣＳＳＦに提出する必要がなくなっている。ＣＳＳＦは書類が適用ある法律、勅令、規則および通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ポートフォリオ（GAP）は、トータル・リターンを最大化を追求する。ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、2010年法のパートIに基づくUCITSであるブラックロック・グローバル・ファンズ（BGF）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド（GAF）のクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資する。

BGFは、2010年法第15章に規制される管理会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーにより運用されている。

投資者には、BGFおよびそのサブ・ファンドであるGAFの詳細に関して、GAFおよびBGFの目論見書または簡易目論見書の写しを読むことを推奨する。最新の定期報告書および財務諸表と合わせてこれらの目論見書の写しは、要求に応じて管理会社からまたはインターネット（www.BlackRock.com）上で入手することができる。

BGF - GAFの投資方針

BGF - GAFは、トータル・リターンを最大化を追求する。BGF - GAFは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資する。通常の市況において、BGF - GAFは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資する。BGF - GAFは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指す。また、BGF - GAFは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができる。BGF - GAFは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）に帰属するGAPの資産は、BGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投資される。

BGF - GAFのレベルにおける資産は、BGF - GAFの投資方針に従って投資される共通の組入証券を保有する。

BGF - GAFの基準通貨は、米ドルである。GAPの基準通貨もまた、米ドルである。

一般的な投資方針および投資制限

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

管理会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

ポートフォリオはまた、プレミアム収入の獲得により、組入証券のみを保有している場合に得たであろう収益より多額の平均総収益の達成を目的として組入証券および株価指数の現物の裏付けのあるコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、以下を除き、金融先物取引、ならびに関連するオプション取引および先物為替予約をヘッジの目的のためのみに遂行できるものとする。

組入証券についてのオプション

ポートフォリオは、組入証券につき現物の裏付けのあるコール・オプションを売り付ける（発行する）ことができる。現物の裏付けのあるコール・オプションとは、プレミアムを得て、一定期間、特定の価格でポートフォリオが保有する特定の組入証券を買い付ける権利を第三者に与えるオプションである。ポートフォリオは、オプションの発行による実現プレミアム収益を得るかわりに、オプションの行使期間中、オプションの権利行使価格を上回るオプションの対象証券の価格上昇による利益を得る機会を放棄する。更に、ポートフォリオのオプションの対象証券の売付けを行う権利は、オプションが終結または失効するまで制限される。

ポートフォリオは、組入証券につきプット・オプションの買付けを行うことができる。プレミアムの支払と引換えに、プット・オプションを買い付けた所持人（即ち、ポートフォリオ）は、プット・オプションが終結、失効または行使されるまで指定された価格で相手方にオプションの対象証券を売却する権利を付与される。ポートフォリオは、ポートフォリオが保有する対象証券の価格下落のリスクを減少させる目的でプット・オプションを買い付ける。証券の総収益は、オプションにつき支払われたプレミアムの額だけ減少することがある。

株価指数のオプション

ポートフォリオは、株式市場または特定の産業部門において予測される全般的な株価の下落の影響に対して、組入証券をヘッジするために、株価指数のコール・オプションを売り付け（発行し）、また、プット・オプションを購入することができる。株価指数のオプションは、証券のオプションと類似している。ただし、行使または譲渡に際しては、契約当事者は、株価指数の終値とオプションの行使価格の差額を一定の倍数で乗じた金額に相当する現金を支払うかまたは受領する。ヘッジされる株価指数のオプションの効果は、主に、オプションの裏付けとなっている指数の価格変動とヘッジされる組入証券の数量変動の相関関係に依存している。他の要素として、転換証券に関する相関関係は、他の要因もあるが、主として、組入証券の市場価格の転換価格への寄与の程度により影響を受ける。

株価指数先物取引

ポートフォリオは、その組入証券を全般的な市場リスクに対しヘッジするために、株価指数先物取引の購入および売却を行うことができ、また、当該先物取引のプット・オプションおよびコール・オプションの購入ならびにコール・オプションの売却を行うことができる。ポートフォリオは、市場の下落が予想される場合または下落した場合、ポートフォリオの組入証券の市場価格の下落と相殺するために、株価指数先物を売却することができる。ポートフォリオが市場に十分な投資を行っていない場合および重大な市場の展開が予測される場合、ポートフォリオは、購入予定の証券のコスト増加の一部または全額を相殺しうる市場価格の急騰による利益獲得のために、株価指数先物を購入することができる。株価指数先物取引は双務契約であり、ポートフォリオは、かかる契約に従い、清算時において、一定のドル建ての金額に契約期間の最終取引日の株価指数の終値と先物取引の契約締結時の価格との差額を乗じた金額を現金で受領し、または交付することに合意する。ポートフォリオは、広域な市場における株価指数または一部の産業分野もしくは市場における株価指数に基づく先物取引を行うことができる。株価指数オプションについてと同様、ポートフォリオのヘッジ戦略の効果は、主にヘッジされている証券の価格変動と先物契約の裏付けとなっている株価指数の変動の相関関係に依存している。転換証券に関しては、主として、ヘッジされている証券の市場価格の転換価格への寄与の程度に依拠する。

金融先物取引

ポートフォリオは、不利益な金利変動のヘッジとして金融先物契約の売買を行うことができる。金融先物契約は、将来の特定の日に、あらかじめ合意した価格で固定利付証券を売買するという二当事者間の契約である。

ポートフォリオは、一般的金利水準の上昇が予想される場合、金融先物契約を売却することができる。一般的に金利が上昇する場合、ポートフォリオが保有する債務証券の市場価格は下落し、それに伴いポートフォリオの純資産価格は減少することになる。ただし、金利が上昇した場合、ポートフォリオの金融先物契約のポジションの価値は同様に上昇傾向を示し、したがって、ポートフォリオのヘッジの対象である組入証券の市場価格の低下の全部または一部を相殺することになる。先物ポジションの売却および手仕舞いには手数料が発生するが、金利の上昇による影響を低減させるためポートフォリオが組入証

券を売却する取引費用に比べ通常低廉である。ポートフォリオは、金利の低下が予想される場合、ポートフォリオが証券市場に十分な投資をしていない場合および重大な市場の展開が予測される場合には、金融先物契約を購入する。これらの取引のほとんどの場合、ポートフォリオは、金融先物契約の終結時に証券を買い付ける。当該ヘッジ投資活用の効果は、主に、ヘッジされている証券の価格変動と金融先物契約の価格変動の相関関係に依拠している。また、転換証券に関しては、ヘッジされている証券の市場価格のその投資額への寄与の程度に依拠する。

金融先物契約のオプション

ポートフォリオは、金融先物契約のコール・オプションの買付けおよび発行ならびにプット・オプションの買付けを行うことができる。一般的に、これらの戦略は、ポートフォリオが先物契約を締結するのと同様の市況において行われる。ポートフォリオは、株式市場の下落もしくは通貨の価値の下落または金利の上昇が予想される場合、裏付けとなる金融先物契約を売却することなく、金融先物契約のプット・オプションの買付けまたはコール・オプションの発行を行うことができる。同様に、ポートフォリオは、株式の値上がりもしくはポートフォリオが購入を予定している証券の表示通貨の値上がりにより生じるコストの増加をヘッジするため、または金利の低下によりポートフォリオが投資を予定している証券の値上がりをヘッジするため、金融先物契約を買い付けるかわりに当該先物契約のコール・オプションを買い付けることができる。

ポートフォリオが金融先物契約またはそのコール・オプションを購入する際、現金または政府機関が発行もしくは保証する流動性のある証券は、ポートフォリオの保管受託銀行の分離勘定に預託され、この分離された金額にブローカーの勘定に保有されている当初および変動マージンを加えたものが金融先物契約の市場価格に等しくなるようにし、それによって当該先物の利用がレバレッジとしないことを確保する。

為替リスクのヘッジ

ポートフォリオは、異なる国々の為替レートに関して潜在的に存在する不利な変動に対するヘッジとして、投資を行う各国の通貨間の先物為替予約を行うことができる。同取引は、一般的に特定の将来の日（１年以内）に、契約時の価格で特定の通貨を売買する契約を通して行われる。ポートフォリオの先物為替予約は、特定の取引または組入証券のポジションに関するヘッジに限定される。ヘッジ取引として、組入証券の売買、ポートフォリオの受益証券の売却および買戻し、またはポートフォリオによる配当金および分配金の支払に関して発生したポートフォリオの特定の受取金または支払金について先物為替の売買を行う。ポジションは、当該通貨建てのまたは当該通貨で相場の立つ組入証券のポジションについて先物為替を売却することによりヘッジされる。ポートフォリオは、投機的に先物為替予約を行わない。通貨価値の低下に対するヘッジは、組入証券の価格の変動を除去するものではなく、当該証券の価格が下落する場合に損失を回避するものでもない。当該取引はまた、ヘッジされた通貨価格が上昇すべき場合には、利益獲得の機会を妨げる。更に、ポートフォリオは、予想される通貨切下げのレベル以上の価格で通貨を売却する契約を締結することができなくなるような事態に対してヘッジを行うことはできない。

ポートフォリオは、また、外国為替レートの潜在的変動に対応する短期または長期のヘッジとして通貨プット・オプションを購入しまたは通貨コール・オプションを売却し、ならびに通貨先物の売買を行うことができる。当該取引は、ポートフォリオにより保有され、ポートフォリオにより売却されたがまだ引渡しのなされていない、またはポートフォリオにより購入されることが約束されもしくは予想される米ドル建て以外の証券のヘッジについて効果的である。ポートフォリオは、また、当該通貨プット・オプションの取得価格の全部または一部と相殺するため通貨のコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、投機的に通貨オプションまたは通貨先物を行わない。したがって、ポートフォリオは、所有もしくは購入を意図している当該通貨建ての証券の市場価格を実質的に超える、またはポートフォリオが売却したがまだ引渡しを行っていない証券の場合には表示通貨による手取金を実質的に超える通貨のヘッジを行うことはない。更に、ポートフォリオが組入証券をヘッジする場合、ポートフォリオは、ヘッジされた証券の市場価格の実質的な下落を表章している現市場価格を有する政府機関の証券を保管受託銀行において分離保管する。

ポートフォリオは、当該ポートフォリオにとってコストがより有利である場合、クロス取引（同一取引相手を通して実施される。）を通じて関係通貨を購入したり、または為替スワップを行うこともある。契約または通貨は証券取引所で相場付けされるか、規制市場で取引されるものでなければならないが、ポートフォリオがこの種の取引を専門とする高格付の金融機関との間で為替予約またはスワップ取決めを締結する場合にはこの限りではない。

スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合にのみ、スワップ取引を行うことができる。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照すること。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

投資顧問会社の運用体制は、以下のとおりである。

ポートフォリオの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めている。

ポートフォリオの運用については投資顧問会社の運用部門が統括している。

社内には内部監査を担当する部門、ポートフォリオの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、または投資委員会等開催により、ポートフォリオの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立している。

ポートフォリオの運用は、運用企画チーム（ポートフォリオ担当：３名程度）が担当する。

< 運用に関する内部規制 >

法令に基づき、投資顧問会社として遵守すべき事項についてコンプライアンス・マニュアルをはじめとした内部規則を定めており、売買注文の管理、関係会社との取引の制限、議決権行使、情報管理、最良執行など、運用に関する各種事項について規定している。

（注）上記の記載は、平成23年7月29日現在のものである。ポートフォリオの運用体制は変更される場合がある。

（４）【分配方針】

G A Pについては、分配金の支払は予定されていない。

（５）【投資制限】

管理会社は、ポートフォリオのために、ポートフォリオの純資産の100%をB G F - G A Fに投資することができる。

ポートフォリオは、以下の投資制限に従う。

ポートフォリオは、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができない。

ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%（時価基準による。）を超えて借入れを行うことができない。ただし、合併または併合の場合には、かかる10%の制限を一時的に超えて借入れを行うことができる。ポートフォリオによる借入れは、一時的かつ緊急の目的のためにまたは買戻しに対応するためにのみ行われる。

管理会社が複数の投資信託またはポートフォリオを運用する場合、管理会社は、すべての当該投資信託またはポートフォリオのために、全体において、一発行会社の議決権総数の15%を超えて当該発行会社の株式に投資を行わない。ただし、かかる料率は、買付時点基準または時価基準により計算するこ

とができる。

ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%（時価基準による。）を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券または非上場株式に投資を行うことができない。

ポートフォリオはさらに、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、日本国金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、ポートフォリオに投資する前にこれらのリスク要因を読んでおかなければならない。

ポートフォリオの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績を示唆するものではない。

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

ポートフォリオは、投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に世界各国の様々な証券に投資する。以下のリスク要因は、投資対象ファンドにかかるリスクも含め記載している。

受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもある。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識すべきである。

ポートフォリオの取引通貨以外の通貨建てで発行された証券への投資に伴う為替リスク

ポートフォリオの純資産価格は特定の通貨建てである。ポートフォリオは、原則として、為替ヘッジのない米ドル建ての資産に投資する。したがって、例えば基準通貨建てでないクラスに当初投資する投資者の場合、ポートフォリオの受益証券の価格は、当該当初投資通貨への換算の際に、為替市場における対米ドルの為替相場の変動による影響を受けることがある。

大規模な資金フロー

受益証券の大量買戻しが生じた場合、ポートフォリオは、かかる買戻しに対応するためにポートフォリオが保有する証券の主要部分を適宜換金しなければならない。かかる場合、ポートフォリオは、市況や流動性次第で、実勢市場価格を下回る価格で一部保有分の売却を強いられることがあり、それにより受益証券の純資産価格の大幅な変動をもたらすことがある。他方、受益証券の大量買付があった場合、ポートフォリオは、原則として可能な限り速やかに全額投資するよう努めるものの、市場の流動性によっては買付代金の投資にかなりの期間を要することがある。

買戻しの能力

受益証券は、買い戻すことができるが、純資産価格の決定が停止された場合、および／またはポートフォリオが純資産価格の決定を延期した場合、ポートフォリオへの投資は換金困難となることがあり、また受益証券の価格または受益証券に伴うリスクの範囲について信頼しうる情報を得ることが困難となることがある旨、投資者は留意すべきである。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的発展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼす。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

新興市場

以下の勘案事項は、すべての国際投資に一定の範囲において適用されるが、特定の小規模市場および新興市場において特に重要である。株式に投資するポートフォリオは、特定の小規模市場および新興市場（それらは、典型的には、経済および／または資本市場の発達水準が低く、かつ、株価および通貨変動性が高い開発途上の国々の市場である。）の投資対象を含むことがある。かかる市場の一部については、経済的成長の見込みが極めて高く、成長が達成されることにより、株式リターンが、成熟した市場を超える可能性を有している。ただし、株価および通貨のボラティリティは、一般に、新興市場の方が高い。

新興市場は、投資リスクを増大させる可能性があり、かつ、一般に成熟市場では稀な、以下の要因が見ら

れることがある。

- ・民間部門における著しい政府介入
- ・政治的かつ社会的な不安定性（収用政策、没収課税、国有化、証券市場および貿易決済への介入、ならびに外国投資規制の実施および為替管理を含む。）
- ・過負荷のインフラ
- ・極端な輸出偏向
- ・旧式な金融制度
- ・環境問題
- ・一次産品への依存
- ・課税上の偏り（外国人投資家に対して異なるキャピタル・ゲイン税を課すこと。）
- ・異なる会計、監査および金融報告慣行
- ・インサイダー取引につながる可能性がある投資家活動に関する規制、規制の施行および監視の水準が低いこと
- ・確立されていない証券市場（取引量が少ない、流動性が乏しい、価格の変動が大きい、集中的な時価総額（小規模の産業への参加者が少ないのに対して投資家および金融仲介会社の集中度が高い。）のために証券の投資タイミングおよび価格算定に影響が及ぶことがある。）
- ・未発達の決済／仲介サービス（資本市場が十分発達しておらず、資産の保管／登録の信頼度が低い。）
- ・政府による登録機関の監督の少なさ、および発行体からの非独立性（株式保有の喪失につながる詐欺、過失、不当な圧力、所有権の拒絶の可能性）

上記の要因は、個々の小規模市場および新興市場に関して一般的に高レベルのリスクを招くことがあるが、かかる市場における活動間の相関関係が低い場合および／またはポートフォリオ内における投資対象の分散によって軽減することができる。

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関（代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。）の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって自らのロシア証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限するが、規制ある市場として認められているロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

発展途上国ソブリン債

特定の発展途上国は、商業銀行および外国政府に対して特に多くの債務を抱えている。発展途上国ソブリン債への投資は高いリスクを伴う。発展途上国ソブリン債の返済を管理する政府事業体が、元本および／または利息を、当該債務の条件に従って期限が到来した際に返済する能力または意思がないことがある。政府事業体が元本および利息を期日内に適時に返済する能力または意思は、特に、自らのキャッシュ・フロー状況、外貨準備金の限度、支払期日における外国為替の利用可能性、経済全体に対する債務返済の負担の相対的規模、国際通貨基金に対する当該政府事業体の政策、および政府事業体が従う政治的制約によって影響を受けることがある。政府事業体が、自らの債務の元本および利息にかかる未払金を削減するために、外国政府、多国間機関および国外のその他の者から見込まれる支出に依存していることもある。当該支出を行うかかる政府、行政機関およびその他の国外の者の側のコミットメントは、政府事業体による経済改革の実行および／または経済的成果ならびに当該債務者による適時の債務の履行を条件としていることがある。当該改革を実行せず、経済的成果の当該水準を達成せず、または期限の到来している元本もしくは利息を支払わない場合、当該第三者が政府事業体に対して資金を貸与するコミットメントが解約されることがあり、これによって、当該債務者が自らの債務を適時に返済する能力または意思がさらに損なわれることがある。その結果、政府事業体が、自らの発展途上国ソブリン債を返済できなくなることがある。ポートフォリオを含む発展途上国ソブリン債の保有者は、当該債務の期日

変更に参加し、かつ、政府事業体に対してさらなる融資を行うよう求められることがある。政府事業体が返済不能となった発展途上国ソブリン債のすべてまたは一部を回収することができる破産手続は存在しない。

外国投資に対する制限

国によっては、ポートフォリオなどの外国事業体による投資に対し禁止したり、または相当の制限を課したりする。実際に、一定の国々は外国人による投資に先立って政府の承認を要求したり、外国人による特定の会社に対する投資額を制限したり、外国人による会社への投資を自国民が購入できる会社の証券よりも不利な条件の特定クラスの証券のみに制限している。一定の国々は、投資機会を、自国の利益にとって重要とみなされる発行体または産業に制限することができる。外国の投資家が一定の国々の会社に投資できる方法およびかかる投資に対する制限がポートフォリオの運営に不利な影響を及ぼすことがある。例えば、ポートフォリオは、このような国々においては、まず現地ブローカーまたはその他の事業体を通じて投資を行うよう求められ、その後に株式の購入をポートフォリオの名義で再登録させられることがある。再登録は、場合によっては、適時に行うことができず、遅滞期間が発生する場合があり、かかる遅滞期間中、ポートフォリオが自らの投資家としての権利（配当に関する権利または一定の会社行為について知識を得る権利を含む。）の一部を付与されないことがある。また、ポートフォリオが購入注文を行ったものの、その後、再登録の時点で、外国人投資家に認められた投資枠が埋まってしまった旨を通知され、ポートフォリオが当該時点で希望する投資を行う能力が奪われてしまう場合がある。国によっては、ポートフォリオが投資収益、投資元本または外国人投資家による証券の売却代金を本国に送る能力に関する相当の制限が存在することがある。ポートフォリオは、投資元本を本国に送付するために必要な政府による承認が遅滞またはその付与が拒否された場合、およびポートフォリオに対する投資制限が適用された場合に悪影響を受ける可能性がある。いくつかの国々では、自らの資本市場における間接的外国投資を促進するためにクローズドエンド型投資信託会社を設立する権限を認めている。特定のクローズドエンド型投資信託会社の株式は、その純資産価額に対するプレミアムを表章する市場価格のみで取得できることがある。ポートフォリオがクローズドエンド型投資信託会社の株式を取得した場合、受益者は、ポートフォリオに係る費用（運用報酬を含む。）および間接的に当該クローズドエンド型投資信託会社の費用を自らの保有株式に按分して負担することとなる。

固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服する。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させる。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになる。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受ける。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少ない。

景気後退は発行体の財務状態および当該企業体により発行された債務証券の市場価値に悪影響を及ぼすことがある。発行体の債務の支払能力もまた、特定の発行体の発展、特別な事業計画の見通しに見合う発行体の能力の不足または追加融資の利用不能により悪影響を受けることがある。発行体が破産した場合、ポートフォリオは損失を被りコストを負担することがある。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有している。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすことになる。

ディストレスト証券

債務不履行中または債務不履行となる高いリスクを有する会社が発行している証券（以下「ディストレスト証券」という。）への投資は大きなリスクを伴う。当該投資は、証券が投資顧問会社による公正価値の認識と相当程度異なるレベルで取引される場合、または証券の発行体が交換募集を行うかもしくは再建計画の対象になる合理的な見込みがあると投資顧問会社が考える場合にのみ行われる。ただし、かかる交換募集が行われることまたは当該再建計画が採用されることについて、保証されず、または、かかる交換募集もしくは再建計画に関して受領された証券またはその他の資産が投資の実行時に予測され

たより低い価格または収益可能性をもたないことについて保証されない。加えて、ポートフォリオがディストレスト証券に投資する時点と当該交換募集または再建計画の完了時点との間に、相当の時間の経過が生じることがある。かかる期間中、ポートフォリオがディストレスト証券につき金利の支払を受ける確率は低く、当該ポートフォリオは、公正価値が実現されるか否かおよび交換募集または再建計画が完了するか否かについて極めて不安定な状態にさらされ、また当該ポートフォリオが、交換募集の可能性または再建計画に関する交渉過程においてその利益保護のために一定の費用負担を求められることもある。更に、ディストレスト証券への投資の決定および実行が税制を考慮した結果制限される場合、ディストレスト証券の実現利益に影響を与えることがある。

ポートフォリオは、財務上または収益上の様々な問題に直面し、異なるタイプのリスクを示している発行体の証券に投資することができる。ポートフォリオの、財務状態の弱い企業や機関の株式関連証券または固定収益の譲渡性のある証券への投資は、資本への相当な需要や、負の価値を含むことがあり、発行体を破産や再建手続に巻き込まれたり巻き込むことがある。

ポートフォリオは、不利な課税上の帰結を最小限にする目的で、ディストレスト証券への投資、保有および検討を行うための法主体を随時創設することがある。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップの利用は、債券に直接投資するよりも高いリスクを伴うことがある。クレジット・デフォルト・スワップは、デフォルト・リスクの移転を可能にする。これは、投資家が、自らが保有する債券についての保険を効果的に購入すること（投資対象をヘッジすること）、または信用力が下落することに起因して、受領される支払より要求される連続したクーポンの支払が少ないとの投資見通しを有する場合に、実際には保有していない債券についてのプロテクションを購入することを可能にする。反対に、信用力が下落することによる支払がクーポンの支払を下回るとの投資見通しを有する場合、クレジット・デフォルト・スワップ締結によって、プロテクションは売却される。したがって、プロテクションの買主である一方の当事者がプロテクションの売主に対し一連の支払を行い、支払は、「信用事由」（信用度の低下であって、契約においてあらかじめ定義されるもの）がある場合には買主に対して行われる。信用事由が発生しなければ、必要なすべてのプレミアムを買主が支払い、スワップは追加支払なしに満期に終了する。買主のリスクは、したがって、支払われたプレミアムの価額に限られる。

クレジット・デフォルト・スワップの市場は、時には、債券市場よりも流動性が低いことがある。クレジット・デフォルト・スワップを締結しようとするファンドは、常に、解約請求に応じることができなければならない。クレジット・デフォルト・スワップは、ファンドの監査人により審査された証明可能かつ透明性のある評価方法により定期的に評価される。

デリバティブ

ポートフォリオは、市場リスクおよび為替リスクをヘッジし、および効率的なポートフォリオ運用の目的のためデリバティブを活用することができる。

デリバティブの活用により、ファンドはより高い割合でリスクにさらされることがある。特に、デリバティブ契約は価格変動幅が大きく、一般的に、契約金額に比べ当初証拠金が少額で、取引にレバレッジ効果がかかる。比較的小さな市場変動により、デリバティブは、標準の債券または株式に比して大きく影響を受ける可能性がある。

デリバティブは、変動しやすく、また以下の重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク：デリバティブ取引の取引相手方（取引の相手方となる当事者）が、ポートフォリオに対するその金銭債務を履行することができないというリスク。
- ・為替リスク：通貨間における為替相場の変動が、投資対象の（米ドル建ての）価値に悪影響を及ぼすというリスク。
- ・レバレッジ・リスク：特定の種類の投資対象または取引戦略に関連するもので、比較的小さな市場変動により、投資対象の価値が大きく変動するというリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初投資された金額を大きく超過する損失を生む可能性がある。
- ・流動性リスク：特定の証券について、売り手が希望する時期においてまたは売り手により当該証券が現在有するとみなされる価格により、売却することが難しいかまたは売却不可能である場合があ

るというリスク。

小規模時価総額の会社

小規模会社の証券は、定評のある大会社または全体的な市場平均と比較して、突然のまたは不規則な市場変動にさらされることがある。かかる会社は、製品ライン、市場または財源が限られているか、または限られた経営陣に依存している場合がある。かかる会社が完全に成長するには時間を要する。更に、多くの小規模会社の株式は、取引頻度が低く、その取引量も少なく、また大会社の株式と比較して、突然のまたは不規則な価格変動にさらされることがある。また、小規模会社の証券は、大会社の証券と比較して、市場の変動に敏感なことがある。これらの要因によって、ポートフォリオの受益証券の純資産価額が平均を上回る変動を示す結果となることがある。

投資対象ファンド（BGF - GAF）への投資に伴うリスク

GAPに伴うリスクは、BGF - GAFに伴うリスクと同じである。投資者は、適用あるリスクを記載するBGFの目論見書全体を検討することが推奨される。

投資プログラムが成功を収めるという保証または表明は行われず、BGF - GAFの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績の指針ではなく、投資対象の価値は上がることもあれば下がることもある。通貨間の為替レートの変動がBGF - GAFの投資対象の価値を減少または増加させることがある。

クラスA受益証券（豪ドル建て）の米ドルに対するエクスポージャーは、主にBGF - GAF内のクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）への投資により豪ドルにヘッジされ、米ドルエクスポージャーの豪ドルへのヘッジに関連する経費は、GAF内の該当するクラスに対し請求される。クラスA受益証券（豪ドル建て）の投資者は、フルヘッジに近づけることが意図されているものの、ある期間において、特にある時点において受益証券がBGF - GAFのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）へ完全に投資されていない場合、受益証券がアンダーヘッジまたはオーバーヘッジになる可能性があることに留意すべきである。GAPにおいては為替ヘッジは行われない。

BGF - GAF内の豪ドル建てクラスX投資証券は、米ドルの価値が豪ドルに対して上昇しているか下落しているかにかかわらず為替ヘッジされるため、ヘッジされた受益証券を保有することにより、豪ドルに対して米ドルの価値が下落した場合に投資者が相当に保護される可能性がある一方、豪ドルに対して米ドルの価値が上昇した場合に投資者が受ける利益が大幅に制限される可能性もあることに留意すべきである。

課税に関連するリスク

後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」の項に記載された課税関係情報は、管理会社の知りうる限り、本書の日付現在の税法および税務上の慣行に基づくものである。税法、管理会社およびポートフォリオの税務上の地位、受益者の課税および免税、ならびに当該税務上の地位および免税の効果は、随時変更することがある。ポートフォリオが登録され、販売され、または投資対象となっている法域における税法の改正により、ポートフォリオの税制上の状況に影響を及ぼし、影響を受けた法域における関連するポートフォリオの投資対象の価額に影響を及ぼし、当該関連するポートフォリオがその投資目的を達成する能力に影響を及ぼし、かつ／または、受益者に対する税引後のリターンが変わるおそれがある。ポートフォリオがデリバティブに投資する場合、前文の記載は、デリバティブ契約および／もしくはデリバティブの取引相手方の準拠法の法域、ならびに／またはデリバティブの原エクスポージャーを構成している市場にも及ぶことがある。

受益者に利用可能な免税の利用可能性および価額は、各受益者個人の状況に依拠する。後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」の項に記載された情報は、包括的なものではなく、法律上または税務上の助言を構成するものではない。投資予定者は、自己の特定の税務上の立場およびファンドへの投資による税効果に関して自己の税務顧問に相談することを勧められる。

ポートフォリオが、中近東等の税金制度が完全に発達していないかまたは十分に確立していない法域に投資する場合、ポートフォリオ、ファンド、管理会社、投資顧問会社および総販売会社は、いずれの受益者に対しても、ポートフォリオが当該ポートフォリオの公租公課として財政当局に対して誠実に支払いまたは負担した支払について、当該支払を行うかまたは負担する必要がないこと、または行うべきでなくもしくは負担すべきでなかったことが後で判明したとしても、説明責任を負わない。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っている。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてポートフォリオの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ポートフォリオの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有している。また、投資顧問会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っている。

（注）上記の記載は、平成23年7月29日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a．海外における申込手数料

以下の当初申込手数料が徴収される（「C D S C」とは、偶発後払販売手数料をいう。）。

クラス受益証券	当初申込手数料	C D S C
クラスA 受益証券（米ドル建て）	投資額の上限3.00%	なし
クラスA 受益証券（豪ドル建て）	投資額の上限3.00%	なし

b．日本における申込手数料

受益証券について申込金額の3.15%（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社（代行協会員）

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

ホームページ内：<http://www.muml-pb.co.jp/>

「投信基準価額一覧および代行証券会社指定投信の申込取扱場所」を参照すること。

(2)【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b．日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

クラス受益証券	年間管理報酬	年間販売報酬	年間代行協会員報酬	その他の報酬
クラスA 受益証券（米ドル建て）	0.75% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.70% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.05% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	なし
クラスA 受益証券（豪ドル建て）	0.75% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.70% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	0.05% クラスA 受益証券に帰属するGAPの純資産価額から毎日生じる。	なし

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理会社は、投資顧問契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部を投資顧問会社に支払うようファンドに指示することができる。

ファンドは、選任された販売会社に対し、上記の表に記載の年率の販売報酬を支払う。販売報酬は、ポートフォリオの当該クラスに帰属する平均純資産価額に基づき、毎日発生する。販売報酬は、関連する販売会社との契約に基づき、四半期毎に支払われる。支払われた金額は、当該販売会社を通じて販売された発行済受益証券の日々の価格の平均に基づき、販売会社間で分配される。特定のクラス受益証券につき販売報酬が支払われない場合、総販売会社は、自らの管理会社から受領した報酬から販売会社に対して報酬を支払うことができる。販売会社は、自らに支払われた報酬の一部または全部を副販売会社またはディーラーに再分配することができる。

ポートフォリオは、ブラックロックにより販売され運用されているUCIへのいかなる投資に関しても、購入または買い戻された受益証券について販売報酬も買い戻し手数料も支払わない。管理報酬（実績報酬がある場合には、同報酬を含む。）またはポートフォリオによる他のUCIへの投資に関連するその他の報酬を、ポートフォリオに払い戻すことは意図されていない。

a．管理報酬

平成23年1月31日に終了した会計年度中に支払われた投資顧問報酬は、259,581米ドルであった。

b．販売報酬

平成23年1月31日に終了した会計年度中に支払われた販売報酬は、242,276米ドルであった。

c．代行協会員報酬

平成23年1月31日に終了した会計年度中に支払われた代行協会員報酬は、17,305米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用、委任状印刷費用、受益者報告書、目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買い戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員の費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、訴訟およびその他の臨時のまたは一時的な費用、およびファンドにより適当に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合（前記の表を参照すること。）、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払う。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されるが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分される。

ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分される。

ポートフォリオは、以下の費用を負担する。

- a．当該四半期末にポートフォリオの純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる、適用あるルクセンブルグの年次税の支払を含むが、これに限定されることなく、ポートフォリオの資産および収益について課せられるすべての税金（すべての収益税および営業免許税を含むが、これらに限定されない。）
- b．ポートフォリオが所有する有価証券またはその他の資産に関する取引について発生する通常の銀行報酬、仲介手数料およびポートフォリオの資産の保管を委託されたその他の銀行または金融機関もしくは決済機関の取引関連手数料
- c．各評価日に計算されるファンドの毎日の資産の平均額に基づき、当該時の目論見書中の各ポートフォリオに関する記載の通り、毎月支払われる前記「（３）管理報酬等」に開示されている料率の管理会社の報酬
- d．1口当たりの純資産価格の決定のため提供される会計業務およびその他主要管理事務ならびに名義書換のそれぞれの業務に対する報酬を含む、書面により随時合意される慣行に基づく管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の報酬
- e．管理会社およびその他の業務提供者の合理的範囲内の一切の立替費用およびファンドの取締役会および受益者集会（もしあれば）出席のための管理会社の取締役および法律顧問の合理的費用および旅費
- f．ファンドの資産価額に対する年率によって表わされ、取引代行機関と決済機関の実費と報酬に関する取引とは別個の保管受託銀行の慣例の割合に基づく報酬および実費
- g．前記「（３）管理報酬等」に開示されている受益証券販売会社の報酬
- h．管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、管理事務代行会社およびその他の業務提供者が、受益者

の利益のために業務執行中に負担する法的費用（法律顧問の報酬および立替金ならびにその他の訴訟費用を含むが、それらに限定されない。）

- i．受益者集会の招集および開催費用（もしあれば）
- j．法律違反または約款その他に基づく各々の義務の不履行に関する管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、投資顧問会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および／または管理業務会社の責務、またはこれらに対して提起される損害賠償またはその他の救済措置によって発生する、またはポートフォリオに関する費用、経費または損失を保証する責任保険または身許保証金の費用
- k．ファンドの受益証券が公募および販売のために登録される管轄地域のすべての適用法令によって容認される場合その範囲内で管理会社が適切とみなす合理的販売促進費用および広告費用
- l．約款ならびに届出書、目論見書および説明書ならびにこれらの変更を含むが、それらに限定されないポートフォリオに関するその他一切の書類を受益証券の募集または販売に鑑み、適切な言語で作成し、および／またはこれらを受益証券が募集または販売される国の関係当局（各地の証券業協会を含むが、これに限定されない。）に届出、公告する費用
- m．券面印刷費用ならびに受益証券の実質的保有者を含むが、これらに限定されない受益者の利益のために要求され、また必要な言語で、約款に基づきまたは上記の関係当局の適用ある法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を作成し、配布する費用
- n．管理業務会社の報酬
- o．受益者に対する通知の作成、配布および公表費用ならびに受益証券の価格の公表費用
- p．上記に関する独立監査役の報酬、および印紙税または適用ある場合の各国における券面にかかる手数料を含むが、これらに限定されない類似の一切の管理運営手数料または税金
- q．ポートフォリオの当該時の現行目論見書に開示されたその他すべての報酬、経費および費用

費用は、管理会社により承認された評価規定または指示に定められている客観的基準に基づき、費用が発生した当該ポートフォリオ、クラスまたはカテゴリーの受益証券に按分により配分される。販売報酬または特定のポートフォリオもしくはカテゴリーの受益証券について執行されたヘッジ手法に関連する費用等特定の報酬は、当該ポートフォリオまたはカテゴリーが負担する。

すべての経常費用は、まず収益から、次に、キャピタル・ゲイン（もしあれば）、および資産から支払われる。ポートフォリオの設立費用およびその他の類似する費用は、ルクセンブルグの法律によって認められるところにより、また国際的な会計原則に従って、5年を超えない期間にわたり償却される。

保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができない。また、その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

手数料および費用等の合計額についても、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

設立費用

ファンドの設立費用は、ルクセンブルグ法が認めるとおり、また、一般に認められた会計原則に基づき、ポートフォリオに相応する純資産に基づきポートフォリオの資産に計上され、定額法で5年間にわたり償却される。同様に、ファンドの設立後に設定されたポートフォリオの組成費用は、ポートフォリオの資産に計上され、5年間にわたり償却される。

ポートフォリオの償還または他のポートフォリオとの合併の場合、ファンドの設立に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、通常、残るすべてのポートフォリオに相応する純資産に基づき各残存ポートフォリオに配分される。あるポートフォリオの設定に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、合併または償還前に当該ポートフォリオの資産から支払われる。当該費用が管理会社の取締役会により重要とみなされる場合、取締役会は、すべての状況に鑑み受益者に対して公正かつ妥当とみなされる方法で当該費用を配分することができる。

G A Pの組成費用はおよそ180,000米ドルにのぼり、5年間にわたり償却される。平成23年1月31日に終了した会計年度中に償却された組成費用は、16,211米ドルであった。

投資対象ファンド（BGF - GAF）

管理会社は、BGF - GAFへのあらゆる投資について当初手数料、年間管理報酬または買戻し手数料がGAPに請求されないという原則に基づいて行われるということに同意している。GAPが負担する報酬は、2ファンド分の管理事務代行報酬、保管報酬および/またはその他の報酬を含む。GAPへの投資にかかる見積費用総額は、1.885%（年間運用報酬、販売報酬およびその他の費用を含む既存のBGFの総費用レシオを包含する。ただし、保管取引報酬は、監査済みのBGFの総費用レシオに含まれていないため、前記の数値にも含まれていない。）を超えないものと予想されている。これに対し、BGF - GAFのクラスA受益証券に直接投資した場合の総費用レシオは、平成22年8月31日現在1.771%（年間運用報酬1.5%とその他の費用0.281%を包含する。ただし、保管取引報酬は含まれていない。）であった。

BGFの保管報酬：BGFの保管受託銀行は、現在、取引報酬に加え、証券の価額を基準とした年間報酬（毎日発生する。）を受領している。年間報酬は、年率0.005%から0.441%の範囲、取引報酬は、1取引当たり8.8米ドルから196米ドルの範囲となる。両報酬の料率は、投資対象国および場合により資産クラスにより異なる。新興市場または発展途上市場への投資がかかる範囲の上限となる場合があるのに対し、債券および先進国株式市場への投資はかかる範囲の下限となる場合がある。

BGFの管理事務代行報酬：GAFは、年率0.20%を上限とする管理事務代行報酬を支払う。管理事務代行報酬の水準は、BGFの管理会社との合意のとおり、BGFの取締役会の裁量によって変わる可能性がある。管理事務代行報酬は、毎日発生し、該当するクラスの純資産価額に基づき、毎月支払われる。管理事務代行報酬は、保管受託銀行の報酬およびそれに対する税金を除き、投資者サービスを提供する費用を含む、BGFが負担するすべての運営経費および費用を含むが、これらに限られない。

平成23年1月31日に終了した会計年度中に支払われた保管報酬は、2,320米ドルであった。また、平成23年1月31日に終了した会計年度中に支払われたその他の手数料等は、49,217米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の要約は、現行の法律および慣行に基づくものであり、変更されることがある。

投資者は、市民権、居住地または住所に関する自国の法律に基づく株式の申込み、購入、保有、償還、転換または売却による税効果の可能性について自ら情報収集すべきであり、自己の専門アドバイザーに適宜相談するべきである。投資者は、税制のレベルおよび課税標準および税金の免除について変更されることがある点に留意すべきである。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ポートフォリオが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）ポートフォリオの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （ロ）日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- （ハ）日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）ポートフォリオの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）日本の個人受益者についてのポートフォリオの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたポートフォリオの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者については、ポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたポートフォリオの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグの課税

ファンドは、ルクセンブルグ現行法および現行の慣行に基づき、ルクセンブルグの通常の所得税またはキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負っておらず、またファンドが支払った分配金にルクセンブルグ源泉徴収税が課されることもない。ただし、ファンドは、ルクセンブルグ投信法に従い、年率0.05%の登録税を各暦四半期末日にファンドの純資産価額に課されるが、スーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび2010年法第174条に規定されている機関投資家のためのポートフォリオまたは受益証券クラスに関しては、年率0.01%の軽減税が課される。

2005年7月1日発効の欧州連合貯蓄課税指令（以下「E U S D」という。）の規定に従い、E U 諸国は、特定の利払いに関して、情報交換または源泉徴収税のどちらか一方をE U 居住者である個人または属領もしくは連合地域の居住者に適用することを要求された。E U 居住者である受益者が免税証明書を提出することを認める追加のオプションも利用可能である。自動的な情報交換がE U S Dの最終目標であるが、ルクセンブルグおよびオーストリアならびにE U 加盟国の特定の属領または連合地域

（ジャージー島、ガーンジー島およびマン島など）は、移行期間中に源泉徴収税を適用することを選択した。かかる取決めにに基づき、これらの法域の支払代理人が一定の投資信託からの分配および当該投資信託の受益証券の買戻しを行い、かつその手取金の受取人が他の加盟国に居住する個人である場合に源泉徴収税が適用される。ただし、個人はE U S Dの情報交換制度に加えられよう特に要求することができる。これにより、源泉徴収税は適用されなくなるが、その代わりにかかる者が居住する国の財政当局に対して分配または買戻しに関する情報が提供されることになる。E U S Dは、一般に、E U 籍のU C I T S投資信託およびその他のE U加盟国の属領または連合地域の特定の投資信託に適用されるが、U C I T SではないE U籍投資信託は、E U S Dのみを目的として、U C I T S投資信託として取り扱われることを選択することができる。E U S Dを実施するルクセンブルグ法に基づき、すべてのU C I T S以外の契約型投資信託は、E U S Dのみを目的としてU C I T S投資信託として取り扱われることを選択したものとみなされる。概して、影響を受ける投資信託は債務に投資する投資信託である。

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

米国の課税

ファンドに対する課税

管理会社は、米国の取引または事業に関わらないよう、また米国連邦所得税の確定申告書の提出を要求されないようファンドを運営する予定である。ファンドが米国の取引または事業に関わったことが最終的に判明した場合、ファンドは、組入証券の販売からの利息および利益を含む所得に対して米国連邦所得税を課される。更に、ファンドは、有効に関連する利益および収益が米国に再投資されていない限りにおいて、米国の支店利益税が課される。ポートフォリオは、随時、米国における納税報告が必要となるような投資対象を取得または受領することがある。投資顧問会社は、通常、かかる状況を可能な限り制限することを目指す。

当初発行日から183日以内に満期となる「ポートフォリオ債務証券」または割引債務証券である投資対象に対してファンドが得た米国源泉の利息は、米国源泉徴収税を課されない。これらのカテゴリーに該当しない債務証券に対する米国源泉の利払いは30%の源泉徴収税が課される。また、米国人により発行される株式に対してファンドが受け取る配当には一般に30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドにその他の米国源泉の固定的、確定的、年間または期間毎の収益がある場合、かかる収益には30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドによる組入投資対象の販売からの利益は、かかる投資対象が米国不動産および米国不動産に投資する特定の会社が発行する証券の両方を含む米国不動産持分を構成しない限り、米国の税金を課されない。ファンドは米国不動産持分への投資を行う予定はない。

受益者に対する課税

ファンドおよび投資者のいずれも米国の取引または事業に従事しておらず、かつ別途純利益ベースでの米国連邦所得税を課されないことを前提とすると、ポートフォリオの受益証券の配当および米国人でない投資者による受益証券の処分に対する利益または損失のいずれも通常は米国の課税または源泉徴収の対象とはならない。

ファンドの受益証券は、米国連邦所得税の目的における消極外国投資会社（以下「P F I C」という。）の持分を構成する。したがって、米国人により直接的または間接的に支配される投資予定者は税務顧問に相談すべきである。

外国口座コンプライアンス法（「F A T C A」）

追加雇用対策法（以下「H I R E法」という。）は、平成22年3月に米国で立法化された。同法には、一般にF A T C Aとして知られる規定が含まれている。これらの規定の趣旨は、米国の租税回避を防止する手段として、米国外に資産を有する米国投資家についての詳細を金融機関がI R Sに報告することである。H I R E法により、また非米国金融機関が本制度から逸脱するのを阻止する上で、当該制

度に参加せず、またこれを遵守しない金融機関により保有されるすべての米国証券は、総販売代金および収益に対し30%の米国源泉徴収税を課される。本制度は、平成25年1月1日から実施される。当該制度を遵守するため、ファンドが、受益者全員に対し、自己の税務上の居住地にかかる義務付けられた証拠書類を提供することを求めることができるよう、HIRE法の基本要項では、現在、「金融機関」にファンドを含むように思われる。ただし、金融機関が米国の租税回避のために利用される危険性が低いとみなされる場合、HIRE法により、米国財務長官には要件を緩和または放棄する広範な権限が付与されている。これらの権限が実際に行使される範囲を定めることとなる細則は、まだ発表されておらず、したがって、ファンドは、現時点において、FATCAにより課せられる要件の程度を正確に査定することができない。

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金（米国連邦所得税に基づきPFICの受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。）が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

5【運用状況】

クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）は、平成22年8月20日から運用を開始している。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （米ドル）	投資比率（注） （％）
投資証券	ルクセンブルグ	337,056,705.90	100.16
小計		337,056,705.90	100.16
現金その他の資産（負債控除後）		- 536,216.31	- 0.16
合計 （純資産総額）		336,520,489.59 （約27,218百万円）	100.00

（注）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同様とする。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年5月31日現在）

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1 .	BlackRock Global Fund - Global Allocation Portfolio A (USD)	ルクセンブルグ	投資証券	5,833,205.94	44.81	261,370,759.41	46.59	271,769,064.74	80.76
2 .	BlackRock Global Fund - Global Allocation Portfolio A (AUD)	ルクセンブルグ	投資証券	5,115,376.68	11.51	58,860,933.83	12.76	65,287,641.16	19.40

参考情報

B G F - G A F の組入上位10銘柄

順位	銘柄	投資比率 （％）	順位	銘柄	投資比率 （％）
1	US Treasury Note (OTR) 3.5% 15 May 2020	1.6	6	UK Conv Gilt 4.75 03/07/2020	1.0
2	SPDR Gold Trust	1.5	7	US Treasury Note 2.25 Jan 31 2015	1.0
3	US Treasury Note 2.625% 15 Aug 2020	1.3	8	US Treasury Note 2.25% 03/31/2016	1.0
4	Exxon Mobil	1.2	9	US Treasury Note 2.5% 3/31/2015	0.9
5	Apple	1.0	10	Microsoft	0.8

（注）投資比率とは、B G F - G A F の純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成23年5月31日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成23年5月31日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の運用開始日（平成22年8月20日）から平成23年5月末日までの期間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 （平成23年1月31日）	128,592,128.05	10,400,531,317	11.12	899
平成22年8月末日	16,355,779.33	1,322,855,432	9.93	803
9月末日	24,563,521.00	1,986,697,578	10.52	851
10月末日	52,624,869.68	4,256,299,460	10.71	866
11月末日	72,042,888.74	5,826,828,841	10.58	856
12月末日	104,225,663.58	8,429,771,670	11.05	894
平成23年1月末日	128,592,128.05	10,400,531,317	11.12	899
2月末日	163,182,256.47	13,198,180,903	11.40	922
3月末日	197,486,504.51	15,972,708,485	11.44	925
4月末日	248,035,332.86	20,061,097,722	11.73	949
5月末日	271,344,946.63	21,946,379,283	11.56	935

クラスA 受益証券（豪ドル建て）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 （平成23年1月31日）	37,363,858.17	3,250,282,022	11.26	980
平成22年8月末日	6,105,772.01	531,141,107	9.93	864
9月末日	9,876,792.57	859,182,186	10.55	918
10月末日	12,975,066.68	1,128,701,050	10.76	936
11月末日	17,910,271.13	1,558,014,486	10.64	926
12月末日	25,289,087.04	2,199,897,682	11.15	970
平成23年1月末日	37,363,858.17	3,250,282,022	11.26	980
2月末日	43,759,344.21	3,806,625,353	11.57	1,006
3月末日	52,196,392.03	4,540,564,143	11.65	1,013
4月末日	54,673,922.38	4,756,084,508	11.98	1,042
5月末日	61,125,925.77	5,317,344,283	11.84	1,030

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

クラスA 受益証券（米ドル建て）およびクラスA 受益証券（豪ドル建て）の収益率の推移は、以下のとおりである。

会計年度	収益率（％）（注）	
	クラスA 受益証券（米ドル建て）	クラスA 受益証券（豪ドル建て）
第1会計年度	11.20	12.60

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第1会計年度については、当初募集価格（クラスA 受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA 受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。

< 参考情報 >

	収益率(%)	
	クラスA受益証券(米ドル建て)	クラスA受益証券(豪ドル建て)
平成22年	10.5	11.5

（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記暦年末の1口当たり純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当初募集価格（クラスA 受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA 受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）

（注2）平成22年は8月20日から年末までの騰落率となる。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	クラス A 受益証券 (米ドル建て)	4,511,639 (4,511,639)	1,192,037 (1,192,037)	3,319,602 (3,319,602)
	クラス A 受益証券 (豪ドル建て)	13,997,009 (13,997,009)	2,428,897 (2,428,897)	11,568,112 (11,568,112)

(注 1) 第 1 会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含む。

(注 2) () の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

海外における申込（販売）手続等

クラス受益証券	クラス A 受益証券 （米ドル建て）	クラス A 受益証券 （豪ドル建て）
基準通貨	米ドル	豪ドル
投資者適格	日本の目論見書にしたがって日本で募集することがある。	日本の目論見書にしたがって日本で募集することがある。
当初申込期間購入最低単位	100米ドル以上10米ドル単位、または管理会社が決定するその他の最低単位	100豪ドル以上10豪ドル単位、または管理会社が決定するその他の最低単位
継続申込期間購入最低単位	100米ドル以上 1 米ドル単位、または管理会社が決定するその他の最低単位	100豪ドル以上 1 豪ドル単位、または管理会社が決定するその他の最低単位
1 口当たり当初募集価格	10米ドル	10豪ドル
取引締切時点	各営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）	
評価時点	各営業日のルクセンブルグ時間午後 4 時	
評価日	各営業日	
価格公表日	評価時点から起算して 2 営業日後	
受益証券発行決済日	申込注文を受諾した評価日から 3 営業日以内。日本の実質的受益者に代わり受益証券を購入する日本における販売会社は、その実質的受益者により長期の決済期間を合意することができる。	
受益証券買戻決済日	買戻注文が受諾された評価日から 4 営業日以内。日本の実質的受益者に代わり受益証券を購入する日本における販売会社は、その実質的受益者により長期の決済期間を合意することができる。	

ポートフォリオの受益証券は、適用ある評価日に販売される。受益証券は、以下に記載される手数料をもって販売される。

クラス受益証券	クラス A 受益証券 （米ドル建て）	クラス A 受益証券 （豪ドル建て）
当初申込手数料	投資額の上限3.00%	投資額の上限3.00%
C D S C	なし	なし

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券 1 口当たり純資産価格である。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および／または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点以前に受領される場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点以前に名義書換事務代行会社を受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切以前に販売会社を受領された場合、当該注文は、一般に、販売会社から名義書換事務代行会社に、

受領した日に取り次がれる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

資金は、受益証券が発行されるべき日の決済日の取引締切時点までに、前記の表に記載される通貨で、管理会社または管理会社の代わりに保管受託銀行により受領されなければならない。複数の販売会社は、総販売会社および管理会社によって承認された追加的手続を設定することもできる。ファンドへの支払日（また、ファンドによる買戻金の支払日）は、法令または慣習により支払日が設定されている地域の投資者について、当該法域で使用される募集書類において関連する販売会社から当該投資者に通知され、管理会社により変更されることがある。

管理会社は、その裁量により、ファンドの既存の投資者の利益を保護するため必要とみなす場合、追加申込みを拒絶することができる。いずれの注文も総販売会社またはポートフォリオにより拒絶されることがある。ファンドは、証券市場その他の状況により公衆へのポートフォリオの受益証券の販売を中止する権利を有する。

受益証券確認書は、受益証券の発行後 2 営業日以内に登録受益者へ送付される。ファンドが受益証券の券面の発行を決定した場合には、かかる券面には購入者の名前が登録され、購入者の注文に対して、名義書換事務代行会社（もしくはその指示のとおり）または受益者（もしくはその指示のとおり）に対する購入者の要求およびその費用負担により、ファンドのかかる要求の適法な受領後 1 か月以内に引き渡される。

ファンドが、ポートフォリオについて前記の表に記載されている申込注文の決済日までに、投資予定者またはその代理人の何らかの作為、不作為および / または過失により、有効な資金を受領できなかった場合、投資者は、それに対して適用ある申込注文を信頼したファンドまたはその代理人によりなされる行為から生じまたは関連するファンドによるいかなる利息、手数料、損失または負債に対しても単独でファンドに対して責任を負う。

評価日の申込みに従って配分された受益証券は、前記の表に記載される決済日から（同日を含む。）分配を受領することができる。

販売会社は、価格変動による利益を得るため注文を留保することができない。販売会社は、投資者から受領した資金を、管理会社または管理会社に代わる保管受託銀行に、総販売会社および管理会社によって承認された手続に従って、送金することを授權されている。

管理会社は、将来いかなるサブ・ファンドのクラス受益証券にも投資できるように、投資者のクラスを変更する権利を有する。管理会社は、特定の法域の投資者による購入が現地の法律、慣習またはビジネス・プラクティスを遵守するよう、一ポートフォリオのークラス受益証券のみを販売する権利を有している。更に、管理会社または総販売会社は、投資者のクラスまたは一ポートフォリオの特定のクラス受益証券の購入を許可しもしくは要求する取引に適用ある基準を採用することがある。

投資者は、購入対象とするポートフォリオのクラス受益証券に関する情報について、その財務コンサルタントに相談するか、または、ルクセンブルグ、セニガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り 6 C 番所在のファンドの名義書換事務代行会社である J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーまたは現地のブラックロックのインベスター・サービス・チームに書簡を送付するべきである。

ポートフォリオにつき、各種クラス証券が販売される。以下は、ポートフォリオのクラス証券である。

クラスA受益証券は、GAPについて販売される。当初販売手数料は、受益証券が販売される国における法律と慣習により認められる最高額の当初販売手数料に服する。管理会社は、特定の販売会社に、ポートフォリオの受益証券を、当該クラスの純資産価格の8.5%を超えない額で、当該金額が現地の法律および慣習の下で受諾される場合、より高額の当初手数料で販売することを授権する権利を有する。販売報酬は、毎日発生し、年率0.70%で選任された販売会社に四半期毎に支払われる。販売会社は、販売報酬の全部または一部を、その他の副販売会社またはディーラーに再分配することができる。管理会社は、その管理報酬の中から、販売会社に対して追加の販売報酬を支払うことができる。販売会社は、契約関係にある副販売会社またはディーラーに割引価格により販売させることができ、割引後の残額を取得することができる。更に、クラスA受益証券は、メリルリンチ・アンド・カンパニーおよび（メリルリンチ・アンド・カンパニーが直接または間接に完全所有し管理する）その子会社ならびにそのパートナー、取締役および従業員、ならびにブラックロックが投資顧問をつとめるミューチュアル・ファンドの取締役会の特定の役員に対しては、純資産価格で販売される。

過当取引に関する方針

ポートフォリオは、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある過当取引慣行に関連した投資を意図的に認めることはない。過当取引とは、個人投資者または個人投資者のグループが、短期売買を繰り返していると思われる証券取引、または、過度に頻繁な取引もしくは大口取引のことである。

ポートフォリオが、アセット・アロケーションを目的とした特定の投資者により、または、ストラクチャード・プロダクト・プロバイダーにより利用される可能性があることを、投資者は認識しておくべきである。（受益証券の）買付けおよび解約により、ポートフォリオ資産の定期的な配分調整（リバランス）が必要となることがあるためである。かかる調整は、管理会社が過当取引または短期売買の疑いがあると判断した場合を除いて、通常、過当取引とはみなされない。

管理会社がその裁量で買付けを拒否することができる一般的な権限に加え、解約の停止および延期を含んだ過当取引に対する受益者の利益の保護を確保するため、本書の他の項にも管理会社の権限が存在する。

なお、管理会社は、過当取引が疑われた場合、以下の対応策を講じることができる。

- 個人投資者または個人投資者のグループが、過当取引に関わったとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共同所有または管理下にある受益証券を統合する。したがって、管理会社は、過当取引を行ったものと判断した投資者に対し、受益証券買付けの一切の申込みを拒否する権利を留保する。
- 評価時点におけるポートフォリオの組入証券の公正な価格をより正確に反映するため、受益証券1口当たりの純資産価格を調整する。かかる調整は、組入証券の市場価格の変動が、公正価格の評価により、全受益者の利益に適うものと管理会社が判断した場合に限って行われる。
- 管理会社が、その公正な判断で、過当取引を行った疑いがあるとみなした受益者に対しては、買戻金額の2%に相当する手数料を徴収する。当該手数料は、ポートフォリオの利益のために徴収されるものであり、手数料が徴収される可能性がある場合には、当該影響が及ぶ受益者に対して、事前通知が行われる。

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限らないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限しまたは妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合（およびその結果として米国人の定義に該当する場合）、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

ノミニーとして行為する販売会社以外の者が（法律的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

マネー・ロンダリングの防止

マネー・ロンダリング防止規則のため、受益証券の申込みには追加の書類が必要となることがある。追加書類の提出が必要となる状況および正確な要件については、申込書の注記に記載されている。かかる情報は、投資者の身元または場合によってはフィナンシャル・アドバイザーの状況を確認するために用いられる。この情報は、これらの要件を遵守するためのみに用いられる。名義書換事務代行会社または現地のインベスター・サービス・チームが、あらゆる場合において、さらなる追加書類または情報を要求する権利を留保する点に留意されたい。書類を提出しない場合、買戻代金から天引きされることとなる場合がある。必要となる身元に関する書類に関する質問がある場合には、現地のインベスター・サービス・チームまたは名義書換事務代行会社に照会すること。

日本における申込（販売）手続等

日本においてはクラスA受益証券の募集が日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。

適用ある申込価格は、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

申込手数料は、クラスA受益証券について申込金額の3.15%（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。詳細は、日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社（代行協会員）

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

ホームページ内：<http://www.muml-pb.co.jp/>

「投信基準価額一覧および代行証券会社指定投信の申込取扱場所」を参照すること。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）であり、原則として、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社は、口座約款を差し入れた投資者に対し、買付代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

受益者は、適用ある純資産価格で評価日において名義書換事務代行会社に対して申込書により、受益証券の買戻し請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻し請求は、書面で登記上の事務所をルクセンブルグ、セニガーバーク L - 2633、トレヴェス通り 6 C 番に置く名義書換事務代行会社に対して行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻し請求を名義書換事務代行会社へ送ることができる。受益証券の買戻しは 0.01 口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。

買戻し時の受益証券の価格は、当該時にポートフォリオが保有する証券の時価により、受益者のコストを上回る場合も下回る場合もある。

支払は、通常、受益証券の表示通貨で行われるが、販売会社を通して買戻しを行った受益者は、同社との間で、他の通貨による支払の換算を手配できる。ただし、為替換算手数料は、受益者への支払金額より控除される。販売会社はまた、彼らを通じて買い戻された米ドル建て受益証券の買戻金の支払を、米ドルに制限することができる。

為替管理または保管受託銀行の支配が及ばないその他の状況により法的規定が支払を禁止しない場合にのみ、支払が行われる。

適時に記入された注文書が、投資者または販売会社からファンドの名義書換事務代行会社により、前記「1 申込（販売）手続等」に記載される関連する取引締切時点以前に受領された場合、買戻し注文はある特定の評価日に有効となる。

適時に記入された買戻し注文書が、関連する時間までに名義書換事務代行会社により受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。

管理会社は、いずれか 1 評価日または連続する 7 評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオのいかなるクラスにおいても発行済みの受益証券口数の 10% を超えて買い戻す義務を負わないものとする。買戻しは、買戻し請求の受領日後 7 評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券 1 口当たりの純資産価格（買戻し手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。

受益証券の適用ある買戻し価格は、買戻し注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券 1 口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券 1 口当たり純資産価格により買い戻される。

買戻し価格は、米国外においては、名義書換事務代行会社または総販売会社の登記上の事務所において請求次第入手可能である。

受益証券の買戻しについての管理会社の義務は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の決定の停止」に記載される停止に服する。

上記のとおり管理会社により買戻しが停止されている場合、販売会社による買戻し注文の受諾もまた停止される。

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻し決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

受益証券の買戻しは 0.01 口単位とする。

日本における買戻し手続等

投資者は、各評価日に買戻し（換金）を請求することができる。受益証券の買戻しは 0.01 口、または管理会社が決定するその他の買戻し単位とする。買戻し単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な買戻し単位については、日本における販売会社に照会すること。買戻しは、手数料なしで、各評価日に日本における販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対して請求することができる。日本における販売会社の定める買戻し請求締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

受益証券 1 口当たりの買戻価格は、原則として、買戻注文が有効となる評価日に計算される受益証券 1 口当たり純資産価格とし、ファンドは、米ドル貨または豪ドル貨で買戻代金を支払う。かかる買戻代金は、日本における販売会社の顧客に対して、口座約款の定めるところに従って日本において買戻請求の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）から起算して原則として日本における 4 営業日目以降に日本における販売会社を通じて支払われるものとする。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

管理会社は、いずれか 1 評価日または連続する 7 評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の 10% を超えて買い戻す義務を負わないものとする。したがって、買戻しは、買戻請求の受領日後 7 評価日を超えない期間にわたり延期することができる（ただし、常に上記上限に服する。）。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の 1 口当たりの純資産価格で買い戻される。

3【乗換え手続等】

受益証券は、買戻しおよび買戻代金の他の受益証券への再投資の場合を除いて、別のクラスまたは別のポートフォリオの受益証券に乗り換えることができない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

関連するポートフォリオの各種クラス受益証券の 1 口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

受益証券 1 口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

ポートフォリオの負債は、ポートフォリオ・ベースで分離され、第三者である債権者はポートフォリオの資産についてのみ償還請求権を有する。

各クラス受益証券の純資産価格は、管理会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。管理会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

ポートフォリオの各クラス受益証券の純資産価格ならびに販売価格および買戻価格は、ファンドおよび総販売会社の主たる事務所において入手することができ、管理会社は、ヨーロッパにおいて発行されている主要な金融関連新聞および／または取締役会が随時決定するその他の新聞に、ポートフォリオの純資産価格の定期的な発表の手配を行う。

下記の管理会社の取締役会による決定は、管理会社の役員によるかまたは取締役会により指定された他の人々によって行われる公正な評価額の暫定計算のため、管理会社の取締役会により随時採用される一般的ガイドラインを定めた方針に従って行われる。

コーポレート・ローンとは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローン进行评估する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、管理会社の取締役会の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。株式、債券およびその他の公社債（短期債務を除くが、上場証券を含む。）から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定

機関により提供される価格に基づき評価される。

評価時点にかかわらず、証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている組入証券は、評価日の直前の営業日の営業終了時において当該証券取引所または市場において直近の終値により評価される。

特定の有価証券の売却がない場合、当該有価証券の価格は、直近の入手可能な当該時刻現在の買い呼び値とし、一定の状況において、当該有価証券は、当該有価証券の流通市場である取引所の最終の売値、またはNASDAQ等の当該有価証券の流通市場である店頭市場における最終の買い呼び値とする。

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。店頭市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、管理会社の取締役会の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。店頭市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

ポートフォリオがオプションを発行する場合、受領するプレミアムの金額が資産およびそれと同額の負債としてポートフォリオの会計帳簿に記帳される。負債の価格は、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、または店頭市場において取引されているオプションについては最終の売り呼び値に基づき、発行済オプションの現在の市場価格を反映して爾後評価される。ポートフォリオにより購入されるオプションは、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、または店頭市場において取引されているオプションについては最終の買い呼び値で評価される。

オープン・エンド型UCIへの投資は、その直近の入手可能な純資産価格で評価される。

金利スワップ、キャップおよびフロアの価額は、公式に従って決定され、その後、定期的に銀行の相場を入手することにより確認される。

先物契約および関連するオプションを含むその他の投資証券は、市場価格で決定される。

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

買戻契約は、原価と経過利息により評価される。

市場相場が容易に入手できない証券および資産は、管理会社の取締役会の指示に基づき誠実に決定される公正な価格により評価される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

一般に、組入証券の取引は、当該時刻以前に概ね完了する。ポートフォリオの受益証券の純資産価格の計算に使用される証券の価格は、かかる時間に決定される。時折り証券の価格に影響を与える事態が、決定時と評価時点との間に発生するが、それらはポートフォリオの純資産価格の計算に反映される。

受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の決定の停止

約款の下で、管理会社は、以下の期間中、受益証券の1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができる。

- ・ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- ・緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。
- ・管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成するUCIの受益証券または投資証券の価格を

決定することが不可能な場合（特に、当該UCIの純資産価格の決定が停止される場合）。

・ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。

管理会社は、ポートフォリオまたはファンドを解散せしめる事由の発生またはルクセンブルグ監督官庁の命令があった場合には、直ちに受益証券の発行および買戻しを停止するものとする。

受益証券の買戻請求をした受益者は、請求後7日以内に当該停止の書面による通知を受け、かつ、当該停止終了後には、直ちに通知を受けることになる。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外市場においては、確認書または券面（発行されている場合）は受益者の責任において受益者により保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面（発行されている場合）またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管されかつ名義書換事務代行会社により取り扱われる。

日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されている。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年2月1日に開始し翌年1月31日に終了する。

(5) 【その他】

(a) 解散および合併

ファンドは存続期間を限定せず、そのポートフォリオの資産も限定せずに設立された。管理会社はいつでもファンドを終了することができる。管理会社は、() ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上期間減少し、3,000万米ドルもしくは関連する通貨の同等額を下回った場合または管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または() ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を送付することにより、ポートフォリオを償還することができる。

管理会社の取締役会は、上記と同様の理由から、関連する評価日における受益証券1口当たりのそれぞれの純資産価格で、ポートフォリオまたはクラス受益証券を、ファンドの別のポートフォリオもしくはクラスとまたはルクセンブルグの他のUCIと合併することを決定することができる。

強制的買戻しまたは合併による終了の場合、当該ポートフォリオの受益証券1口当たりの純資産価格は、終了または合併の1か月前の通知が郵送および公表された日から、終了されるポートフォリオの資産の名目上の実現原価を反映するものとする。強制的に買い戻された受益証券に関する資金で、当該通知期間の終了から6か月以内に当該受益者から請求されなかった資金は、保管受託銀行により、これが関係するルクセンブルグの供託機関に預託され、30年間請求されなかった場合には当該資金は没収されるものとする。

管理会社、または解散の場合、清算人は、ファンドの資産を換金し、純清算手取金は、清算報酬と費用を控除した後、ファンドの各受益証券保有者の間にその保有する受益証券の割合に応じて分配される。清算終了時において未請求で保管受託銀行の口座に残存する金額は、ユーロに転換され、ルクセンブルグの預託機関に保管受託銀行により預託される。ルクセンブルグ投信法第146条に基づき、それらは30年後に請求されなければ没収されることになる。

管理会社は、合併手続その他を通じて、受益証券の発行を対価とする、関連するポートフォリオへの出資により、他のUCIの資産の出資を受けることを決定できる。ただし、投資制限にかかる出資を理由として違反できず、出資は出資される資産の純資産総額に基づき行われ、ルクセンブルグの「reviseur d'entreprises」の特別監査報告書によって確認される。

管理会社は、関連する監督機関から事前の許可を受けて、EUの他のUCIとの間で、ポートフォリオまたはファンドの合併を決定することもできる。

(b) 約款

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。約款は当事者の合意によりいつでも変更することができる。

(c) ワラント、新受益証券引受権およびオプションの発行

ワラント、新受益証券引受権またはオプションに基づいて受益証券を買付ける権利は付与されない。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

・投資顧問契約

投資顧問契約は、ファンドの受益者集会における決議によって、決定から3か月以内に管理会社が当該終了を通知することを指示することで、投資顧問会社に対する補償なしでいつでも終了することができる。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更または譲渡することができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されおよび執行されるものとする。

る。

・保管契約

保管契約は、当事者の一方が他方に90日以上前に書面で通知をすることによりいつでも終了する。本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈および実施されるものとし、同に基づき発生するいかなる紛争も、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約

所在地事務・管理事務および支払事務代行会社契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠するものとし、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、当事者の一方が他方に180日以上前に書面で通知することによりいつでも終了することができる。

本契約は、本契約当事者の署名した書面による場合を除き、変更することができない。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約または本契約で創設される権利を譲渡しまたは変更することができない。かかる譲渡または変更と称する行為は、書面で裁可されない限り無効である。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法に従って解釈される。本契約の当事者は、ルクセンブルグの裁判所の非専属的管轄権に服する。

・業務契約

業務契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・販売契約

販売契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ジャージーの法律に準拠し、紛争事項は、ジャージーの王立裁判所に提起されるものとする。

・代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

・受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し、指定の住所宛に書面により通知をなすことにより解約できる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これにより解釈される。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券名義人として、ファンドに登録されているかまたは受益証券を保有していなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接権利を行使することはできない。これらの受益者は日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして権利を自己のために行使させることができる。受益証券の保管

を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、自らの責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 収益分配請求権

各受益者は、配当という形で管理会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有する。

(b) 買戻請求権

受益者は、ファンドに対し、前記の制限に従って受益証券の買戻しを請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが償還された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

(a) ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限

(b) 日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを
管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

a．本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第129条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドルおよび豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成23年5月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル＝80.88円および1豪ドル＝86.99円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エー（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務諸表】

(1) 【2011年 1 月31日に終了した計算期間の財務書類】

【貸借対照表】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ*

純資産計算書

2011年 1 月31日現在

	米ドル	千円
資産：		
投資 - 時価	165,843,123	13,413,392
未収入金：		
受益証券販売	14,055,319	1,136,794
有価証券売却	1,359,903	109,989
繰延創立費	163,789	13,247
資産合計	181,422,134	14,673,422
負債：		
未払金：		
有価証券購入	14,055,318	1,136,794
受益証券買戻	1,358,483	109,874
投資顧問会社	92,313	7,466
販売会社	92,313	7,466
未払創立費	39,461	3,192
未払費用及びその他の負債	28,165	2,278
負債合計	15,666,053	1,267,070
純資産：		
純資産	165,756,081	13,406,352
発行済受益証券口数 - クラス A（豪ドル建）受益証券	3,319,602口	
	豪ドル	円
クラス A（豪ドル建）受益証券 1 口当たり純資産額	11.26	980
発行済受益証券口数 - クラス A（米ドル建）受益証券	11,568,112口	
	米ドル	円
クラス A（米ドル建）受益証券 1 口当たり純資産額	11.12	899
	米ドル	千円
投資原価	160,016,388	12,942,125

* グローバル・アロケーション・ポートフォリオは2010年 8 月20日付で設定された。

財務書類に対する注記参照。

【損益計算書】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ*

損益計算書及び純資産変動計算書

2011年1月31日に終了した年度

	米ドル	千円
費用：		
投資顧問報酬	259,581	20,995
販売報酬	259,581	20,995
会計サービス報酬	24,014	1,942
専門家報酬	9,896	800
印刷費及び受益者報告書	418	34
B R O L に対する報酬	8,653	700
保管報酬	2,320	188
名義書換事務代行報酬	2,675	216
創立費償却	16,211	1,311
その他の報酬	3,561	288
費用払戻前費用合計	586,910	47,469
費用払戻	-	-
費用払戻後費用合計	586,910	47,469
投資純利益	(586,910)	(47,469)
投資、先物契約、スワップ及び外国通貨取引に係る実現及び未実現利益 - 純額：		
実現純利益：		
投資	1,516,567	122,660
外国通貨取引	443,467	35,868
未実現純利益の変動：		
投資	5,826,735	471,266
営業活動による純資産の純増加	7,199,859	582,325
受益証券取引：		
受益証券発行代金	197,567,230	15,979,238
受益証券買戻原価	(39,011,008)	(3,155,210)
受益証券取引より生じた純資産の純増加	158,556,222	12,824,027
純資産：		
純資産の増加合計	165,756,081	13,406,352
期首純資産	-	-
期末純資産	165,756,081	13,406,352

* グローバル・アロケーション・ポートフォリオは2010年8月20日付で設定された。

財務書類に対する注記参照

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ**
ファンド受益証券取引

	クラス A (豪ドル建) 受益証券	クラス A (米ドル建) 受益証券
期首発行済受益証券口数	-	-
発行受益証券口数	4,511,639	13,997,009
買戻受益証券口数	(1,192,037)	(2,428,897)
期末発行済受益証券口数	3,319,602	11,568,112

** グローバル・アロケーション・ポートフォリオは2010年8月20日付で設定された。

財務書類に対する注記参照。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務書類に対する注記

2011年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）は、オープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）としてルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定された、ファンドの有価証券及びその他の資産の共有持分型投資信託であり、2002年12月20日改正法（以下「2002年法」という。）のパート に準拠している。

2011年1月31日現在、ファンドは、6つの登録されたポートフォリオを有していた。これらは、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド、U.S. インベストメント・グレード・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なるタイプの譲渡可能有価証券または市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、以下の受益証券で表象される、資産のそれぞれのプールである。

 クラス A

 米ドル建クラス A 分配型受益証券

 豪ドル建クラス A（豪ドル建）分配型受益証券

 ユーロ建クラス A（ユーロ建）分配型受益証券*

 米ドル建クラス A（米ドル建）分配型受益証券

 クラス B

 米ドル建クラス B 分配型受益証券

 クラス F

 米ドル建クラス F 無分配型受益証券

 クラス I

 ユーロ建インスティテューショナル・クラス I 無分配型受益証券

 クラス J

 米ドル建クラス J 無分配型受益証券

* クラス A（ユーロ建）は2010年8月20日付で設定された。

各受益証券クラスはファンドに対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料の構造はそれぞれ異なり、これについてはファンドの目論見書において詳述されている。

ファンドの設定

- ・ 2010年8月20日付で、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ（米ドル建）が設定された。

ファンドは、UCITS 法を利用する資格がない2002年法に基づくパート 投資信託として設定されたため、ファンドは欧州連合内では一般市場から入手できない。

2 重要な会計方針の要約

財務書類はルクセンブルグ大公国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

以下は2010年7月30日付の目論見書の条件に従ったファンドの採用する重要な会計方針を要約したものである。

(a) 投資の評価

- ・ マネー・マーケット以外のポートフォリオ - ファンドが投資しているコーポレート・ローンは、証券取引所に上場されていない。コーポレート・ローンは長年にわたり発展してきたコーポレート・ローン債券の流通市場で機関トレーダーにより取引される。純資産額（以下「NAV」という。）の決定において、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関より供給されるコーポレート・ローンの評価額をファンドは利用する。通常、価格決定機関は相場が容易に入手できる場合には、買い呼び値の仲値でコーポレート・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないコーポレート・ローンの場合には、評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して、価格決定機関が決定した一貫性のある公正な市場価格で評価している。価格決定機関の価値算定手続及びその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもとに各ポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法であることを誠実に決定している。
- ・ 持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成される組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引及び機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する1つまたは複数の価格決定機関により提供される価格に基づいて評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている、またはその他の規制市場で取引されている組入証券は、それらの有価証券が取引されている主要な市場における、当該ポートフォリオのNAV決定直前の営業終了時点における入手可能な終値により評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合は、その有価証券の価格は、入手可能な直近の買い呼び値とする。一定の状況において、これらの組入証券は、その有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、またはNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券で当該日に取引のなかった上場有価証券については直近の買い呼び値で評価される。
- ・ オープン・エンド型投資信託に対する投資は直近の入手可能なNAVで評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない、またはその他の規制市場で取引されていない固定利付有価証券は、1つまたは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手される、利用可能な直近の買い呼び値または利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会によりまたはその指示により主要な市場として指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も広い、最も代表的な市場に従って評価される。売建オプションは、上場オプションの場合は直近の取引価格により、OTC市場で取引されているオプションの場合は直近の売り呼び値により、評価される。買建オプションは、上場オプションの場合は直近の取引価格により、OTC市場で取引されているオプションの場合は直近の買い呼び値により、評価される。
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、キャップ及びフロアの価格は、定式に従って決定され、その後、銀行の相場を入手することにより定期的に確認される。先物契約及び関連するオプションを含むその他の投資は、市場価格によっている。満期までの残存期間が60日以下の債務証券は、償却原価で評価されるが、この方法では公正な評価が得られないこととなった場合は除かれる。レボ契約

は、取得原価に経過利息を加算して評価される。市場の相場が容易には入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会によりまたはその指示により誠実に決定される公正価値により評価される。

- ・ スーパー・マネー・マーケット・ファンド - このポートフォリオに組み入れられた有価証券及び短期金融資産は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該証券の市場価額に与える影響に関係なく、ディスカウントまたはプレミアムを満期まで均等償却することを意味する。この方法は、評価に確実性を与える一方、償却原価により決定された価格が、その証券を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格より結果的に高くなったり低くなったりする期間を生じさせることがある。

管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。所有ポートフォリオは、市場相場を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを決定するために、管理会社の取締役会によりまたはその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家または現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると決定された場合、管理会社は、取締役会によりまたはその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置とは、ポートフォリオ商品を満期日前で売却してキャピタル・ゲインまたはロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮する、分配金を保留する、入手可能な市場価格を使用して、受益証券1口当たりNAVを設定するなどである。

(b) 外国通貨取引

外貨建取引は、認識時の実勢為替レートにより計上される。外貨建資産及び負債は、当期末の為替レートにより評価される。

外国通貨取引は、外国通貨で表示された資産または負債を米ドルで、決済（実現）または評価（未実現）した結果である。実現及び未実現投資損益には、外国為替レートが投資に与えた影響も含まれている。

(c) デリバティブ金融商品

各ポートフォリオは、さまざまなポートフォリオ戦略の下で、株式、債券及び通貨の各市場の不利な変動に対してポートフォリオをヘッジすることにより、収益の増加を追求している。損失は、当該契約の価値の変動によって、あるいは契約相手方の債務不履行があった場合、生じる可能性がある。

- ・ 外国為替予約 - 各ポートフォリオは、特定の取引またはポートフォリオ・ポジションのいずれかに対するヘッジとして外国為替予約を締結する権限を与えられている。損益計算に与える影響額は、ファンドが当該契約を締結した日より計上される。
- ・ 外国通貨オプション及び先物 - 各ポートフォリオは、上場またはOTC外国通貨オプション、外国通貨先物、及び外国通貨先物に関連するオプションを、可能性のある外国為替レート変動に対する売りヘッジまたは買いヘッジとして、購入または売却することができる。これらの取引は、各ポートフォリオが所有している、または各ポートフォリオが売却したがまだ決済されていない、あるいは各ポートフォリオによる購入が約定もしくは予定されている、米ドル以外の通貨建ての有価証券のヘッジに関して、実行されうる。
- ・ オプション - 各ポートフォリオは、カバード・コール・オプションの売り及びプット・オプションの買いを行う権限を与えられている。ポートフォリオがオプションを売った場合、ポートフォリオの受領したプレミアムに相当する金額が資産に、及び同額が負債に計上される。負債金額は、売建オプションの現在の価格を反映するために、その後は値洗い評価される。

オプションの行使により有価証券が購入または売却された場合、関連する支払（または受取）プレミアムは、取得有価証券の原価に加算（または減算）されるかまたは売却有価証券収入から減算（または加算）される。オプションが満期を迎えた場合（またはポートフォリオが手仕舞う取引を行った場合）、当該ポートフォリオは、受取または支払プレミアムの範囲内で（あるいは手仕舞う取引のコストが支払または受取プレミアムを超える額までの）オプション損益を実現する。

売建オプション及び買建オプションは収益を生み出すための投資ではない。

- ・ 金融先物契約 - 各ポートフォリオは、金融先物契約及び金融先物契約に関連するオプションを、既存の有価証券または購入予定の有価証券に関する市場リスクをヘッジする目的で、購入または売却することができる。先物契約は、将来の特定の日における特定の価格または利回りによる、有価証券の繰延受渡しに関する契約である。契約の締結に当たり、ポートフォリオは、当該取引が実行される取引所によって要請される基本証拠金を担保として預託し、維持する。当該契約に従って、ポートフォリオは、当該契約の価値の日々の変動に等しい額の現金をブローカーより受け取るまたはブローカーに支払うことに同意する。この受取額または支払額は、いわゆる変動証拠金として知られ、ポートフォリオでは未実現損益として計上される。当該契約の終了時には、ポートフォリオは、契約開始時の価値と契約終了時の価値の差額に相当する額の実現損益を計上する。
- ・ 金利取引 - 一部のポートフォリオは、金利スワップを締結し、金利キャップ及びフロアを購入または売却する権限を与えられている。金利スワップでは、ポートフォリオは一方の当事者と、特定の想定元本額に対する金利を支払うまたは受け取る、それぞれの約定債務を交換する。金利キャップ（またはフロア）の購入は、買い手に、特定の指標が既定の金利を上回った（または下回った）範囲内で、想定元本額に対する当該指標と既定金利との乖離に相当する金利の支払を、当該金利キャップ（またはフロア）の売り手より受け取る権利を与える。
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ - 一部のポートフォリオは、クレジット・デフォルト・スワップを締結する権限を与えられている。クレジット・デフォルト・スワップは、固定利付証券の信用リスクを金利リスク及び資金調達リスクから分離させる。クレジット・デフォルト・スワップは二者の当事者間で信用エクスポージャーを移転するために使用されるOTC取引契約である。クレジット・デフォルト・スワップでは、プロテクションの買い手が信用エクスポージャーを売り、信用エクスポージャーを買うプロテクションの売り手に対し支払を行う。プロテクションの売却により、投資家は現物証券の買いと同等のポジションを有することとなる。

(d) レボ契約

一部のポートフォリオは、連邦準備制度加盟銀行または合衆国政府証券公認ディーラーとのレボ契約に従って、合衆国政府証券に投資することができる。これらの契約の下で、当該銀行または公認ディーラーは、相互に合意した日時及び価格でその有価証券を買い戻すことに同意する。当該ポートフォリオは、対象となる有価証券を占有し、当該有価証券を値洗い評価し、当該契約の担保が不足しないよう、必要に応じて日々追加の有価証券を受け取る。

(e) リバース・レボ契約

一部のポートフォリオは、信用度の高い契約相手方とリバース・レボ契約を締結することができる。リバース・レボ契約の下で、当該ポートフォリオは有価証券を売却し、それを相互に合意した日時及び価格で買い戻すことに同意する。当該ポートフォリオは、リバース・レボ契約の締結時点で、買戻し価格と少なくとも同等の価値を有する現金、現金同等物または流動性の高い高格付けの債務証券からなる分離保管口座を保管銀行に開設することができる。

(f) 外貨の換算

外貨建項目の換算は、資産及び負債については貸借対照表日現在の実勢為替レートにより、取引については取引発生時の実勢為替レートにより行われている。2011年1月31日現在、世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオを除く各ポートフォリオについて、1米ドルは概ね以下に相当していた。

通貨	米ドル
豪ドル	1.003009
カナダ・ドル	1.002500
ユーロ	0.729395
英ポンド	0.624317
日本円	81.93000

世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオについて、1米ドルは概ね以下に相当していた。

通貨	米ドル
豪ドル	1.005379
ブラジル・レアル	1.676050
スイス・フラン	0.940400
ユーロ	0.729235
英ポンド	0.626999
香港ドル	7.796400
イスラエル・新シェケル	3.703550
日本円	82.03500
韓国ウォン	1121.300
メキシコ・ペソ	12.14270
ノルウェー・クローネ	5.777150
スウェーデン・クローナ	6.452200
シンガポール・ドル	1.280100
新台湾ドル	29.03550
イスラエル・新シェケル	3.703550

NAVの決定のため、管理会社は、ルクセンブルグ時間の正午までに営業が終了する市場で取引されている有価証券の場合は、当日の市場の終値を含めている（ただし、世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合はこの限りではない。これらのポートフォリオでは、1口当たりNAVの決定はルクセンブルグ時間の午後4時を基準とする。）。これらの市場の営業の終了がルクセンブルグ時間の正午より後（世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合は午後4時より後）である有価証券の場合は、ルクセンブルグ時間の正午（世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオの場合は午後4時）現在の価格、または取締役会が決定した一定の時刻または複数の時刻（以下、各々の場合において「該当時刻」という。）における価格をNAV決定目的に使用する。

(g) 有価証券取引及び投資収益

有価証券取引は、当該取引の締結日（取引日）に計上される。受取配当金は権利落日に計上される。権利落日を経過している可能性のある有価証券からの受取配当金は、当該ポートフォリオがその権利落日を確定した時点で、事後的に計上される。受取利息（ディスカウントまたはプレミアムの均等償却を含む。）は発生主義に基づいて認識される。有価証券取引の実現損益は平均原価法に基づいて決定される。

金利差異は、2つの類似する利付資産間の金利ギャップを測定している。例えば、米ドル金利が0.25%で、豪ドル金利が3%である場合、金利差異は2.75%である。金利差異は収益として計上される。

(h) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

(i) 分配金

- マネー・マーケット以外のポートフォリオ - 各ポートフォリオは、平準化として知られる会計慣行を採用することができる。この会計慣行により、ポートフォリオ受益証券の販売・買戻し代金の一部が未分配投資純利益に割り当てられる。その結果、1口当たりの未分配投資純利益は、ポートフォリオ受益証券の販売・買戻しによって影響されない。投資純利益からの分配金の全部または一部は、以下の通り公表される。

ポートフォリオ	分配金の公表
世界株式インカム	月次
インカム・ストラテジー	月次
U.S. インベストメント・グレード	月次
ワールド・インカム	月次

各公表分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方または借方純額につきそれぞれ増額または減額するかどうかを、決定することができる。キャピタル・ゲインの分配金は権利落日に計上される。

- スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 分配金は投資純利益（プレミアム及びディスカウントの均等償却を含む。）及び投資実現純損益の合計から公表される。分配金は以下の通り、公表される。

マネー・マーケット受益証券	分配金の公表	分配金の再投資
クラス A	毎日	毎日
クラス B	毎日	月次
インスティテューショナル I	毎日	月次

分配金は、NAVをもってマネー・マーケット受益証券の追加購入に再投資される。

3 ブラックロック各社との契約

管理会社は、各投資顧問会社との間で投資顧問契約（以下「当契約」という。）を締結している。各投資顧問会社は各ポートフォリオの運用に責任を有し、必要な人材、施設、機器及びその他ファンドの営業活動に必要な一定のサービスを提供する。管理会社はまた、メリルリンチ・インターナショナル・アンド・カンパニー（以下「全世界の販売会社」という。）、ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（以下「主要販売会社」という。）及び日本の販売会社（6、7及び8ページ（訳者注：原文のページ）に記載）との間で販売契約を締結している。更に、管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の指示により、全ポートフォリオのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、ブラックロック・インク（米国デラウェア州で設立された会社）である。PNCバンク・エヌ・エイは、ブラックロック・インクの主要株主である。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、または通常の条件により本人として行動したかもしれず、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカーまたはエージェントが提供する大口取引その他による手数料の

割引または現金による手数料の割戻しの利益は当社に還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用されたかもしれない。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は26,312,722米ドルであり、当該取引価額が当期間の全体の取引価額に占める割合は0.33%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は605米ドルであり、支払った手数料の平均料率は0.047%であった。

これらのサービスの対価として管理会社は、投資顧問会社、全世界の販売会社、日本の販売会社及びBRO Lに対し、以下に示したそれぞれの月次報酬のすべてまたは一部を支払うようファンドを構成する種々のシリーズに指示することができる。

毎日の純資産の平均額に対する年率（％）⁽¹⁾

	投資顧問報酬	販売会社報酬	B R O L に対する 報酬
マネー・マーケット・ポートフォリオ：			
クラス A 受益証券	0.50%	0.25%	0.025%
クラス B 受益証券	0.50	0.25	0.025
インスティテューショナル I 受益証券	0.45	-	0.025
マネー・マーケット以外のポートフォリオ			
インカム・ストラテジー： ⁽²⁾			
クラス A	0.60	0.50	0.025
クラス B	0.60	1.00	0.025
クラス J	0.60	0.45	0.025
U . S . インベストメント・グレード：			
クラス A	0.45	0.45	0.025
ワールド・インカム：			
クラス A	0.50	0.60	0.025
グローバル・アロケーション：			
クラス A	0.75	0.70	0.025

(1) すべての報酬は、各ポートフォリオのそれぞれの毎日の純資産の平均額に基づいて計算される。

(2) 管理会社は、当該ポートフォリオから、毎日の純資産の平均額に当該ポートフォリオがレバレッジ目的で行った借入金元本の額を加算した額に基づく、上表の年率による管理報酬を毎月受け取る権利を有する。

管理会社は、U.S. インベストメント・グレード・ポートフォリオの受益証券に帰属する毎日の純資産の平均額の1.10%を超えた同ポートフォリオの費用につき、ファンドに払い戻すことに同意している。当該払戻は、管理会社が受け取る報酬を超えないものと見込まれる。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、BROLに対する報酬、管理報酬及び販売会社報酬の放棄が行われた。2011年1月31日に終了した年度において、ファンドの利益のために放棄された合計金額は以下の通りであった。

	B R O L に対する報酬 (米ドル)	管理報酬 (米ドル)	販売会社報酬 (米ドル)
クラスA	87.29	1,404.59	702.30
クラスB	162,893.80	2,617,225.52	1,308,612.76
インスティテューショナルI	70,988.48	857,915.20	-

管理会社の一部の役員及び／または取締役は、投資顧問会社、BROL及びブラックロック・インクの役員及び／または取締役を兼務している。

4 税金

現在のところ、ファンドにはルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税は課されない。ファンドには、暦年の各四半期の最終日における純資産額を基礎として、年率0.05%のルクセンブルグの投資会社に対する税が課される。ただし、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び機関投資家に制限された受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。ファンドの所有している資産がルクセンブルグにおいて既に資本税を課された他のUCITSである場合は、当該資産に対し更なる税金は課されない。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

5 コミットメント

2011年1月31日現在、未引出のコミットメントはなかった。

6 信用枠

2011年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、75,000,000米ドルの信用枠の権利を有していた。2011年1月31日現在、47,000,000米ドルの借入残高があった。

【投資有価証券明細表等】

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資明細表

2011年 1 月31日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ファンド			
	ルクセンブルグ		
2,885,911	BlackRock Global Fund – Global Allocation Portfolio A (USD)	128,653,916	77.62
3,302,937	BlackRock Global Fund – Global Allocation Portfolio A (AUD)	37,189,207	22.43
ファンド合計		165,843,123	100.05
公認証券取引所上場譲渡可能有価証券又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券合計		165,843,123	100.05
ポートフォリオ合計			
その他の純負債		(87,042)	(0.05)
純資産合計（米ドル）		165,756,081	100.00

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ・ファンドは、フィードー・ファンドとして、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオのクラスX 受益証券に投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ポートフォリオのクラスA（米ドル建）及び（豪ドル建）を含む。）の年次報告書（監査済）及び半期報告書（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登録事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登録事務所は、1a Hoehenhof, L1736 Senningerberg, ルクセンブルグ大公国に所在している。

セクター別内訳
2011年 1 月31日現在

	純資産比率(%)
投資ファンド	100.05
その他の純負債	(0.05)
	100.00

財務書類に対する注記参照。

Statement of Net Assets

As of 31 January 2011

	Global Equity Income Portfolio US\$	Income Strategies Portfolio US\$	Super Money Market Fund US\$	US Investment Grade Portfolio US\$
Assets				
Investments, at value	104,462,426	656,043,941	1,006,459,741	37,114,960
Cash	310,746	-	699	525,821 [Ⓜ]
Liquid assets	313,846	-	-	-
Foreign cash	11,763	-	-	-
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	136,536	-	-
Unrealised appreciation on futures contracts	-	-	-	33,747
Unfunded loan commitment, at value	-	4,950,241	-	-
Receivables:				
Interest	-	8,865,674	175,919	424,081
Units subscribed	1,478,728	2,254,037	-	143,808
Securities sold	-	12,997,896	-	-
Dividends	172,915	-	-	-
Investment adviser	-	-	-	28,466
Deferred organisational expenses	-	-	-	-
Other receivables	51	-	272	-
Total assets	106,750,495	685,248,325	1,006,636,631	38,270,883
Liabilities				
Loan	-	47,000,000	-	-
Bank overdraft	-	1,918,234	-	-
Payables:				
Securities purchased	588,233	29,652,058	-	-
Units redeemed	-	2,853,497	-	56,521
Dividends to unitholders	-	-	59,381	-
Investment adviser	-	314,173	88,231	28,466
Distributor	-	270,529	26,710	14,816
Organisational expenses	-	-	-	-
Accrued expenses and other liabilities	68,607	511,694	508,139	92,272
Total liabilities	656,840	82,520,185	682,461	192,075
Net Assets	106,093,655	602,728,140	1,005,954,170	38,078,808

[Ⓜ] Includes cash collateral on futures contracts of US\$ 48,640.

Statement of Net Assets

As of 31 January 2011 (continued)

	World Income Portfolio US\$	Global Allocation Portfolio* US\$	Combined Totals US\$
Assets			
Investments, at value	155,801,909	165,843,123	2,125,726,100
Cash	-	-	837,266
Liquid assets	-	-	313,866
Foreign cash	-	-	11,763
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	-	136,536
Unrealised appreciation on futures contracts	-	-	33,747
Unfunded loan commitment, at value	-	-	4,950,241
Receivables:			
Interest	-	-	9,465,674
Units subscribed	436,426	14,055,319	18,367,318
Securities sold	1,454,104	1,399,903	15,811,903
Dividends	530,336	-	703,251
Investment adviser	-	-	28,466
Deferred organisational expenses	88,504	163,789	252,293
Other receivables	6,085	-	6,408
Total assets	158,316,364	181,422,134	2,176,644,832
Liabilities			
Loan	-	-	47,000,000
Bank overdraft	-	-	1,918,234
Payables:			
Securities purchased	436,041	14,055,318	44,731,650
Units redeemed	1,453,601	1,358,483	5,722,102
Dividends to unitholders	-	-	59,381
Investment adviser	72,425	92,313	595,608
Distributor	94,152	92,313	498,520
Organisational expenses	46,987	39,461	86,448
Accrued expenses and other liabilities	-	28,165	1,208,877
Total liabilities	2,103,206	15,666,053	101,820,820
Net Assets	156,213,158	165,756,081	2,074,824,012

* Global Allocation Portfolio was launched on 20 August 2010.

See Notes to Financial Statements

Annual Report

11

Statement of Net Assets

As of 31 January 2011 (continued)

	Currency	Global Equity Income Portfolio US\$	Income Strategies Portfolio US\$	Super Money Market Fund US\$
Number of Units outstanding – A/Common Units		–	2,246,648	349,291
Net Asset Value Per A/Common Unit	USD	–	5.59	1.00
Number of Units outstanding – A(AUD)/Common Units		–	–	–
Net Asset Value Per A(AUD)/Common Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – A(USD)/Common Units		–	–	–
Net Asset Value Per A(USD)/Common Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – A(EUR)/Common Units		–	–	–
Net Asset Value Per A(EUR)/Common Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – B/Current Units		–	3,641,416	680,531,734
Net Asset Value Per B/Current Unit	USD	–	5.59	1.00
Number of Units outstanding – F Units		10,299,121	–	–
Net Asset Value Per F Unit	USD	10.30	–	–
Number of Units outstanding – J Units		–	91,515,570	–
Net Asset Value Per J Unit	USD	–	6.23	–
Number of Units outstanding – Institutional I Units		–	–	325,073,145
Net Asset Value Per Institutional I Unit	USD	–	–	1.00
Cost on investments		93,820,520	740,250,201	1,006,459,741

Statement of Net Assets

As of 31 January 2011 (continued)

	Currency	US Investment Grade Portfolio US\$	World Income Portfolio US\$	Global Allocation Portfolio* US\$
Number of Units outstanding – A/Common Units		3,820,160	–	–
Net Asset Value Per A/Common Unit	USD	9.97	–	–
Number of Units outstanding – A/AUD/Common Units		–	8,264,130	3,319,602
Net Asset Value Per A/AUD/Common Unit	AUD	–	10.22	11.26
Number of Units outstanding – A/USD/Common Units		–	6,328,047	11,568,112
Net Asset Value Per A/USD/Common Unit	USD	–	10.14	11.12
Number of Units outstanding – A/EUR/Common Units**		–	605,467	–
Net Asset Value Per A/EUR/Common Unit	EUR	–	9.67	–
Number of Units outstanding – B/Current Units		–	–	–
Net Asset Value Per B/Current Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – F Units		–	–	–
Net Asset Value Per F Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – J Units		–	–	–
Net Asset Value Per J Unit		–	–	–
Number of Units outstanding – Institutional I Units		–	–	–
Net Asset Value Per Institutional I Unit		–	–	–
Cost on investments		35,757,922	149,508,767	160,016,388

* Global Allocation Portfolio was launched on 20 August 2010.

** World Income Portfolio (EUR) was launched on 20 August 2010.

See Notes to Financial Statements

Annual Report

13

Statement of Operations and Changes in Net Assets

For the Year Ended 31 January 2011

	Global Equity Income Portfolio US\$	Income Strategies Portfolio US\$	Super Money Market Fund US\$	US Investment Grade Portfolio US\$
Investment Income				
Interest and amortisation of premium and discount	3,205	51,575,735	3,160,085	1,833,941
Dividends (net of foreign withholding tax)	3,808,979	268,625	-	-
Interest rate differential	-	-	-	-
Total income	3,812,184	51,844,360	3,160,085	1,833,941
Expenses				
Investment advisory fees	-	3,568,477	1,060,869	190,428
Distribution fees	-	3,064,744	320,495	190,428
Accounting services	49,405	275,182	207,751	52,500
Professional fees	10,403	265,643	198,728	54,938
Printing and unitholder reports	2,272	122,425	336,180	78,076
Tax expenses	45,048	288,674	97,886	20,296
BRDL fees	-	148,687	-	10,576
Custodian fees	40,525	97,889	69,159	4,252
Transfer agent fees	9,003	60,948	163,854	7,966
Commitment expenses	-	534,560	-	-
Amortisation of organisation expenses	9,986	-	-	-
Miscellaneous fees	27,630	49,665	11,160	8,994
Total expenses before reimbursement	194,272	8,476,894	2,466,082	618,434
Reimbursement of expenses	-	-	-	(153,812)
Total expenses after reimbursement	194,272	8,476,894	2,466,082	464,622
Investment income (loss) - net	3,617,912	43,367,466	694,003	1,369,319
Realised & Unrealised Gain (Loss) on Investments, Futures Contracts, Swaps & Foreign Currency Transactions - Net				
Net Realised gain (loss) on:				
Investments	(1,112,018)	(9,664,953)	2,995	491,591
Options	-	(360,721)	-	(3,822)
Foreign currency transactions	(471,319)	(208,371)	-	-
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on:				
Investments	9,175,214	58,852,242	-	326,574
Futures contracts	-	-	-	41,878
Swaps	-	220,441	-	-
Foreign currency transactions	3,351	(278,553)	-	-
Forward foreign exchange contracts	-	(1,028,259)	-	-
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	11,213,140	90,899,292	696,998	2,225,540
Dividends to Unitholders				
Investment income - net	(3,675,529)	(46,714,527)	(696,998)	(1,144,850)
Net decrease in net assets resulting from dividends to unitholders	(3,675,529)	(46,714,527)	(696,998)	(1,144,850)
Capital Share Transactions				
Proceeds from sales of units	36,085,401	101,049,699	3,094,410,356	8,497,901
Cost of units redeemed	(18,264,605)	(145,630,130)	(3,039,159,089)	(16,619,149)
Income (loss) equalisation	24,227	(10,044,510)	-	(201,906)
Net increase (decrease) in net assets derived from units transactions	17,845,023	(54,624,941)	55,251,267	(8,323,154)
Net Assets				
Total increase (decrease) in net assets	25,382,634	(10,440,176)	55,251,267	(7,242,464)
Beginning of year	80,711,021	613,168,316	950,702,903	45,321,272
End of year	106,093,655	602,728,140	1,005,954,170	38,078,808

Statement of Operations and Changes in Net Assets For the Year Ended 31 January 2011 (continued)

	World Income Portfolio US\$	Global Allocation Portfolio * US\$	Combined Totals US\$
Investment Income			
Interest and amortisation of premium and discount	-	-	56,572,966
Dividends (net of foreign withholding tax)	7,158,129	-	11,236,733
Interest rate differential	3,980,323	-	3,980,323
Total income	11,138,452	-	71,789,022
Expenses			
Investment advisory fees	885,081	259,581	5,964,436
Distribution fees	1,150,605	259,581	4,985,853
Accounting services	86,682	24,014	695,534
Professional fees	46,669	9,896	586,277
Printing and unitholder reports	6,976	418	546,347
Tax expenses	-	-	451,904
BRDL fees	44,254	8,653	212,170
Custodian fees	19,625	2,320	233,770
Transfer agent fees	21,984	2,675	266,410
Commitment expenses	-	-	534,560
Amortisation of organisation expenses	25,125	16,211	51,322
Miscellaneous fees	11,632	3,561	112,642
Total expenses before reimbursement	2,298,633	586,910	14,641,225
Reimbursement of expenses	-	-	(153,812)
Total expenses after reimbursement	2,298,633	586,910	14,487,413
Investment income (loss) - net	8,839,819	(586,910)	57,301,609
Realised & Unrealised Gain (Loss) on Investments, Futures Contracts, Swaps & Foreign Currency Transactions - Net			
Net Realised gain (loss) on:			
Investments	(3,277,358)	1,516,567	(12,043,176)
Options	-	-	(364,543)
Foreign currency transactions	3,838,669	443,467	3,602,446
Change in net unrealised appreciation (depreciation) on:			
Investments	9,040,778	5,826,735	83,221,543
Futures contracts	-	-	41,878
Swaps	-	-	220,441
Foreign currency transactions	-	-	(275,202)
Forward foreign exchange contracts	-	-	(1,028,259)
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	18,441,908	7,199,859	130,676,737
Dividends to Unitholders			
Investment income - net	(8,771,843)	-	(61,003,747)
Net decrease in net assets resulting from dividends to unitholders	(8,771,843)	-	(61,003,747)
Capital Share Transactions			
Proceeds from sales of units	121,589,827	197,567,230	3,559,200,414
Cost of units redeemed	(123,843,680)	(39,011,008)	(3,382,527,661)
Income (loss) equalisation	(108,036)	-	(10,330,225)
Net increase (decrease) in net assets derived from units transactions	(2,361,889)	158,556,222	166,342,528
Net Assets			
Total increase (decrease) in net assets	7,308,176	165,756,081	236,015,518
Beginning of year	148,904,982	-	1,838,808,494
End of year	156,213,158	165,756,081	2,074,824,012

* Global Allocation Portfolio was launched on 20 August 2010

See Notes to Financial Statements

Annual Report

15

Transactions in the Fund's Own Units

Global Equity Income Portfolio

	Class F Units
Units outstanding at beginning of year	8,535,265
Units issued	3,633,256
Units issued from reinvestment of dividends	-
Units redeemed	(1,869,400)
Units outstanding at end of year	10,299,121

Income Strategies Portfolio

	Class A Units	Class B Units	Class J Units
Units outstanding at beginning of year	1,597,662	3,226,699	181,747,558
Units issued	1,497,277	438,575	17,795,878
Units issued from reinvestment of dividends	11,715	27,331	-
Units redeemed	(860,884)	(243,189)	(28,027,858)
Units outstanding at end of year	2,244,848	3,641,416	91,515,578

Super Money Market Fund

	Common Units	Current Units	Institutional I Units
Units outstanding at beginning of year	349,838	686,278,788	264,883,893
Units issued	-	1,764,778,249	1,349,892,974
Units issued from reinvestment of dividends	261	373,386	173,565
Units redeemed	-	(1,748,882,401)	(1,298,276,487)
Units outstanding at end of year	349,291	688,531,734	325,873,145

US Investment Grade Portfolio

	Class A Units
Units outstanding at beginning of year	4,651,120
Units issued	882,600
Units issued from reinvestment of dividends	-
Units redeemed	(1,713,560)
Units outstanding at end of year	3,820,160

World Income Portfolio

	Class A (AUD) Units	Class A (USD) Units	Class A (EUR)* Units
Units outstanding at beginning of year	8,922,515	6,451,948	-
Units issued	7,555,561	4,836,244	732,361
Units issued from reinvestment of dividends	-	-	-
Units redeemed	(8,213,946)	(4,160,137)	(126,894)
Units outstanding at end of year	8,264,130	6,328,847	605,467

Global Allocation Portfolio**

	Class A (AUD) Units	Class A (USD) Units
Units outstanding at beginning of year	-	-
Units issued	4,511,639	13,997,009
Units issued from reinvestment of dividends	-	-
Units redeemed	(1,192,037)	(2,428,897)
Units outstanding at end of year	3,319,602	11,568,112

* World Income Portfolio, Class A (EUR) was launched on 20 August 2010

** Global Allocation Portfolio was launched on 20 August 2010

Global Allocation Portfolio

Schedules of Investments as of 31 January 2011

Transferable Securities Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market			
Holding	Description	Value (USD)	%
FUNDS			
	Luxembourg		
2,885,911	BlackRock Global Fund – Global Allocation Portfolio A (USD)	128,653,916	77.62
3,302,937	BlackRock Global Fund – Global Allocation Portfolio A (AUD)	37,189,207	22.43
Total Funds		165,843,123	100.05
Total Transferable Securities Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market		165,843,123	100.05
Total Portfolio			
Other Net Liabilities		(87,042)	(0.05)
Total Net Assets (USD)		165,756,081	100.00

The Global Allocation Portfolio Fund invests as a "feeder fund" into the Class X shares of the Global Allocation Portfolio, a sub-fund of BlackRock Global Funds. Copies of the most recent Audited Annual Report and Unaudited Semi Annual Report of BlackRock Global Funds (including Global Allocation Portfolio A (USD) and (AUD)) are available via www.blackrock.com or upon request at the registered office of BlackRock Global Funds and from the local BlackRock investor servicing team. The registered office of BlackRock Global Funds is at 1a Hoeherhof, L1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg.

Sector Breakdown
as at 31 January 2011

	% of net assets
Investment Funds	100.05
Other Net Liabilities	(0.05)
	100.00

See Notes to Financial Statements.

Annual Report

31

Notes to Financial Statements

1. Organisation:

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is an unincorporated co-proprietorship of the securities and other assets of the Fund formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-end mutual investment fund ("Fonds Commun de Placement") and is governed by Part II of the amended law of 20 December 2002 (the "2002 Law").

As at 31 January 2011, the Fund had 6 registered portfolios, the Global Equity Income Portfolio, the Income Strategies Portfolio, the Super Money Market Fund, the US Investment Grade Portfolio, the World Income Portfolio and the Global Allocation Portfolio (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of transferable securities or markets.

Each Portfolio is a separate pool of assets represented by units as follows:

A Class
A Class distributing unit in USD
A(AUD) Class distributing unit in AUD
A(EUR) Class distributing unit in EUR*
A(USD) Class distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD
F Class
F Class non-distributing unit in USD
I Class
Institutional I Class non-distributing unit in EUR
J Class
J Class non-distributing unit in USD

* A (EUR) Class was launched on 20 August 2010

The classes of units have equivalent rights in the Company but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Company's Prospectus.

Fund Launches

- ▶ On 20 August 2010, the Global Allocation Portfolio – denominated in USD was launched

The Fund was established as a Part II undertaking for collective investment under the 2002 Law which is not eligible to take advantage of the UCITS III Legislation and therefore is not publicly available within the European Union.

2. Summary of Significant Accounting Policies:

The Financial Statements are prepared in accordance with generally accepted accounting principles in the Grand Duchy of Luxembourg.

The following is a summary of the significant accounting policies followed by the Fund in accordance with the terms of the Prospectus dated 30 July 2010.

(a) Valuation of Investments

- ▶ **Non-Money Market Portfolios** – corporate loans in which the Fund invests are not listed on any securities exchange. Rather, corporate loans are traded by institutional traders in the secondary market for corporate loan obligations that have developed over the past years. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Fund utilises the valuations of Corporate Loans furnished by a pricing service approved by the Board of Directors of the Management Company. The pricing service typically values corporate loans at the mean of the bid prices when quotations are readily available. Corporate loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the Board of Directors of the Management Company. The Board of Directors of the Management Company has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of corporate loans.
- ▶ Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders.
- ▶ Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on the principal market on which such securities are traded as of the close of business on such market immediately preceding the determination of the NAV of the Portfolio. If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price. In certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities in which there were no sales during the day.
- ▶ Investments in open-ended undertakings for collective investment are valued at their last available NAV.

Notes to Financial Statements (continued)

► Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the Directors of the Management Company as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market. Options written are valued at the last sale price in the case of exchange-traded options or, in the case of options traded in the OTC market, the last asked price. Options purchased are valued at the last sale price in the case of exchange-traded options or, in the case of options traded in the OTC market, the last bid price.

► The value of credit default swaps, interest rate swaps, caps and floors are determined in accordance with a formula and then confirmed periodically by obtaining a bank quotation. Other investments, including futures contracts and related options, are stated at market value. Obligations with remaining maturities of 60 days or less are valued at amortised cost unless this method no longer produces fair valuations. Repurchase agreements are valued at cost plus accrued interest. Securities and assets for which market quotations are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by or under the direction of the Directors of the Management Company.

► Super Money Market Fund – The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument.

The Management Company has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible, the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of sales and redemptions at one USD. Holdings are periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the NAV calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists, which may result in material dilution or other unfair results to investors or existing Unitholders, the Management Company takes such corrective action by or under the direction of its Board of Directors as is regarded as necessary and appropriate, including the sale of the portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or

to shorten average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a NAV per Unit by using available market values.

(b) Foreign Currency Transactions

Transactions denominated in foreign currencies are recorded at the exchange rate prevailing when recognised. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are valued at the exchange rate at the end of the year.

Foreign currency transactions are the result of settling (realised) or valuing (unrealised) assets or liabilities expressed in foreign currencies into USD. Realised and unrealised gains or losses from investments include the effects of foreign exchange rates on investments.

(c) Derivative Financial Instruments

Each Portfolio may engage in various portfolio strategies to seek to increase its return by hedging its portfolio against adverse movements in the equity, debt and currency markets. Losses may arise due to changes in the value of the contract or if the counterparty does not perform under the contract.

► Forward Foreign Exchange Contracts – Each Portfolio is authorised to enter into forward foreign exchange contracts as a hedge against either specific transactions or portfolio positions. The effect on operations is recorded from the date the Fund enters into such contracts.

► Foreign Currency Options and Futures – Each Portfolio may also purchase or sell listed or OTC foreign currency options, foreign currency futures and related options on foreign currency futures as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates. Such transactions may be effected with respect to hedges on non-USD-denominated securities owned by each Portfolio, sold by each Portfolio but not yet delivered, or committed or anticipated to be purchased by each Portfolio.

► Options – Each Portfolio is authorised to write covered call options and purchase put options. When the Portfolio writes an option, an amount equal to the premium received by the Portfolio is reflected as an asset and an equivalent liability. The amount of the liability is subsequently marked-to-market to reflect the current value of the option written.

When a security is purchased or sold through an exercise of an option, the related premium paid (or received) is added to (or deducted from) the basis of the security acquired or deducted from (or added to) the proceeds of the security sold. When an option expires (or the Portfolio enters into a closing transaction) the Portfolio realises a gain or loss on the option to the extent of the premiums received or paid (or gain or loss to the extent the cost of the closing transaction exceeds the premium paid or received).

Notes to Financial Statements (continued)

Written and purchased options are non-income producing investments.

- ▶ **Financial Futures Contracts** – Each Portfolio may purchase or sell financial futures contracts and options on such futures contracts for the purpose of hedging the market risk on existing securities or the intended purchase of securities. Futures contracts are contracts for delayed delivery of securities at a specific future date and at a specific price or yield. Upon entering into a contract, the Portfolio deposits and maintains as collateral such initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected. Pursuant to the contract, the Portfolio agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as variation margin and are recorded by the Portfolio as unrealised gains or losses. When the contract is closed, the Portfolio records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.
- ▶ **Interest Rate Transactions** – Certain Portfolios are authorised to enter into interest rate swaps and purchase or sell interest rate caps and floors. In an interest rate swap, the Portfolio exchanges with another party their respective commitments to pay or receive interest on a specified notional principal amount. The purchase of an interest rate cap (or floor) entitles the purchaser, to the extent that a specified index exceeds (or falls below) a predetermined interest rate, to receive payments of interest equal to the difference between the index and the predetermined rate on a notional principal amount from the party selling such interest rate cap (or floor).
- ▶ **Credit Default Swaps** – Certain Portfolios are authorised to enter into credit default swaps. Credit default swaps separate the credit risk of a fixed income security from interest rate and funding risks. A credit default swap is an OTC agreement used to transfer credit exposure between two counterparties. In a credit default swap, the buyer of protection is short the credit exposure and makes a stream of payments to the seller of protection who is long the credit exposure. By selling protection, an investor is taking a position equivalent to being long a cash security.

(d) Repurchase Agreements

Certain Portfolios may invest in US government securities pursuant to repurchase agreements with a member bank of the Federal Reserve System or a primary dealer in US government securities. Under such agreements, the bank or primary dealer agrees to repurchase the security at a mutually agreed upon time and price. The Portfolio takes possession of the underlying securities, marks-to-market such securities and, if necessary, receives additional securities daily to ensure that the contract is fully collateralised.

(e) Reverse Repurchase Agreements

Certain Portfolios may enter into reverse repurchase agreements with high-quality counterparties. Under a reverse repurchase agreement, the Portfolio sells securities and agrees to repurchase them at a mutually agreed upon date and price. At the time the Portfolio enters into a reverse repurchase agreement, it may establish a segregated account with the custodian containing cash, cash equivalents or liquid high-grade debt securities having a value at least equal to the repurchase price.

(f) Translation of Foreign Currencies

Foreign currency items are translated at the rates of exchange prevailing at the balance sheet date for assets and liabilities and for transactions at the rates ruling when they arose. On 31 January 2011, for each Portfolio, except Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Global Allocation Portfolio, 1 USD was equivalent to approximately:

CCY	USD
AUD	1.003009
CAD	1.002500
EUR	0.729395
GBP	0.624317
JPY	81.93000

For Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Global Allocation Portfolio, 1 USD was equivalent to approximately:

CCY	USD
AUD	1.005379
BRL	1.676050
CHF	0.940400
EUR	0.729235
GBP	0.626999
HKD	7.796400
ILS	3.703550
JPY	82.03500
KRW	1121.300
MXN	12.14270
NOK	5.777150
SEK	6.452200
SGD	1.280100
TWD	29.03550
ILS	3.703550

The Management Company includes current day market close prices for securities traded on markets for which the close of business is by 12:00 noon Luxembourg time, for purposes of NAV determination (except for the Global Equity Income Portfolio, the World Income Portfolio and the Global Allocation Portfolio, the NAV per Unit of which is determined at 4:00 p.m. Luxembourg

Notes to Financial Statements (continued)

time). For securities traded on those markets closing after 12.00 noon (4.00 p.m. for the Global Equity Income Portfolio, the World Income Portfolio and the Global Allocation Portfolio) Luxembourg time, prices as of 12.00 noon (4.00 p.m. for the Global Equity Income Portfolio, the World Income Portfolio and the Global Allocation Portfolio) Luxembourg time or such other time or times as the Board of Directors may determine (in each case, the "Relevant Time"), are used for the purpose of NAV determination.

(g) Security Transactions and Investment Income

Security transactions are recorded on the dates the transactions are entered into (the trade dates). Dividend income is recorded on the ex-dividend dates. Dividends from securities where the ex-dividend date may have passed are subsequently recorded when the Portfolio has determined the ex-dividend date. Interest income (including straight line amortisation of any discount or premium) is recognised on the accrual basis. Realised gains and losses on security transactions are determined on the average cost basis.

An interest rate differential measures the gap in interest rates between two similar interest-bearing assets e.g. if the interest rate on USD is 0.25% and that on AUD is 3% then the interest rate differential is 2.75%. Interest rate differential is recorded as income.

(h) Deferred Organisation Expenses

Deferred organisation expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a 5-year period.

(i) Dividends and Distributions

- **Non-Money Market Portfolios** – Each Portfolio follows the accounting practice known as equalisation by which a portion of the proceeds from subscriptions and redemptions of Portfolio units is allocated to undistributed net investment income. As a result, the undistributed net investment income per unit is unaffected by subscriptions and redemptions of Portfolio units. All or a portion of dividends from net investment income are declared as follows:

Portfolio	Dividend Declared
Global Equity Income	Monthly
Income Strategies	Monthly
US Investment Grade	Monthly
World Income	Monthly

With respect to each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, increased or decreased by net equalisation credits or debits respectively. Distributions of capital gains are recorded on the ex-dividend dates.

- **Super Money Market Fund** – Dividends and distributions are declared from the total of net investment income (including straight line amortisation of premium and discount) and net realised gain or loss on investments. Dividends and distributions are declared as follows:

Money Market Units	Dividends & Distributions Declared	Dividends & Distributions Reinvested
Common	Daily	Daily
Current	Daily	Monthly
Institutional I	Daily	Monthly

Dividends and distributions are reinvested in additional Money Market Units at NAV.

3. Agreements with BlackRock Entities:

The Management Company has entered into Investment Advisory Agreements ("Agreement") with each of the Investment Advisers. Each of the Investment Advisers is responsible for the management of its respective portfolios and provides the necessary personnel, facilities, equipment and certain other services necessary to the operations of the Fund. The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with Merrill Lynch International & Co. (the "Global Distributor"), BlackRock (Channel Islands) Limited (the "Principal Distributor") and the Japanese Distributors (mentioned on pages 6, 7 and 8). Furthermore, the Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à.r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Portfolios.

The ultimate holding company of the Management Company, the Investment Manager and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA. PNC Bank N.A. is a substantial shareholder in BlackRock Inc. When arranging transactions in securities for the Company, companies in the PNC Group may have provided securities brokerage, foreign exchange, banking and other services, or may have acted as principal, on their usual terms and may have benefited therefrom. Commissions have been paid to brokers and agents in accordance with the relevant market practice and the benefit of any bulk or other commission discounts or cash commissions rebates provided by brokers or agents have been passed on to the Company. The services of PNC Group companies could have been used by the Investment Advisers where it was considered appropriate to do so provided that their commissions and other terms of business are generally comparable with those available from unassociated brokers and agents in the markets concerned, and this is consistent with the above policy of obtaining best net results.

During the period there have been no transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms. The total aggregate value of transactions of the Company effected through BlackRock companies was USD 26,312,722. The percentage of such

Notes to Financial Statements (continued)

transactions in value compared to the total transactions during the period amounted to 0.33% and the brokerage commission paid in relation to these transactions totalled USD 605. The average rate of commission so paid was 0.047%.

As compensation for such services, the Management Company may direct the various series of the Fund to pay all or a portion of their respective monthly fees to the Investment Advisers, the Global Distributor, the Japanese Sub-Distributors and BROL as follows:

	% Annual Rate of the Average Daily Net Assets ⁽¹⁾		
	Investment Advisory Fee	Distribution Fee	BROL Fee
Money Market Portfolio:			
Common Units	0.50%	0.25%	0.025%
Current Units	0.50	0.25	0.025
Institutional I Units	0.45	-	0.025
Non Money Market Portfolio			
Income Strategies ⁽²⁾			
Class A	0.60	0.50	0.025
Class B	0.60	1.00	0.025
Class J	0.60	0.45	0.025
US Investment Grade:			
Class A	0.45	0.45	0.025
World Income			
Class A	0.50	0.60	0.025
Global Allocation:			
Class A	0.75	0.70	0.025

⁽¹⁾ All fees are calculated based on the average daily net assets of each respective Portfolio.

⁽²⁾ The Management Company is entitled to receive a monthly management fee from the Portfolio, at the annual rate shown in the table above, based on the average daily net assets plus the principal amount of borrowing incurred by the Portfolio for leverage purposes.

The Management Company has agreed to reimburse the Fund for expenses of the US Investment Grade Portfolio in excess of 1.10% of the average daily net assets attributable to the Units of the US Investment Grade Portfolio. Such reimbursement will not exceed the fees received by the Management Company.

A fee waiver on BROL, management and distribution fees is in place on Super Money Market Fund's Common, Current and Institutional Units. For the year ended 31 January 2011, the total amounts waived to the benefit of the Fund were:

	BROL Fees	Management Fees	Distribution Fees
Common	87.29	1,404.59	702.30
Current	162,893.80	2,617,225.52	1,308,612.76
Institutional I	70,968.48	657,915.20	-

Certain Officers and/or Directors of the Management Company are also Officers and/or Directors of the Investment Advisers, BROL, and BlackRock, Inc.

4. Taxation:

No Luxembourg income tax or capital gains tax is presently payable by the Fund. The Fund is subject to the taxes levied on a Luxembourg investment company at an annual rate of

0.05%, based on the value of net assets on the last day of each calendar quarter, except in respect of the Super Money Market Fund and share classes reserved for institutional investors, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied. No further taxes are levied on the assets held by the Fund in other UCITS already subject to this subscription tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

5. Commitments:

At 31 January 2011, there were no undrawn commitments.

6. Credit Facility:

At 31 January 2011, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 75,000,000. As of 31 January 2011, a loan of USD 47,000,000 was outstanding.

（ 2 ）【2010年 1 月31日に終了した計算期間の財務書類】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年5月31日現在)

		米ドル (および を除く)	円 (を除く)
資産総額		347,457,511.30	28,102,363,514
負債総額		10,937,021.71	884,586,316
純資産総額 (-)		336,520,489.59	27,217,777,198
発行済口数	クラスA受益証券(米ドル建て)	23,478,720口	
	クラスA受益証券(豪ドル建て)	5,161,834口	
1口当たりの純資産価格	クラスA受益証券(米ドル建て)	11.56米ドル	935
	クラスA受益証券(豪ドル建て)	11.84豪ドル	1,030

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 J・P・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

取扱場所 セニガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り6C番

受益証券に関する確認書を含む（これらに限定されない。）受益証券の名義書換または譲渡は、ファンドの受益証券登録簿に記載されるものとする。

受益証券の名義書換は、譲渡者および譲受者またはそれらの各ブローカーによって署名される譲渡証書を名義書換事務代行会社に対して交付することによって、または管理会社もしくは管理会社が指名する一もしくは複数の者によって署名される書面による譲渡承認書によって、有効となる。

各受益証券は、ポートフォリオの不可分の共有権を表章する。受益証券が複数の者によって共同所有されるか、または登録受益者以外の一もしくは複数の者によって実質的に所有される場合、各共同所有者または各実質所有者（両者を総称して「登録所有者」という。）は、管理会社および名義書換事務代行会社との関係における当該共同所有者または実質所有者を代表する者を、名義書換事務代行会社または当該目的のため管理会社が指名する一または複数の者に対し指名することを要し、共同所有者の場合は、管理会社は、共同所有者の中の単一代表者の当該指名の受領時まで、当該受益証券に関する権利の行使の全部または一部を停止することができる。当節の第二文に従い、管理会社および保管受託銀行は、受益証券登録簿に登録されている名義人を、当該受益証券の絶対所有者として扱うことができ、またそう扱うことにより全面的に保護されるものとし、当該受益証券におけるもしくは当該受益証券に対する他の者の権利、利益または請求を無視し、顧慮しないことができるものとする。

受益証券の各所持人は、各所持人が所有する受益証券の自己名義での受益証券登録簿への登録時またはそれ以前に、また受益証券の各買付申込者は、各申込みの受諾時またはそれ以前に、名義書換事務代行会社または管理会社が当該目的のため指名する一もしくは複数の者に対し、ファンドの受益証券登録簿に記載され、管理会社および名義書換事務代行会社からの一切の通知および通信が送付される各買付申込者の住所を通知するものとする。受益者が上記のとおり住所を通知しない場合、名義書換事務代行会社に別の住所を通知するまでは、受益証券登録簿には「名義書換事務代行会社気付」として記載されるものとする。受益者は、名義書換事務代行会社に対する書面による通知によって、受益証券登録簿上の登録住所を随時変更することができる。

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

2 受益者集会

受益証券には議決権が付与されていない。

3 受益者に対する特典はない。

4 受益証券についての譲渡制限

適用される法律により禁止されている場合を除き、米国人（下記に定義される。）ならびに発行済受益証券の10%以上を保有する者（日本人、販売会社および（または）そのノミニーを除く。）に対する場合以外譲渡制限はない。

「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）のレギュレーションSで規定されるその他の者をいう。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a．資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約4,044万円）で、平成23年5月31日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,011円）の記名株式40,000株を発行済である。
最近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

b．会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、翌年の年次株主総会でその後任者が選任され就任するまでの期間を任期として年次株主総会において選任されるものとする。ただし、取締役は、株主総会の決議により、事由の有無に拘らず、解任されおよび（または）更迭されることがある。死亡、引退その他の事由により取締役に欠員が生じた場合は、残りの取締役が会議を開き、多数決により、翌年の年次株主総会までの期間、かかる欠員を補充するため取締役を選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名および1名ないしそれ以上の副会長を選出することができる。取締役会はまた秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はなく取締役会と株主総会の議事録を保管する責任を有する。

取締役会は、会長または2名の取締役の招集により招集通知に指定する場所において開催される。

取締役会会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務める。

取締役会は、管理会社の運営および管理に必要とみなされるジェネラル・マネジャーおよびアシスタント・ジェネラル・マネジャーその他の役員を含む管理会社役員を随時任命することができる。いずれのかかる任命も取締役会の決定により取り消すことができる。役員は管理会社の取締役または株主である必要はない。任命された役員は管理会社の定款に特段の規定がない限り、取締役会によって役員に与えられた権限と義務を有する。

取締役会の通知は、緊急時を除き少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役会にあてて書面によりなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載するものとする。招集通知は、ケーブル、テレックス、電報またはファクシミリによる各取締役の同意により省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

いずれの取締役もケーブル、テレックス、電報またはファクシミリにより別の取締役をその代理人として指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の少なくとも過半数が出席もしくは代理出席している場合にのみ、審議を行い有効に行為することができる。決議は取締役会に出席もしくは代理出席している取締役の多数決によるものとする。

前記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議と全部の各取締役による署名を含んだ一通または数通の書面から構成されることができる。当該決議の日付は、最後の署名の日付である。

取締役会は、特に、管理会社の利益のために管理および業務の一切の行為を遂行するための最も広範囲な権限を有している。法または定款によって明示的に留保されていない権限は、取締役会の権限とする。

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

管理会社は、平成18年10月1日付で投資顧問会社との間に改訂投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常に管理会社の取締役会の指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、

取締役会の監督を受ける。

c．役員及び従業員の状況

（本書の日付現在）

氏名	役職名	略歴	保有株式数
ニコラス C．D．ホール (Nicholas C.D. Hall)	取締役会会長 非執行取締役	会長兼非執行取締役	株 0
ジェフリー D．ラドクリフ (Geoffrey D. Radcliffe)	取締役	ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル、ジェネラル・マネジャー兼マネージング・ディレクター	0
フランク P．ル・フェーヴル (Frank P. Le Feuvre)	取締役	ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド、マネージング・ディレクター	0
デロイト・エス・エイ (Deloitte S.A.)	監査役	1990年現職に就任	0

（注）管理会社には、以下に記載するジェネラル・アドミニストレイティブ・マネジャーおよびアシスタント・アドミニストレイティブ・マネジャーの他に従業員はいない。

ファンドの独立監査人は、デロイト・エス・エイ（Deloitte S.A.）である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、所在地事務・管理事務および支払事務代行会社ならびに登録および名義書換事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。ファンドの管理会社の会社秘書役は、セニンガーバーク L - 2633、トレヴェス通り 6 D 番 6 階に住所を有するジェフリー D．ラドクリフ（Geoffrey D. Radcliffe）氏である。

平成23年5月31日現在、管理会社は下記の通り、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託である、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの6つのポートフォリオを管理しており、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、2,287,770,720.52米ドルである。

3【管理会社の経理状況】

- a．本書記載の管理会社の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第129条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成23年5月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝80.88円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エー（管理会社の本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 2010年12月31日に終了した計算期間の財務書類

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

貸借対照表

2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連企業に対する持分	3	786,452		785,809	
流動資産					
債権（１年以内期限到来）					
関連企業に対する債権					
管理報酬	8	596,096		847,377	
その他の未収入金	10	2,646		39,286	
銀行預金					
当座預金		1,238,652		2,970,490	
資産合計		2,623,846	212,217	4,642,962	375,523
負債及び資本					
資本金及び剰余金					
資本金	4	500,000		500,000	
法定準備金	5	50,000		30,856	
正味富裕税準備金	6	61,535		25,648	
繰越利益	7	823,938		242,224	
当期利益		365,079	29,528	636,745	51,500
		1,800,552	145,629	1,435,473	116,101
負債・費用引当金					
納税引当金	11	406,280		291,523	
		406,280		291,523	
債務					
関連企業に対する債務					
（１年以内期限到来）					
投資顧問報酬	8	324,671		2,806,851	
その他の債務	13	92,343		109,115	
		417,014	33,728	2,915,966	235,843
負債及び資本合計		2,623,846	212,217	4,642,962	375,523

添付の注記は、当年次財務書類の不可欠の一部をなすものである。

(署名)

ニコラス・ホール

取締役

(署名)

フランク・P・ル・フェーヴル

取締役

(署名)

ジェフリー・ラドクリフ

取締役

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

損益計算書

2010年12月31日に終了した年度

	注記	2010年12月31日に終了した年度		2009年12月31日に終了した期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
費用					
その他の営業費用					
投資顧問報酬	8	5,492,542		6,802,359	
保管報酬	9	19,889		16,609	
為替差損	12	72,687		-	
		5,585,118	451,724	6,818,968	551,518
法人所得税	11	114,757		19,630	
その他の費用	13	59,924		89,662	
当期利益		365,079	29,528	636,745	51,500
		6,124,878	495,380	7,565,005	611,858
収益					
営業収益					
管理報酬	8	6,124,235		7,279,712	
金融資産からの受取配当金	3	643		879	
受取利息		-		3,009	
為替差益	12	-		281,405	
		6,124,878	495,380	7,565,005	611,858

添付の注記は、当年次財務書類の不可欠の一部をなすものである。

(署名)	(署名)	(署名)
ニコラス・ホール	フランク P . ル・フューヴル	ジェフリー・ラドクリフ
取締役	取締役	取締役

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

財務書類に対する注記

2010年12月31日に終了した年度

注記 1 全般事項

メリルリンチ・インターナショナル・アセット・マネジメント・リミテッドとファンド・アセット・マネジメント・インクとのスポンサーシップのもとに、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（旧メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー）（以下「当社」という。）は、1990年6月8日にルクセンブルグの株式会社（Société Anonyme）として設立された。2006年9月29日、メリルリンチ・アンド・カンパニー・インクは投資運用事業をブラックロック・インクに譲渡した。メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーはブラックロック・インクに売却された子会社の内の1社であり、2006年9月29日付でブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更された。

当社は、投資信託に関する2002年12月20日改正法（以下「2002年法」という。）第14章の適用を受ける。当社の目的は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「B R G I S」という。）及び他の1つ以上のルクセンブルグの投資信託の管理・運用、及びB R G I Sに対する持分の分割できない共有権者であることを証明する証書又は確認書の発行を行うことである。なお、B R G I Sは、2002年法に基づくパート U C I（投資信託（Undertaking for Collective Investment））としての資格を有する。

2005年8月30日現在、当社は、ルクセンブルグの契約型投資信託（「fonds commun de placement」）であるメリルリンチ・インスティテューショナルF C P - S I F（以下「M L I F C P」という。）の管理・運用を行っている。M L I F C Pファンドの受益証券について一般投資家への募集は行われたい意向のため、同ファンドは1991年7月19日法に基づき設定された。1991年7月19日法は、2007年2月13日に失効した。同日よりM L I F C Pは、専門投資信託に関する2007年2月13日法が自動的に適用された。2008年4月28日付でM L I F C Pは、ブラックロック・インスティテューショナルF C P - S I F（以下「B R I F C P」という。）に名称変更した。

2006年11月2日現在、当社は、2002年法に基づき設定されたルクセンブルグの契約型投資信託（「fonds commun de placement」）であるメリルリンチ・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズ（以下「M L R E F O F」という。）の管理・運用を行っている。2008年4月28日付でM L R E F O Fは、ブラックロック・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズ（以下「B R R E F O F」という。）に名称変更した。2008年12月31日、B R R E F O Fは、2つのサブ・ファンド（クローズド・エンド型サブ・ファンド及び清算サブ・ファンド）に再編された。受益者は、クローズド・エンド型サブ・ファンドに対する投資を保持するか、清算サブ・ファンドに投資を譲渡するか、または投資を2つのサブ・ファンド（ヨーロピアン・プロパティ・ファンド・オブ・ファンズ（C）及びヨーロピアン・プロパティ・ファンド・オブ・ファンズ（L））に分割するかを選択する機会を与えられた。2009年11月24日付で、B R R E F O Fの運営はアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーへ譲渡され、当該ファンドは名称変更された。

当社の登録された事務所はルクセンブルグ大公国の6D, route de Trèves, L-2633 Senningerbergにある。

当社の決算日は12月31日である。損益は、2010年12月31日に終了した期間及び2008年12月26日から2009年12月31日までの期間におけるものである。

管理対象ファンド

B R G I Sは、現在、以下の個別の6つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

1. スーパー・マナー・マーケット・ファンド
2. U . S . インベストメント・グレード・ポートフォリオ
3. 世界株式インカム・ポートフォリオ
4. インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
5. ワールド・インカム・ポートフォリオ

6. グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

コーポレート・ローン・インカム・ポートフォリオは、2010年1月29日付で清算された。

B R I F C Pは現在、1つのポートフォリオ、すなわちグローバル・エクイティ・エクスジャパン・サブ・ファンドに投資する機会を機関投資家に提供している。

注記2 重要な会計方針

一般原則

当財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に公正妥当と認められる会計原則及び諸法令に準拠して作成されている（以下に開示される外貨建取引に関するものを除く。）。

重要な会計方針は以下に要約されている。これらの方針は全て、当年度及び前期にわたり首尾一貫して適用されている。

a) 会計公準

当財務書類は、取得原価主義に基づき作成されている。

b) 売上高

売上高は、通常の事業の過程で行われた投資顧問及び管理サービスからの投資運用に係る収益及び費用を表している。投資運用、投資顧問及び管理サービスは、サービスの履行に伴い認識される。当該収益は主に、運用対象資産の市場価額に対する所定の料率に基づいている。当社は、分離勘定から業績報酬を受領する場合がある。これらの業績報酬は、通常、投資リターンが特定の基準値を上回った場合に稼得される。当該収益は、測定期間の終了時に計上される。

c) 税金

ルクセンブルグの法人所得税は、貸借対照表日現在において施行されているか又は実質的に施行されている税率及び法律を用いて、納付（又は還付）が見込まれる金額で引当計上される。

d) 外貨建取引

当社の勘定は米ドルで記帳されている。外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。外貨建貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日現在の実勢レートにより米ドルに換算される。

e) 未収入金

役務提供により生じた未収入金は額面価額で評価される。貸借対照表日現在における実現可能価額が額面価額を下回る場合、価額調整が行われる。

f) 金融資産

金融資産は、永久的な減損控除後の取得原価で計上されている。金融資産は、取得原価を各ファンドの管理事務代行会社により報告される公式の受益証券1口当たり純資産額と比較することにより年次ベースで減損が評価される。永久的な減損は、永久的な減損と判断された年度の損益計算書において認識される。投資先ファンドにより発行される追加の受益証券の形で稼得及び受領した分配金は、貸借対照表において取得原価として、及び稼得した期間の損益計算書において収益として認識される。

g) 負債・費用引当金

各年度末において、予見可能な負債・費用に対する引当金は、取締役会により慎重かつ誠実に決定される。過年度に設定された引当金は再検討され、損益計算書に戻入れることができる。

h) 継続企業の前提

当社の継続企業の前提を評価する上で、取締役は、将来の成長及び業績に影響を及ぼす可能性のある要因（財政状態、当社が直面している重要なリスク及び、特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。

このことと、営業キャッシュ・フローを創出する確かな能力により、現在の不確実な経済見通しにもかかわらず、取締役は当社がその事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来において事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、年次報告書及び財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

注記 3 金融資産

金融資産はブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券であり、以下の通りである。

	クラス A 受益証券		クラス B 受益証券		合計	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首残高	348,960	348,960	436,849	436,849	785,809	785,809
分配金再投資	315	315	328	328	643	643
期末残高	349,275	349,275	437,177	437,177	786,452	786,452

注記 4 資本金

当社の資本金は、1株当たり額面価額12.50米ドルの登録株式40,000株で表される。

株主は以下の通りである。

	(単位：株)	(単位：米ドル)
ブラックロック・グループ・リミテッド	40,000	500,000

注記 5 法定準備金

ルクセンブルグの法令に従って、少なくとも年間純利益の5%を法定準備金に組入れなければならない。この要件は、準備金が発行済資本金の10%に達した時点で満たされる。法定準備金は分配することができない。

（単位：米ドル）

	2010年12月31日 に終了した年度	2009年12月31日 に終了した期間
期首残高	30,856	20,969
繰越利益からの組入れ	19,144	9,887
期末残高	50,000	30,856

注記 6 正味富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社の正味富裕税を低減させるため、正味富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金は、想定される正味富裕税控除の5倍の金額である。この正味富裕税特別準備金は5年間分配に利用できない。

注記 7 繰越利益

（単位：米ドル）

	2010年	2009年
期首繰越利益	242,224	74,342
前期利益	636,745	197,737
正味富裕税準備金への組入れ	(35,887)	(19,968)
法定準備金への組入れ	(19,144)	(9,887)
期末繰越利益	823,938	242,224

注記 8 管理報酬 / 投資顧問報酬

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

当社は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ、及びブラックロック・インスティテューショナルFCPSIFから月次管理報酬を受領する権利を有している。BRREFOFについては、当社は、当該ファンドの運営が2009年11月24日付でアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーに譲渡されるまでの管理報酬を受領する権利を有していた。

当社とブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）との契約に基づき、スーパー・マネー・マーケット・ファンド、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオ及びコーポレート・ローン・インカム・ポートフォリオに関して、当社は、管理報酬及び関連費用の純額の98%で各評価日ごとに計算され、毎月計上される報酬を投資顧問会社に支払う。

当社は、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオの純資産の1.1%（以下「上限費用率」という。）を超える同ポートフォリオの費用について、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオから受領する報酬の範囲でBRGISに払戻すことに同意している。

2010年12月31日に終了した年度及び2009年12月31日に終了した期間中の一定期間において、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券に係る管理報酬の変動料率の免除が実施された。

ブラックロック・インスティテューショナルFCPSIF

当社は、投資運用会社に対し、管理報酬及び関連費用の純額の95%を支払うことに同意している。

ブラックロック・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズ

当該ファンドの運営をアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーに譲渡したことを受けて、当社は、投資運用会社に対し、管理報酬及び関連費用の純額の95%を2009年11月24日まで支払うことに同意した。

注記9 保管報酬

当社はファンドに代わって、ブラックロック・インスティテューショナルFCP-SIFの保管報酬を支払う責任を負っている。

注記10 その他の未収入金

当社はブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに代わって費用を負担しているが、当社は払戻しを受ける権利を有している。

注記11 法人所得税

1995年7月21日より当社はブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの管理・運用について責任を有していた。メリルリンチ・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズが2006年11月2日に設定されたこと、及びブラックロック・インスティテューショナルFCP-SIFの管理サービスがブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーから2005年8月30日に譲渡されたことに伴い、当社は現在、ルクセンブルグの商業会社に適用されるすべての税金を課されている。

当社は、ファンドに代わって、ファンドの管理会社として、ルクセンブルグにおいて付加価値税（以下「VAT」という。）の納付のために登録されている。ルクセンブルグ外に拠点を置く業者からの一定のサービスに係る、リバース・チャージ方式によるこれらのファンドのVAT支払債務は、各ファンドにおいて発生し、直接支払われる。

注記12 外貨換算

当社は、外国通貨の換算に係る未実現の為替差益を認識している。ルクセンブルグ大公国における一般に公正妥当と認められる会計原則からのこの逸脱は、2002年12月19日法第26条に準拠して、当社の資産、負債、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示すために必要と考えられている。

2010年12月31日に終了した年度において、当社は、損益計算書に外国通貨の換算に係る未実現の為替差損72,687ユーロ（2009年度：差益281,405ユーロ）を認識した。

注記13 その他の債務／費用

その他の債務／費用は、監査報酬、法務報酬、税務顧問報酬及びその他の専門家報酬からなる。

注記14 支配当事者及び最終的な支配当事者

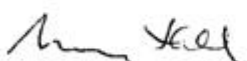
最終的な親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務書類を作成している。ブラックロック・インクのグループの財務書類の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから、または40 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10022、アメリカ合衆国宛てに、もしくはinvrel@blackrock.com. に電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

BlackRock Fund Management Company S.A.
BALANCE SHEET AS AT DECEMBER 31, 2010

	Note	2010 USD	2009 USD
ASSETS			
FIXED ASSETS			
<i>Financial assets</i>			
Shares in affiliated undertakings	3	786,452	785,809
CURRENT ASSETS			
<i>Debtors (due in one year or less)</i>			
Amounts owed by affiliated undertakings			
Management fee	8	596,096	847,377
Other receivables	10	2,646	39,286
<i>Cash at bank</i>			
Current account		1,238,652	2,970,490
TOTAL ASSETS		2,632,846	4,642,962
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	500,000	500,000
Legal reserve	5	50,000	30,856
Net Wealth tax reserve	6	61,535	25,648
Profit brought forward	7	823,938	242,224
Profit for the year/period		365,079	636,745
		1,800,552	1,435,473
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES			
Provision for taxation	11	406,280	291,523
		406,280	291,523
CREDITORS			
<i>Amounts owed to affiliated undertakings(due within one year or less)</i>			
Advisory fee	8	324,671	2,806,851
<i>Other creditors</i>	13	92,343	109,115
		417,014	2,915,966
TOTAL LIABILITIES		2,632,846	4,642,962

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



Nicholas Hall
Director



Frank P. Le Feuvre
Director

Geoffrey Radcliffe
Director

BlackRock Fund Management Company S.A.**PROFIT AND LOSS ACCOUNT
FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010**

	Note	Year ended December 31, 2010	Period ended December 31, 2009
CHARGES			
<i>Other operating charges</i>			
Advisory fee	8	5,492,542	6,802,359
Custody fee	9	19,889	16,609
Loss on exchange	12	72,687	-
		<u>5,585,118</u>	<u>6,818,968</u>
Tax on profit	11	114,757	19,630
Other charges	13	59,924	89,662
Profit for the financial year/period		365,079	636,745
		<u>6,124,878</u>	<u>7,565,005</u>
INCOME			
<i>Operating income</i>			
Management fee	8	6,124,235	7,279,712
Dividend income from financial assets	3	643	879
Credit interest		-	3,009
Profit on exchange	12	-	281,405
		<u>6,124,878</u>	<u>7,565,005</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Nicholas Hall
Director

Frank P. Le Feuvre
Director

Geoffrey Radcliffe
Director

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS
FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010****NOTE 1 – GENERAL**

Under the sponsorship of Merrill Lynch International Asset Management Limited and Fund Asset Management Inc., BlackRock Fund Management Company S.A. (formerly Merrill Lynch Fund Management Company S.A.) (hereinafter referred to as the 'Company') was incorporated as a Luxembourg "Société Anonyme" on June 8, 1990. On September 29, 2006 Merrill Lynch and Co Inc. transferred its investment management business to BlackRock, Inc. Merrill Lynch Fund Management Company S.A. was one of the subsidiaries sold to BlackRock Inc. and renamed BlackRock Fund Management Company S.A., effective September 29, 2006.

The Company is subject to chapter 14 of the Law of December 20, 2002 as amended relating to undertakings for Collective Investments (the "2002 Law"). The purpose of the Company is the administration and the management of BlackRock Global Investment Series ("BRGIS") and of one or more other Luxembourg collective investment undertakings and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the BRGIS, which qualifies as a Part II UCI (Undertaking for Collective Investment) under the 2002 Law.

As of August 30, 2005 the Company performs the administration and the management of Merrill Lynch Institutional FCP-SIF ("MLIFCP"), a Luxembourg unincorporated mutual investment fund ("fonds commun de placement"). It was created under the Law of July 19, 1991 as units in the MLIFCP Funds are not intended to be placed with the public. The law of July 19, 1991 expired on February 13, 2007. From that date MLIFCP was automatically governed by the Law of February 13, 2007 on Specialised Investment Funds. With effect from April 28, 2008, the MLIFCP changed its name to BlackRock Institutional FCP-SIF (BRIFCP).

As of November 2, 2006 the Company performs the administration and the management of Merrill Lynch Real Estate Fund of Fund ("MLREFOF"), a Luxembourg unincorporated mutual investment fund ("fonds commun de placement"), created under the 2002 Law. Effective April 28, 2008 MLREFOF changed its name to BlackRock Real Estate Fund of Funds ("BR REFOF"). On December 31 2008, BR REFOF was restructured with two sub-funds (a closed ended sub-fund and a liquidation sub-fund) and unitholders were offered the opportunity to elect to retain their investment in the closed end sub-fund, to transfer their investment to the liquidation sub-fund or to split their investments between the two sub-funds, the European Property Fund of Funds (C) and the European Property Fund of Funds (L). On November 24, 2009 the transfer of the management of BR REFOF occurred to Aviva Investors Properties Europe S.A. was effected and the fund was re-named.

The registered office of the Company is established 6D, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg.

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS
FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 1 – GENERAL (continued)**

The Company's year-end is December 31. The profit and loss for the period ended December 31, 2010 and from December 26, 2008 to December 31, 2009.

Managed Funds

BRGIS currently offers investors the opportunity to invest in six separate portfolios:

1. Super Money Market Fund,
2. U.S. Investment Grade Portfolio,
3. Global Equity Income Portfolio,
4. Income Strategies Portfolio.
5. World Income Portfolio
6. Global Allocation Portfolio

The Corporate Loan Income Portfolio was liquidated on January 29, 2010

BRIFCP currently offers institutional investors the opportunity to invest in one portfolio, the Global Equity ex-Japan Sub Fund.

NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIESGeneral principles

The accounts have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and in conformity with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg, except as disclosed below on foreign currency transactions.

The principal accounting policies are summarised below. They have all been applied consistently throughout the year and the preceding period.

a) Accounting Convention

The financial statements are prepared under the historical cost convention.

b) Turnover

Turnover represents investment management income and expenses from advisory and administrative services performed in the normal course of business. Investment management and investment advisory and administration services are recognised as the services are performed. Such income is primarily based on predetermined percentages of the market value of the assets under management. The company may receive performance fees from separate accounts. These performance fees are generally earned upon exceeding specified investment return thresholds. Such income is recorded upon completion of the measurement period.

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS****FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)****c) Taxation**

Luxembourg income tax is provided at amounts expected to be paid (or recovered) using the tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

d) Foreign currency transactions

The accounts of the Company are expressed in US Dollars (USD). Transactions in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates prevailing on the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities in foreign currencies are translated into USD at the rate prevailing at the balance sheet date.

e) Receivables

Receivables resulting from the supply of services are valued at their nominal value. A value adjustment is made when the realisable value at the balance sheet date is inferior to the nominal value.

f) Financial Assets

Financial assets are held at cost less permanent impairment. The financial asset is evaluated for impairment on an annual basis by comparing the cost to the official net asset value per share as reported by the administrator of the respective fund. Permanent impairment is recognised in the profit and loss in the year which permanent impairment is determined. Dividends earned and received in the form of additional shares issued by the underlying fund is recognised as a cost in the balance sheet and an income in the profit and loss during the period earned.

g) Provisions for liabilities and charges

Provisions to cover foreseeable liabilities and charges are determined prudently and in good faith by the Board of Directors at the end of each year. Provisions raised in previous years are reviewed and may be written back to the profit and loss account.

h) Going concern

In assessing the Company's going concern status, the Directors have taken into account the factors likely to affect its future development and performance, including the financial position and key risks facing the Company and in particular the significant net-cash position. The Company has, at the date of this report, sufficient existing finances available for its estimated requirements for the next twelve months.

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS****FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)****b) Going concern (continued)**

This, together with its proven ability to generate cash from operations, provides the Directors with the confidence that the Company is well placed to manage its business risks successfully despite the current uncertain economic outlook.

After making appropriate enquiries, the Directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual report and financial statements.

NOTE 3 - FINANCIAL ASSETS

Financial assets are made up of units in BlackRock Global Investment Series-Super Money Market Fund as follows:

	Class A		Class B		Total	
	Number of Units	USD	Number of Units	USD	Number of Units	USD
Balance at the beginning of the year	348,960	348,960	436,849	436,849	785,809	785,809
Dividends reinvested	315	315	328	328	643	643
Balance at the end of the year	349,275	349,275	437,177	437,177	786,452	786,452

NOTE 4 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Subscribed Capital of the Company is represented by 40,000 registered shares with a par value of USD 12.50 each.

Shareholder is as follows	Shares	USD
BlackRock Group Limited	40,000	500,000

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS****FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 5 - LEGAL RESERVE**

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit must be transferred to a legal reserve. This requirement is satisfied when the reserve is equal to 10% of issued share capital. The legal reserve is not available for distribution.

	Year ended December 31, 2010 USD	Period ended December 31, 2009 USD
Balance at the beginning of the year	30,856	20,969
Transfer from the profit brought forward	19,144	9,887
Balance at the end of the year	50,000	30,856

NOTE 6 – NET WEALTH TAX RESERVE

The members' general meeting have ratified the creation of a special net wealth tax reserve in order to reduce the net wealth tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged net wealth tax credit. This special net wealth tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years.

NOTE 7 - PROFIT BROUGHT FORWARD

	2010 USD	2009 USD
Profit brought forward at the beginning of the year	242,224	74,342
Previous year's profit	636,745	197,737
Transfer to net wealth tax reserve	(35,887)	(19,968)
Transfer to legal reserve	(19,144)	(9,887)
Profit carried forward at the end of the year	823,938	242,224

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS****FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 8 - MANAGEMENT FEE / ADVISORY FEE**

The Company is entitled to receive monthly Management Fees from BlackRock Global Investment Series and BlackRock Institutional FCPSIF. In the case of BR REFOF, the Company was entitled to receive Management Fees up until the transfer of the management of this fund on November 24, 2009 to Aviva Investors Properties Europe S.A.

BlackRock Global Investment Series

Under an agreement between the Company and BlackRock Financial Management, Inc (the Adviser), the Company pays to the Advisor a fee, computed on each Valuation Date and payable monthly at 98% of the net Management Fee revenue and related expenses for Super Money Market Fund, Income Strategies Portfolio, U.S. Investment Grade Portfolio, Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Corporate Loan Income Portfolio.

The Company has agreed to reimburse BRGIS to the extent of the fee it receives from U.S. Investment Grade Portfolio, for expenses of U.S. Investment Grade Portfolio in excess of 1.1 percent of its net assets (the "Cost Rates Cap").

A varying rate waiver of management fees was in place on Super Money Market Fund's Units for certain periods during the year and period ending December 31, 2010 and respectively December 31, 2009 respectively.

BlackRock Institutional FCP-SIF

The Company has agreed to pay 95% of the net Management Fee revenue and related expenses to the Investment Manager.

BlackRock Real Estate Fund of Funds

The Company agreed to pay 95% of the net Management Fee and related expenses to the Investment Manager up until November 24, 2009 when transfer of the management of this fund occurred to Aviva Investors Properties Europe S.A.

NOTE 9 - CUSTODY FEES

The Company is responsible for paying the Custody Fees of BlackRock Institutional FCP-SIF, on behalf of the fund.

NOTE 10 - OTHER RECEIVABLES

The Company has borne expenses on behalf of BlackRock (Luxembourg) S.A. for which it is entitled to be reimbursed.

BlackRock Fund Management Company S.A.**NOTES TO THE ACCOUNTS****FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2010 (continued)****NOTE 11 - TAXATION**

Since July 21, 1995 the Company has been responsible for the administration and management of BlackRock Global Investment Series. With the establishment of the Merrill Lynch Real Estate Fund of Funds on November 2, 2006 and the transfer of the management services of BlackRock Institutional FCP-SIF from BlackRock (Luxembourg) S.A. on August 30, 2005, the Company is subject to all taxes applicable to Luxembourg commercial companies.

The Company is registered for Value Added Tax ("VAT") in Luxembourg on behalf of the funds for which it acts as Management Company. VAT payable by these funds due to the reverse charge mechanism on certain services received from suppliers based outside Luxembourg is accrued and paid directly by the respective funds.

NOTE 12 - FOREIGN EXCHANGE TRANSLATION

The Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies. This departure from generally accepted accounting principles in force in the Grand-Duchy of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with article 26 of the law of December 19, 2002.

For the year ended December 31, 2010, the Company recognised unrealised net loss on foreign currency translation of EUR 72,687 (2009: EUR 281,405 gain) in the profit and loss account.

NOTE 13 - OTHER CREDITORS/ CHARGES

This comprises audit fees, legal fees, tax advisory fees and other professional fees.

NOTE 14 - CONTROLLING PARTY AND ULTIMATE CONTROLLING PARTY

The ultimate parent company and controlling party is BlackRock, Inc., a company incorporated in the State of Delaware in the United States of America. The parent company of the largest and smallest group that includes the Company and for which group accounts are prepared is BlackRock, Inc.. Copies of the group financial statements of BlackRock, Inc. are available from the Investor Relations website at www.blackrock.com or requests may be addressed to Investor Relations at 40 East 52nd St, New York, NY 10022, USA or by e-mail at invrel@blackrock.com.

(2) 2009年12月31日に終了した計算期間の財務書類

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

貸借対照表

2009年12月31日現在

	注記	2009年12月31日現在		2008年12月26日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連企業に対する持分	3	785,809		784,929	
流動資産					
債権（１年以内期限到来）					
関連企業に対する債権					
未収管理報酬	8	847,377		2,075,363	
その他の未収入金	11	39,286		189,548	
その他の債権					
未収利息		-		2,064	
銀行預金					
当座預金		2,970,490		6,286,942	
資産合計		4,642,962	375,523	9,338,846	755,326
負債及び資本					
資本金及び剰余金					
資本金	4	500,000		500,000	
法定準備金	5	30,856		20,969	
特別準備金	6	25,648		5,680	
繰越利益	7	242,224		74,342	
当期利益		636,745	51,500	197,737	15,993
		1,435,473	116,101	798,728	64,601
負債・費用引当金					
納税引当金	12	291,523		272,615	
		291,523		272,615	
債務					
関連企業に対する債務					
投資顧問報酬	9	2,806,851		8,196,813	
ファンドへの払戻	9	-		12,188	
その他の債務	10, 13	109,115		58,502	
		2,915,966	235,843	8,267,503	668,676
負債及び資本合計		4,642,962	375,523	9,338,846	755,326

添付の注記は、当財務書類の不可欠の一部をなすものである。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

損益計算書

2009年12月31日に終了した期間

	注記	2009年12月31日に終了した期間		2008年12月26日に終了した期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
費用					
その他の営業費用					
保管報酬	10	16,609		32,815	
投資顧問報酬	9	6,802,359		13,457,273	
ファンドへの払戻	9	-		205,776	
		6,818,968	551,518	13,695,864	1,107,721
法人所得税	12	19,630		(13,434)	
その他の費用	13	89,662		124,831	
当期利益		636,745	51,500	197,737	15,993
		7,565,005	611,858	14,004,998	1,132,724
収益					
その他の営業収益					
管理報酬	8	7,279,712		13,897,006	
受取配当金	3	879		14,165	
受取利息		3,009		49,820	
為替差益		281,405		44,007	
		7,565,005	611,858	14,004,998	1,132,724

添付の注記は、当財務書類の不可欠の一部をなすものである。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注記 1 全般事項

メリルリンチ・インターナショナル・アセット・マネジメント・リミテッドとファンド・アセット・マネジメント・インクとのスポンサーシップのもとに、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（旧メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー）（以下「当社」という。）は、1990年6月8日にルクセンブルグの株式会社（Société Anonyme）として設立された。2006年9月29日、メリルリンチ・アンド・カンパニー・インクは投資運用事業をブラックロック・インクに譲渡した。メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーはブラックロック・インクに売却された子会社の内の1社であり、2006年9月付でブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更された。

当社は、投資信託に関する2002年12月20日改正法第14章（以下「2002年法」という。）の適用を受ける。当社の目的は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「B R G I S」という。）及び他の1つ以上のルクセンブルグの投資信託の管理・運用、及びB R G I Sに対する持分の分割できない共有権者であることを証明する証書又は確認書の発行を行うことである。なお、B R G I Sは、2002年法に基づくパート U C I（投資信託（Undertaking for Collective Investment））としての資格を有する。

2005年5月12日以降、当社は、2002年法に基づくパート U C I（投資信託）としての資格を有するルクセンブルグの投資信託であるメリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「M L G I S」という。）の管理・運用について責任を有していた。2008年4月28日付で、M L G I S は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「B R G I S」という。）に名称変更した。2008年5月15日、当社の取締役会は、B R G I S を清算する計画を承認した。清算は2008年6月19日に開始され、同日現在、新たに発行されたB R G I S の受益証券はなかった。2008年7月11日、B R G I S の残りのすべての受益証券保有者が受益証券を償還し、当該ファンドは運用を終了した。

2005年8月30日現在、当社は、ルクセンブルグの契約型投資信託（「fonds commun de placement」）であるメリルリンチ・インスティテューショナルF C P - S I F（以下「M L I F C P」という。）の管理・運用を行っている。同ファンドの受益証券について一般投資家への募集は行われない意向のため、同ファンドは1991年7月19日法に基づき設定された。1991年7月19日法は、2007年2月13日に失効した。同日よりM L I F C Pは、専門投資信託に関する2007年2月13日法が自動的に適用された。2008年4月28日付でM L I F C Pは、ブラックロック・インスティテューショナルF C P - S I F（以下「B R I F C P」という。）に名称変更した。

2006年11月2日現在、当社は、2002年法に基づき設定されたルクセンブルグの契約型投資信託（「fonds commun de placement」）であるメリルリンチ・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズ（以下「M L R E F O F」という。）の管理・運用を行っている。2008年4月28日付でM L R E F O Fは、ブラックロック・リアル・エステート・ファンド・オブ・ファンズ（以下「B R R E F O F」という。）に名称変更した。2008年12月31日、B R R E F O Fは、2つのサブ・ファンド（ヨーロピアン・プロパティ・ファンド・オブ・ファンズ（C）およびヨーロピアン・プロパティ・ファンド・オブ・ファンズ（L））、クローズド・エンド型サブ・ファンドおよび清算サブ・ファンドに再編された。受益者は、クローズド・エンド型サブ・ファンドを保持するか、清算サブ・ファンドに投資を譲渡するか、または投資を2つのサブ・ファンドに分割するかを選択する機会を与えられた。

中央ヨーロッパ時間（C E T）2009年11月24日午後7時、B R R E F O Fの運営はアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーへ譲渡され、当該ファンドは名称変更された。

当社の登録された事務所はルクセンブルグ大公国の6D, route de Trèves, L-2633 Senningerbergにある。

B R G I Sは、現在、以下の個別の5つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

1. スーパー・マネー・マーケット・ファンド
2. U . S . インベストメント・グレード・ポートフォリオ

- ３．世界株式インカム・ポートフォリオ
- ４．コーポレート・ローン・インカム・ポートフォリオ
- ５．インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
- ６．ワールド・インカム・ポートフォリオ（2009年８月14日付で設定された。）

豪州不動産投信ポートフォリオは、2009年５月29日付で償還された。

B R I F C Pは現在、１つのポートフォリオ、すなわちグローバル・エクイティ・エクスジャパン・サブ・ファンドに投資する機会を機関投資家に提供している。

B R G I S は、ポートフォリオが清算手続に入り、新たな受益証券の発行が停止された2008年６月19日まで、１つのポートフォリオ、すなわちエクイティ・アルファ・ファンドに投資する機会を投資家に提供していた。

2008年６月30日、取締役会は、2008年８月１日付でブラックロック・インスティテューショナルF C P - S I F - スイス・オポチュニティーズ・サブ・ファンドの運用を終了することを決議した。

当社の決算日は12月31日である。

注記２ 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に公正妥当と認められる会計原則及び諸法令に準拠して作成されている（以下に開示される外貨換算を除く。）。重要な会計方針は以下の通りである。

外貨換算

当社の勘定は米ドルで記帳されている。外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。外貨建金融資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢レートにより米ドルに換算される。

金融資産

金融資産は取得原価で記帳されている。期末において、金融資産は個々に取得原価又は現在の市場価額のいずれか低い方の価額で評価される。

金融資産の売却による実現損益は平均原価に基づいて計算される。

注記 3 金融資産

金融資産はブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券であり、以下の通りである（原価は市場価額に等しい）。

	クラス A 受益証券		クラス B 受益証券		合計	
	口数	米ドル	口数	米ドル	口数	米ドル
期首残高	348,619	348,619	436,310	436,310	784,929	784,929
分配金再投資	341	341	539	539	880	880
期末残高	348,960	348,960	436,849	436,849	785,809	785,809

注記 4 資本金

当社の資本金は、1 株当たり額面価額12.50米ドルの登録株式40,000株で表される。

株主は以下の通りである。

	(単位：株)	(単位：米ドル)
ブラックロック・グループ・リミテッド	40,000	500,000

注記 5 法定準備金

ルクセンブルグの法令に従って、少なくとも年間純利益の5%を法定準備金に組入れなければならない。この要件は、準備金が発行済資本金の10%に達した時点で満たされる。法定準備金は分配することができない。

(単位：米ドル)

	2009年12月31日	2008年12月26日
期首残高	20,969	14,333
繰越利益からの組入れ	9,887	6,636
期末残高	30,856	20,969

注記 6 特別準備金

2009年6月26日に開催された年次株主総会において、特別準備金に19,968米ドルを配分することが決議された。

注記 7 繰越利益

（単位：米ドル）

	2009年12月31日	2008年12月26日
期首繰越利益 / （損失）	74,342	(46,069)
前期利益	197,737	132,727
特別準備金への組入れ	(19,968)	(5,680)
法定準備金への組入れ	(9,887)	(6,636)
期末繰越利益	242,224	74,342

注記 8 管理報酬

当社は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（償還日である2008年6月19日まで）およびブラックロック・インスティテューショナルFCP-SIFから、月次管理報酬を受領する権利を有している。BRREFOFについては、当社は、中央ヨーロッパ時間（CET）2009年11月24日午後7時に当該ファンドの運営をアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーへ譲渡するまで管理報酬を受領する権利を有していた。

注記 9 投資顧問報酬 / ファンドへの払戻

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

当社とブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「投資顧問会社」という。）との契約に基づき、スーパー・マネー・マーケット・ファンド、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、ワールド・インカム・ポートフォリオおよびコーポレート・ローン・インカム・ポートフォリオのために、当社は、管理報酬および関連費用の純額の98%で各評価日ごとに計算され、毎月計上される報酬を投資顧問会社に支払う。

当社は、U.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオの純資産の1.1%（以下「上限費用率」という。）を超える同ポートフォリオの費用についてU.S.インベストメント・グレード・ポートフォリオから受領する報酬の範囲でBRGISに払戻すことに同意している。

2009年12月31日および2008年12月26日に終了した期間中の一定期間において、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券に係る管理報酬の変動料率の免除が実施された。

ブラックロック・インスティテューショナルFCP-SIF

当社は、投資運用会社に対し、管理報酬および関連費用の純額の95%を支払うことに同意している。

ブラックロック・リアル・エスレート・ファンド・オブ・ファンズ

当該ファンドの運営をアビバ・インベスターズ・プロパティ・ヨーロッパ・エス・エーに譲渡したことを受けて、当社は、投資運用会社に対し、管理報酬および関連費用の純額の95%を中央ヨーロッパ時間（CET）2009年11月24日午後7時まで支払うことに同意した。

注記10 保管報酬

当社はファンドに代わって、ブラックロック・インスティテューショナルFCP-SIFの保管報酬を支払う責任を負っている。

注記11 その他の報酬

当社は、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーの代わりに費用を支払っており、当該報酬の払戻を

受ける権利がある。

注記12 税金

1995年7月21日より当社はシングル・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（旧スーパー・マネー・マーケット・ファンド）の管理・運用について責任を有していた。メリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズ が2005年5月12日に設定されたことおよびメリルリンチ・リアル・エスレート・ファンド・オブ・ファンズが2006年11月2日に設定されたこと、ならびにブラックロック・インスティテューショナルF C P - S I Fの管理サービスがブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーから2005年8月30日に譲渡されたことに伴い、当社は現在、ルクセンブルグの商業会社に適用されるすべての税金を課されている。

当社は、ファンドに代わって、ファンドの管理会社として、ルクセンブルグにおいて付加価値税（以下「V A T」という。）の納付のために登録されている。ルクセンブルグ外に拠点を置く業者からの一定のサービスに係る、リバース・チャージ方式によるこれらのファンドのV A T支払債務は、各ファンドにおいて発生し、直接支払われる。

注記13 その他の未払金 / 費用

その他の未払金 / 費用は、監査報酬、法務報酬、税務顧問報酬およびその他の報酬からなる。

注記14 親会社

当社の直接の親会社はブラックロック・グループ・リミテッドであり、究極の親会社はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大および最小のグループの親会社で、グループの財務書類を作成している。ブラックロック・インクのグループの財務書類の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから、または40 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10022、アメリカ合衆国宛てに、もしくはinvrel@blackrock.com. に電子メールで請求することにより入手できる。

注記15 後発事象

B R G I Sコーポレート・ローン・インカム・ポートフォリオは、2010年1月29日付で償還された。

[次へ](#)

BlackRock Fund Management Company S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(expressed in US Dollars)

ASSETS	Note	December 31, 2009	December 26, 2008
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	3	785,809	784,929
CURRENT ASSETS			
Debtors (due in one year or less)			
Amounts owed by affiliated undertakings			
Management fee receivable	8	847,377	2,075,363
Other receivables	11	39,286	189,548
Other debtors			
Interest receivable		-	2,064
Cash at bank			
Current account		2,970,490	6,286,942
TOTAL ASSETS		4,642,962	9,338,846
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	500,000	500,000
Legal reserve	5	30,856	20,969
Special reserve	6	25,648	5,680
Profit brought forward	7	242,224	74,342
Profit for the period		636,745	197,737
		1,435,473	798,728
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES			
Provision for taxation	12	291,523	272,615
		291,523	272,615
CREDITORS			
Amounts owed to affiliated undertakings			
Advisory fee	9	2,806,851	8,196,813
Reimbursement to the fund	9	-	12,188
Other creditors	10,13	109,115	58,502
		2,915,966	8,267,503
TOTAL LIABILITIES		4,642,962	9,338,846

The accompanying notes from an integral part of these accounts

BlackRock Fund Management Company S.A.
 PROFIT AND LOSS ACCOUNT
 For the period ended December 31, 2009
 (expressed in US Dollars)

CHARGES	Note	Period ended December 31, 2009	Period ended December 26, 2008
Other operating charges			
Custody fee	10	16,609	32,815
Advisory fee	9	6,802,359	13,457,273
Reimbursement to the fund	9	-	205,776
		<u>6,818,968</u>	<u>13,695,864</u>
Tax on profit	12	19,630	(13,434)
Other charges	13	89,662	124,831
Profit for the financial period		<u>636,745</u>	<u>197,737</u>
		<u>7,565,005</u>	<u>14,004,998</u>
INCOME			
Other operating income			
Management fee	8	7,279,712	13,897,006
Dividend income	3	879	14,165
Credit interest		3,009	49,820
Profit on exchange		<u>281,405</u>	<u>44,007</u>
		<u>7,565,005</u>	<u>14,004,998</u>

The accompanying notes from an integral part of these accounts.

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

NOTE 1 - GENERAL

Under the sponsorship of Merrill Lynch International Asset Management Limited and Fund Asset Management Inc., BlackRock Fund Management Company S.A. (formerly Merrill Lynch Fund Management Company S.A.) (hereinafter referred to as "the Company") was incorporated as a Luxembourg "Société Anonyme" on June 8, 1990. On September 29, 2006 Merrill Lynch and Co Inc. transferred its investment management business to BlackRock, Inc. Merrill Lynch Fund Management Company S.A. was one of the subsidiaries sold to BlackRock Inc. and renamed BlackRock Fund Management Company S.A., effective September 2006.

The Company is subject to chapter 14 of the Law of December 20, 2002 as amended relating to undertakings for Collective Investments (the "2002 Law"). The purpose of the Company is the administration and the management of BlackRock Global Investment Series ("BRGIS") and of one or more other Luxembourg collective investment undertakings and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the BRGIS, which qualifies as a Part II UCI (Undertaking for Collective Investment) under the 2002 Law.

Since May 12, 2005 the Company has been responsible for the administration and the management of Merrill Lynch Global Investment Series II ("MLGIS II"), a Luxembourg mutual investment fund which qualifies as a Part II UCI (Undertaking for Collective Investment) under the 2002 Law. With effect from April 28, 2008, the MLGIS II changed its name to BlackRock Global Investment Series II ("BRGIS II"). On May 15, 2008 the Board of Directors of the Company approved a plan whereby BRGIS II would be liquidated. The liquidation commenced on June 19, 2008 and as of this date no new units of BRGIS II were issued. On July 11, 2008 all remaining unitholders of BRGIS II redeemed their units and the Fund was closed.

As of August 30, 2005 the Company performs the administration and the management of Merrill Lynch Institutional FCP-SIF ("MLIFCP"), a Luxembourg unincorporated mutual investment fund ("fonds commun de placement"). It was created under the Law of July 19, 1991 as units in the Fund are not intended to be placed with the public. The law of July 19, 1991 expired on February 13, 2007. From that date MLIFCP was automatically governed by the Law of February 13, 2007 on Specialised Investment Funds. With effect from April 28, 2008, the MLIFCP changed its name to BlackRock Institutional FCP-SIF (BR IFCP).

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 1 - GENERAL (continued)

As of November 2, 2006 the Company performs the administration and the management of Merrill Lynch Real Estate Fund of Fund (" MLREFOF "), a Luxembourg unincorporated mutual investment fund (" fonds commun de placement "), created under the 2002 Law. Effective April 28, 2008 MLREFOF changed its name to BlackRock Real Estate Fund of Funds (" BR REFOF "). On December, 31 2008, BR REFOF was restructured with two sub-funds a closed end sub-fund and a liquidation sub-fund and unitholders were offered the opportunity to elect to retain their investment in the closed end sub-fund or to transfer their investment to the liquidation sub-fund or to split their investments between the two sub-funds, the European Property Fund of Funds (C) and the European Property Fund of Funds (L).

At 7pm CET on November 24, 2009 the transfer of the management of BR REFOF occurred to Aviva Investors Properties Europe S.A and the fund was re-named.

The registered office of the Company is established 6D, route de Tr è ves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg.

BRGIS currently offers investors the opportunity to invest in five separate portfolios:

1. Super Money Market Fund,
2. U.S. Investment Grade Portfolio,
3. Global Equity Income Portfolio,
4. Corporate Loan Income Portfolio and
5. Income Strategies Portfolio.
6. World Income Portfolio (launched on August 14,2009)

The Australian LPT Portfolio was liquidated on May 29, 2009.

BR IFCP currently offers institutional investors the opportunity to invest in one portfolio, the Global Equity ex-Japan Sub Fund.

BRGIS II offered investors the opportunity to invest in one portfolio, Equity Alpha Fund until June 19, 2008 at which date the portfolio entered into liquidation and the issue of new units were suspended. On July 8, 2008 the Board of Directors resolved to close BRGIS II with effect from the July 18, 2008.

On June 30, 2008 the Board of Directors resolved to close the BlackRock Institutional FCP - SIF Swiss Opportunities Sub Fund with effect from August 1, 2008.

The Company's year-end is December 31.

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The accounts are prepared in accordance with generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg except as disclosed below on foreign currency translation. The significant account policies are:

- Foreign currency translation

The accounts of the Company are expressed in US Dollars (USD). Transactions in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates prevailing on the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities in foreign currencies are translated into USD at the rate prevailing at the balance sheet date.

- Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost. At the period end, financial assets are valued individually at the lower of acquisition cost and current market value.

The realised profit and loss on the sale of financial assets is calculated on the basis of average cost.

NOTE 3 - FINANCIAL ASSETS

Financial assets are made up of units in BlackRock Global Investment Series-Super Money Market Fund as follows (cost equals market value):

	Class A		Class B		Total	
	Number of Units	USD	Number of Units	USD	Number of Units	USD
Balance at the beginning of the period	348,619	348,619	436,310	436,310	784,929	784,929
Dividends reinvested	341	341	539	539	880	880
Balance at the end of the period	348,960	348,960	436,849	436,849	785,809	785,809

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 4 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Subscribed Capital of the Company is represented by 40,000 registered shares with a par value of USD 12.50 each.

Shareholder is as follows:	Shares	USD
BlackRock Group Limited	40,000	500,000

NOTE 5 - LEGAL RESERVE

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit must be transferred to a legal reserve. This requirement is satisfied when the reserve is equal to 10% of issued share capital. The legal reserve is not available for distribution.

	Period ended December 31, 2009 USD	Period ended December 26, 2008 USD
Balance at the beginning of the period	20,969	14,333
Transfer from the profit brought forward	9,887	6,636
Balance at the end of the period	<u>30,856</u>	<u>20,969</u>

NOTE 6 - SPECIAL RESERVE

During the Annual General Meeting held on June 26, 2009, it was resolved to allocate USD 19,968 to the Special Reserve.

NOTE 7 - PROFIT BROUGHT FORWARD

	Period ended December 31, 2009 USD	Period ended December 26, 2008 USD
Profit / (loss) brought forward at the beginning of the period	74,342	(46,069)
Previous periods profit	197,737	132,727
Transfer to special reserve	(19,968)	(5,680)
Transfer to legal reserve	(9,887)	(6,636)
Profit carried forward at the end of the period	<u>242,224</u>	<u>74,342</u>

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 8 - MANAGEMENT FEE

The Company is entitled to receive monthly Management Fees from BlackRock Global Investment Series, BlackRock Global Investment Series II (until liquidation date, June 19, 2008) and BlackRock Institutional FCP-SIF. In the case of BR REFOF, the Company was entitled to receive Management Fees up until the transfer of the management of this fund at 7pm CET on November 24, 2009 to Aviva Investors Properties Europe S.A.

NOTE 9 - ADVISORY FEE / REIMBURSEMENT TO THE FUND

BlackRock Global Investment Series

Under an agreement between the Company and BlackRock Financial Management, Inc (the Adviser), the Company pays to the Adviser a fee, computed on each Valuation Date and payable monthly at 98% of the net Management Fee revenue and related expenses for Super Money Market Fund, Income Strategies Portfolio, U.S. Investment Grade Portfolio, Global Equity Income Portfolio, World Income Portfolio and Corporate Loan Income Portfolio.

The Company has agreed to reimburse BRGIS to the extent of the fee it receives from U.S. Investment Grade Portfolio, for expenses of U.S. Investment Grade Portfolio in excess of 1.1 percent of its net assets (the "Cost Rates Cap").

A varying rate waiver of management fees was in place on Super Money Market Fund's Units for certain periods during the periods ending December 31, 2009 and December 26, 2008.

BlackRock Institutional FCP-SIF

The Company has agreed to pay 95% of the net Management Fee revenue and related expenses to the Investment Manager.

BlackRock Real Estate Fund of Funds

The Company agreed to pay 95% of the net Management Fee and related expenses to the Investment Manager up until 7pm CET on November 24, 2009 when transfer of the management of this fund occurred to Aviva Investors Properties Europe S.A.

NOTE 10 - CUSTODY FEES

The Company is responsible for paying the Custody Fees of BlackRock Institutional FCP-SIF, on behalf of the fund.

BlackRock Fund Management Company S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 11 - OTHER RECEIVABLES

The Company has paid expenses on behalf of BlackRock (Luxembourg) S.A. for which it is entitled to be reimbursed.

NOTE 12 - TAXATION

Since July 21, 1995 the Company has been responsible for the administration and management of a single fund BlackRock Global Investment Series, formerly Super Money Market Fund. With the establishment of the Merrill Lynch Global Investment Series II on May 12, 2005 and the Merrill Lynch Real Estate Fund of Funds on November 2, 2006 and the transfer of the management services of BlackRock Institutional FCP-SIF from BlackRock (Luxembourg) S.A. on August 30, 2005 the Company is subject to all taxes applicable to Luxembourg commercial companies.

The Company is registered for Value Added Tax ("VAT") in Luxembourg on behalf of the funds for which it acts as Management Company. VAT payable by these funds due to the reverse charge mechanism on certain services received from suppliers based outside Luxembourg is accrued and paid directly by the respective funds.

NOTE 13 - OTHER PAYABLES / CHARGES

This comprises audit fees, legal fees, tax advisory fees and other fees.

NOTE 14 - PARENT UNDERTAKING

The Company's immediate parent company is BlackRock Group Limited and the ultimate parent company is BlackRock, Inc., a company incorporated in the State of Delaware in the United States of America. The parent company of the largest and smallest group that includes the Company and for which group accounts are prepared is BlackRock, Inc.. Copies of the group financial statements of BlackRock, Inc. are available from the Investor Relations website at www.blackrock.com or requests may be addressed to Investor Relations at 40 East 52nd Street, New York, NY 10022, USA or by e-mail at invrel@blackrock.com

NOTE 15 - POST BALANCE SHEET EVENTS

The BRGIS Corporate Loan Income Portfolio was put into liquidation on January 29, 2010.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社の取締役会は、その承認した方針により、ファンドが、ファンドの各ポートフォリオの組入証券に関して、(a) 管理会社、(b) その関係法人（買戻しおよびレバレッジのための銀行貸付機関の関係法人（もしあれば）を除く。）、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自らの勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%を超えて株式を実質的に保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（受益証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場もしくは国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場により決定された価格、または（ ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

最善の価格と業務遂行を獲得することを条件として、投資顧問会社に対して付随的な投資調査を提供するブローカーは、管理会社による取引の注文を受けることができる。そのようにして受領された情報は、投資顧問会社の契約に基づき履行するよう要求される業務に代わるものではなく追加されるものであり、また投資顧問会社の費用はかかる付随的な情報の入手の結果必ずしも減額されることはない。

ポートフォリオによって保有される証券およびその他の認可される投資対象は、投資顧問会社またはその関連会社が投資顧問として行動する他の投資信託または投資顧問の顧客によっても保有することができ、また、ファンドおよび投資顧問会社または関連会社の顧客により保有され、それらのために適切な投資となりうる。一または複数の顧客が同一の証券を売却する場合、異なる目的または他の要素を理由として、特定の証券が一または複数の顧客のために購入されうる。投資顧問会社が投資顧問として行為するポートフォリオまたはその他の会社のための証券の売買が対価をもってほぼ同時に起こった場合、かかる証券に関する取引は、実現可能な範囲で、各投資信託および顧客のためにすべてに公平に行われる。一または複数の顧客のための組入証券の売買が、他の顧客の利益を害する場合があります。

管理会社、投資顧問会社および副顧問会社の最終的な持株会社は、アメリカ合衆国デラウェア州において設立された会社であるブラックロック・インクである。バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション、パークレイズ・ピーエルシーおよびPNCフィナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッドが、ブラックロック・インクの大株主である。

投資顧問会社は、管理会社が定めるあらゆる方針に従い、ポートフォリオの投資取引を手配する際に、価格（適用ある仲介手数料またはディーラー・スプレッドを含む。）、注文の規模、実行の困難性ならびに関係する企業の運営能力および当該企業の証券の一括のポジショニングにおけるリスクなどの要因を考慮して、ポートフォリオにとって最善の純利益を達成することを目指す。したがって、通常、投資顧問会社はかなり競争力のある手数料率を追求するが、ファンドは必ずしも利用可能な最低額の手数料またはスプレッドを支払うわけではない。発展途上の市場の多くにおいては、手数料は各地の法律または規則に基づいて定められているため、交渉の対象とならない。

ファンドのために証券取引を手配する際、バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループ内の会社は、証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他の業務を提供し、またはそれらが通常用いる条件で本人として行為し、それによって利益を得ることがある。手数料は関係する市場慣行に従ってブローカーおよび代理人に対して支払われ、ブローカーまたは代理人が提供する大口その他の手数料割引または現金手数料払戻しの利益はファンドに還元される。バンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループ内の会社の業務は、その利用が適切であると考えられる場合、投資顧問会社により利用されることがある。ただし、(a) その手数料およびその他の取引条件が、関係する市場における無関係のブローカーおよび代理人から得られるものと大体同程度のものであること、ならびに(b) これが最善の純利益を達成するという上記の方針と一致するものであることを条件とする。上記の方針に従い、ファンドの投資取引の一部はバンク・オブ・アメリカ・グループ、パークレイズ・グループまたはPNCグループのブローカー・ディーラーを通じて実行されること、およびかかるブローカー・ディーラーは、他の企業に割り当てられるよりも大きな割合の取引がそれぞれに割り当てられる比較的小さな世界的企業グループの一つとなることが予想される。

上記および管理会社が採用したまたは約款に定める何らかの制限に従い、投資顧問会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社、バンク・オブ・アメリカ・グループ内の会社、バークレイズ・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社ならびに上記のいずれかの取締役は、(a) ファンドに対するかファンドもしくはファンドのために実行された何らかの取引に対して利害関係を有し、またはそれぞれが管理会社に対して負う義務と利益相反の可能性のある何らかの関係をその他の者との間に有する可能性があり、また、(b) かかる義務の履行に関連してバンク・オブ・アメリカ・グループ、バークレイズ・グループまたはPNCグループ内の会社と取引を行い、または別途その業務を利用する可能性があり、それらのいずれも、上記により得た何らかの利益または報酬について説明責任を負わない。

例えば、かかる利益相反の可能性は、関係するブラックロック・グループ内の会社、バンク・オブ・アメリカ・グループ内の会社、バークレイズ・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社が以下に該当するために生じる可能性がある。

- (a) その他の顧客のために取引を行う。
- (b) その取締役または従業員が、証券がファンドにより保有されまたはファンドのために取引されている会社の取締役であり、その証券を保有もしくは取引し、または別途かかる会社に利害関係を有している。
- (c) 投資における取引に関して、ファンド以外により支払われる手数料、報酬、マークアップまたはマークダウンから利益を得ることがある。
- (d) 自己のその他の顧客の勘定で代理人を務める取引に関してファンドの代理人を務めることがある。
- (e) 本人としてファンドまたはファンドの受益者と投資対象および/または通貨の取引を行うことがある。
- (f) ブラックロック・グループ内の会社、バンク・オブ・アメリカ・グループ内の会社、バークレイズ・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社が運用者、運営者、取引銀行、顧問または受託者を務める集団投資スキームまたは会社の受益証券または株式の取引を行う。
- (g) 本人として行為するか代理手数料を受け取る別のグループ会社と共に、募集および/または新規発行を伴うファンドのための取引を実行することがある。

上記のとおり、証券は、ファンドおよび投資顧問会社、副顧問会社またはその他のブラックロック・グループ内の会社のその他の顧客により保有され、またはこれらにとって適切な投資対象である場合がある。目的が異なることまたはその他の要因により、特定の証券が一または複数のいずれかの顧客のために購入される際、他の顧客が同一証券を売却する場合がある。ファンドまたはかかる顧客のための証券の売買が同時またはほぼ同時に検討された場合、かかる取引は、実行可能な限り、関係する顧客のために全員に公平とみなされる方法で実行される。ブラックロック・グループの一または複数の顧客のための証券の売買が、ブラックロック・グループのその他の顧客に悪影響を及ぼす場合がある。

様々な顧客のために同一証券において同時に反対のポジション（つまりロングとショート）を設定し、保有または手仕舞いすることにより、いずれか一方の顧客の利益が害される可能性があり、特にブラックロックまたは関係するポートフォリオ・マネジャーがある活動から別の活動よりも高額な手数料を得る場合、ブラックロックに対しても利益相反が生じる可能性がある。この活動は、ポートフォリオ運用チームによって特定の証券についての意見が異なることによりまたはリスク管理戦略の実施過程において発生する可能性があり、通常、これらの状況において特別な方針および手続は用いられない。

この活動はまた、ポートフォリオ運用チームがロングのみのマンドートとロング・ショートまたはショートのみのマンドートの両方を有することによりまたはリスク管理戦略の実施過程においてかかる同一のチーム内で発生する可能性がある。同一のポートフォリオ運用チームがかかるマンドートを有する場合、あるポートフォリオにおいてロングで保有する証券を別のポートフォリオで空売りし、またはあるポートフォリオにおいてショートで保有する証券のロング・ポジションを別のポートフォリオにおいて設定することは、受託者の適切な論理的根拠の存在を確保し、特定の顧客グループに対して組織的に利益または不利益を与えない方法で反対の取引の実行を達成するために策定された確立された方針および手続に従う場合のみ実施することができる。ブラックロックのコンプライアンス・グループは、かかる方針および手続の遵守を監視し、利益相反を最小限に抑えるためにそれらの修正または一定の活動の終了を要求することがある。かかる方針および手続の例外については、コンプライアンス・グループの承認を得な

なければならない。

同一証券において同時に反対のポジションをとることを正当化し得る受託者の論理的根拠として、証券の短期および長期のパフォーマンスに関する見解の相違が挙げられる。これにより、ロングのみの勘定が証券を売却することは不適当であるが、空売りのマンデートを有する短期志向の勘定が短期間にわたって証券を空売りすることは適当となる場合がある。別の論理的根拠は、ある会社の特定の事業部門のパフォーマンスの影響を、当該部門と実質的に同様の事業を行う別の会社に反対のポジションをとることによって消すことを追求するためである。

これらの利益相反を効果的に管理しようとするブラックロックの努力により、その顧客の投資機会が失われることがあり、またはこれらの利益相反が存在しなかった場合とは異なる方法で取引を行わなければならない、投資パフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。

ブラックロック・グループ内の会社は、その投資運用および投資顧問を行うファンド（またはあるファンドの一部）に関して、該当するブラックロック・グループの各社の投資決定または取引実行過程において合法的かつ適切な支援を提供するとブラックロック・グループが考え、かかる提供がファンド全体の利益になることが合理的に予想でき、かつファンドのパフォーマンスの向上に寄与し得るという性質を有するリサーチまたは実行業務を、直接または第三者もしくはこれに類似する関係を通じてブラックロック・グループに提供するブローカー（ブラックロックと関連のあるブローカーを含むが、これに限られない。）を選択することができる。かかるリサーチまたは実行業務には、適用法令により許可される範囲内で、会社、業界および証券に関する研究報告書、経済および財務に関する情報および分析、ならびに定量分析ソフトウェアが含まれるが、これらに限られない。このようにして得られるリサーチまたは実行業務は、手数料が当該業務の支払に用いられた勘定だけでなく、その他のブラックロック・グループの顧客勘定のためにも用いることができる。疑義を避けるため付言するならば、かかる商品および業務には、旅行、宿泊、娯楽、一般管理的な商品または業務、一般的な事務用品、コンピューター・ハードウェアまたは施設、会費、従業員給与または直接の金銭の支払は含まれない。ブラックロックがその顧客の手数料をリサーチまたは実行業務の取得のために用いる場合、ブラックロック・グループ内の会社はこれらの商品および業務について自ら支払を行う必要はない。ブラックロック・グループ内の会社は、特定のブローカー・ディーラーにより提供される取引実行、清算および／または決済業務と一括販売されるリサーチまたは実行業務を受けることがある。ブラックロック・グループの各社がこれに基づいてリサーチまたは実行業務を受ける場合、第三者の取決めによってこれらの業務を受けることに関する同様の利益相反の可能性が多く存在する。例えば、研究費はブローカー・ディーラーが提供する実行、清算および決済業務の支払にも用いられる顧客手数料によって事実上支払われ、かかるブラックロック・グループ内の会社によっては支払われない。

ブラックロック・グループの各社は、最良の執行に従い、投資決定または取引実行過程において有用であると自らが確信するリサーチまたは実行業務を継続して受けられるよう、かかる取決めに基づいてリサーチまたは実行業務を提供するブローカーを通じて取引を実行するように努力する。ブラックロック・グループの各社は、支払った手数料が提供されたリサーチまたは実行業務の価値に照らして妥当であると誠実に判断する場合、リサーチまたは実行業務を得るために別途支払った可能性のある手数料よりも高い料率の手数料を支払うことがあり、または支払ったとみなされることがある。ブラックロック・グループは、リサーチまたは実行業務を得るために手数料を用いることにより、自己の投資リサーチおよび取引過程が向上し、その結果として高額な投資リターンの見込みが増加すると確信している。

ブラックロック・グループは、ブラックロック・グループの顧客に通知することなく、適用法令により許可される範囲内で、様々な程度において、上記の取決めを変更しまたはこれを保証しないことを随時決定することができる。

5【その他】

a．定款の変更

管理会社の定款の変更、増資または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

b．事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。特に、管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S F は、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

c . 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他、管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラックロック・ジャパン株式会社（投資顧問会社）

資本金（株式資本）の額

平成23年5月31日現在、24億3,500万円

事業の内容

投資顧問会社は、日本の金融商品取引法のもとの金融商品取引業者であり、投資運用を行っている。

(2) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（State Street Bank Luxembourg S.A.）（保管受託銀行、管理事務・所在地事務および支払事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

平成23年5月31日現在、65,000,813ユーロ（約75億5,764万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.27円）による。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された銀行である。

(3) J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）（登録および名義書換事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

平成23年5月31日現在、1,100万米ドル（約8億8,968万円）

事業の内容

昭和48年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

(4) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l.）（管理業務会社）

資本金の額

平成23年5月31日現在、975,550ユーロ（約1億1,343万円）

事業の内容

同社は、管理会社のために会社関係業務および管理調整業務を提供する。管理業務会社の主たる事務所はセニガーベルグL - 2633、トレヴェス通り6D番である。

(5) ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッド（BlackRock (Channel Islands) Limited）（総販売会社）

資本金の額

平成23年5月31日現在、払込済株式資本は530,000スターリング・ポンド（約7,083万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、平成23年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝133.64円）による。以下、英ポンドの金額表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

昭和47年8月10日、ジャージーの法律に基づき、期限の定めのない有限責任会社として設立され、受益証券の販売、販売促進およびマーケティング・サービスを行う。

(6) 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社（代行協会員および日本における販売会社）

資本金の額

平成23年3月31日現在、80億円

事業の内容

日本において金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいる。また、他の外国投資信託証券の代行協会員としての業務を行っている。

(7) シティバンク銀行株式会社（日本における販売会社）**資本金の額**

平成23年3月31日現在、1,231億円

事業の内容

日本の銀行法に基づく普通銀行免許を有しており、また金融商品取引法に基づく登録金融機関として、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】**(1) ブラックロック・ジャパン株式会社（投資顧問会社）**

管理会社との投資顧問契約に基づき、ポートフォリオの資産に関する投資運用業務およびファンドのための業務を行う。

(2) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（State Street Bank Luxembourg S. A.）（保管受託銀行、管理事務・所在地事務および支払事務代行会社）

ファンドとの契約に基づき、ファンド資産の保管、ファンドの記帳、受益証券発行、配当金支払等を行うファンドの保管銀行、所在地事務および支払事務代行会社としての業務を行い、また同業務に関連するファンドの一般的管理業務を通常の手数料を徴収して補佐する。

(3) J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）（登録および名義書換事務代行会社）

J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーは、ファンドとの契約に基づき、ファンドの登録および名義書換事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えならびに記名式証券の受益者への分配金支払の準備等の業務を行う。

(4) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S. à r.l.）（管理業務会社）

管理会社との業務契約に基づき、ファンドに提供する業務の調整および監督を行う。

(5) ブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッド（BlackRock (Channel Islands) Limited）（総販売会社）

管理会社との販売契約に基づき、販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任を行う。

(6) 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社（代行協会員および日本における販売会社）

日本におけるポートフォリオに関する代行協会員業務および日本におけるクラスA受益証券の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

(7) シティバンク銀行株式会社（日本における販売会社）

日本におけるクラスA受益証券の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社およびブラックロック・ジャパン株式会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国
パート ファンド	（通達85 / 611 / E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入する）2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2010年4月30日現在でファンド数は1,913、その純資産総額は6,303億9,200ユーロ（73兆2,957億円）に達している。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2010年4月末日現在で、ルクセンブルグにおける投資法人の数は1,608、その純資産総額は、1兆3,824億9,500ユーロ（160兆7,427億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「C S S F」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型ファンド （投資法人）		合計	
	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982年末	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983年末	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984年末	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985年末	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986年末	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987年末	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988年末	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990年末	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991年末	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992年末	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993年末	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994年末	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995年末	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996年末	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997年末	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998年末	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999年末	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000年末	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001年末	4,821	550,751	4,463	509,853	9,284	1,060,604
2002年末	4,358	497,858	4,087	466,899	8,445	964,757
2003年末	4,662	532,587	4,871	556,463	9,533	1,089,050
2004年末	5,040	575,770	6,023	688,068	11,062	1,263,723
2005年末	6,243	713,200	9,009	1,029,188	15,252	1,742,388
2006年末	6,813	778,317	11,635	1,329,182	18,449	2,107,614
2007年末	7,487	855,315	13,107	1,497,344	20,594	2,352,659
2008年末	5,672	647,969	9,925	1,133,832	15,597	1,781,801
2009年末	6,018	687,496	12,392	1,415,662	18,410	2,103,158

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、2010年3月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.92円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、かつて中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルグ証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．はじめに

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグの法律に導入し、またルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだ、投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。同法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日より、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となっている。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）は、1991年機関投資信託法に取って代わる。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供されなければならない。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2．投資信託に関する2002年12月20日法

2.1．一般規定とその範囲

2.1.1．2002年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社の認可（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパート が適用される「その他の投資信託」（UCI）を区分して取り扱っている。

2.1.2．欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート UCITS」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において適用あるEU通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3．2002年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

に定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するものとみなされる。)

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパート のUCITSに課される投資方針がその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88によって、以下のように定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%に相当する額以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから構成され、その一つが投資方針または借入方針を理由として、2002年法のパート の条項に従っていない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

上記の種類の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。
ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の流動金融資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2002年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCP

の受益証券(以下「受益証券」という。)を受領する権利を与えられ、当該投資家を「受益者」と称する。

発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合、または、2002年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第9条、第11条および第23条は、特定の特性を設定し、または、大公規則により特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者または公衆の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。しかしながら、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に対しては、その純資産の10%を超えて投資してはならない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

- (2) U C I T S は、通達85 / 611 / E E C に従い認可されたU C I T S または同通達第 1 条第 2 項第 1 号および / または第 2 号の意味におけるその他のU C I の受益証券に（設立国がE U 加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- 当該その他のU C I は、C S S F がE U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものおよび監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E C の要件と同等であること。
 - 当該その他のU C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているU C I T S またはその他のU C I の資産の10%超が、その設立文書に従い、その他のU C I T S またはU C I の受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U 法の規定と同等とC S S F が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T S は、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「O T C デリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - O T C デリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - O T C デリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するU C I T S に適用される条件および制限について、C S S F は、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付C S S F 通達07 / 308を制定している。さらに、同通達は、洗練されたU C I T S と洗練されていないU C I T S を区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、C S S F に提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2002年法第 1 条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) E C 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE C 法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S F が判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- 4) C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記 3 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも 10,000,000 ユーロの資本金および準備金を有し、通達 78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、流動資産を保有することができる。
- (9) (a) U C I T S は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、C S S F が定める条件と制限内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に係する場合、これらの条件と制限は 2002 年法に定められた規定に従う。
- どのような状況下でも、これらの運用によって、U C I T S の約款または目論見書において定められた投資目的から U C I T S が外れることがないものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。
- U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の 10% を超えて投資することができない。
- U C I T S は、同一の機関にその資産の 20% を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の 10%、その他の場合は 5 % を超えてはならない。
- (b) U C I T S がその資産の 5 % を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の 40% を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および / またはその O T C デリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の 20% を超過してはならない。

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
- 通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。
- UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。
- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限り、
- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
 - 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
 - 指数が適切な方法で公表されていること
- この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。
- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
- CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
- これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%を超えることはできない。
- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の

20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCI-TS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCI-TSの資産の30%を超えてはならない。

UCI-TSがUCI-TSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCI-TSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCI-TSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCI-TSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCI-TSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCI-TSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCI-TSは、目論見書において、当該UCI-TSならびに投資を予定している投資先UCI-TSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCI-TSならびに投資先UCI-TSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCI-TSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCI-TSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCI-TSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売促進文書において、当該UCI-TSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCI-TSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該主要カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCI-TSは、以下を超えた取得してはならない。

- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債務証券の10%
- () 同一UCI-TSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%
- () 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 3) 一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券およ

び短期金融商品

- 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T Sがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T Sによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T Sは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたU C I T Sには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T Sの支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T Sは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関して生じる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T Sは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T Sは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、U C I T Sの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関するU C I T S通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する2007年3月18日付E U通達2007 / 16 / C Eをルクセンブルグにおいて実施している。

C S S Fは、2008年2月19日、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する通達08 / 339（以下「通達08 / 339」という。）を示達した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを

評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

CSSFは、2008年6月4日に、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

上記の通達は、その他のUCIにも原則として適用される。

B) パート ファンドについて、CSSFの意見が求められている大公規則においては、中でも、以下を定めることができる。

- a) 契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格決定のための最短期間
- b) 流動資産に代表される契約型投資信託の資産の最小比率
- c) 証券取引所での時価見積りも、同様の保護を提供する市場組織での取引もなされていない譲渡性のある証券に投資することのできる契約型投資信託の資産の最大比率
- d) 契約型投資信託が保有することのできる、同一発行体によって発行されている同種の証券の最大比率
- e) 同一発行体によって発行されている証券に投資することのできる契約型投資信託の資産の最大比率
- f) 契約型投資信託が他のUCIの証券に投資することのできる条件および最大比率
- g) 合計資産額に関連して、契約型投資信託が借入れを行う権限を有する額の最大比率およびかかる借入れの条件

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを運用する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下を参照のこと。）。

2.2.1.2.1 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始はCSSFの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる。）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、大公規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在にかかる規則は存在しない。

- b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- c) 管理会社の株主またはパートナーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

- d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- (5) C S S F は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第14章に定められる活動を中止する場合
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する、一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

業務を行うための条件

- (1) 第13章の意味における管理会社の業務の開始には、C S S F の事前の認可が必要となる。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- (2) 管理会社は、通達85 / 611 / E E C に従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85 / 611 / E E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

F C P および投資法人の運用のための活動は、2002年法別表 に記載されている業務が含まれるが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

本条において、投資アドバイスとは、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）付属文書 セクションBで定める金融商品に関連する一または複数の取引について、クライアントの要求に基づきまたは管理会社のイニシアティブのもと、クライアントに対して個人的推奨を行うことである。

本条において、個人的推奨は、投資家もしくは潜在的投資家としての資格、または投資家もしくは潜在的投資家の代理人としての資格における個人に対してなされる推奨のことである。

その推奨は、その個人に適したものとして提供されなければならない、またはその個人の状況への考慮に基づくものでなければならない。また、以下の段階中の一つは満たすよう、構成しなければならない。

- (a) 特定の金融商品の購入、売却、申込み、交換、買戻し、保有または引受け

(b) 特定の金融商品により付与される、金融商品を購入し、売却し、申し込み、交換し、または買い戻す権利の行使または不行使

市場濫用に関する2006年5月9日法第1条第18項で定める販売経路を通じて排他的に行われるか、または公衆に対してなされる場合、推奨は個人的推奨ではない。

- (4) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第13条第3項、第37条の1および第37条の3は、本条(3)に定める管理会社による業務の提供に準用する。

本条(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の自己資本比率に関するヨーロッパ議会および2006年6月14日会議の通達2006/49/EC(再制定)を置き換えるルクセンブルグ規則に従うものとする。しかしながら、管理会社は、本条(3)(b)で定める付随的業務のみを提供する場合には、自己資本比率規制の対象とはならない。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法第37条の1および第37条の3ならびに通達93/22/EEC第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)の業務提供に適用される。

- (6) C S S F は、以下を条件として、管理会社に対して認可を付与する。

- (a) 管理会社は、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- () 管理会社が運用するF C P (管理会社が運用権限を委託した当該F C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- () 管理会社が管理会社として指定した投資法人

- () 管理会社が運用するU C I (管理会社が運用権限を委託した当該U C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別表 に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはC S S F がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するU C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (d) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (7) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (8) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

- (9) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

- (10) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第13章に従い、当該管理会社に

付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果、である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しなくなった場合
 - (e) 2002年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (11) C S S Fは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の投資主または構成員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (12) 関与しているその他の加盟国の関係当局は、以下のいずれかに該当する管理会社の認可について事前に相談されるものとする。
- (a) 他のEU加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の子会社である場合
 - (b) 他のEU加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の親会社の子会社である場合
 - (c) 他のEU加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関を支配しているのと同じ自然人または法人によって支配されている場合
- (13) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

運用条件

- (14) 管理会社は、常に上記(1)ないし(7)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(6)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な理由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- 主催加盟国の権限に対して責任を与える通達85/611/EECの条項に影響することなく、管理会社が2002年法第1条に定義されている支店を設立しようと、他のEU加盟国で業務を提供しようと、管理会社の慎重な監督はC S S Fの責任である。
- 管理会社の適格保有分は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条で定められているのと同じ規則に服する。
- 2002年法において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条に含まれる「会社／投資会社」および「投資会社（複数形）」という表現は、それぞれ「管理会社」および「管理会社（複数形）」として解釈される。
- (15) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。とりわけ、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するFCPまたは投資法人の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。しかしながら、支店が設置される場合、組織的な取決めは、利益相反を補填するために主催加盟国が定めた行為準則と相反してはならない。
- (16) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するFCPまたは投資法人の受益証券に投資してはならない。
 - () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく通達97/9/ECを施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (17) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件が充足されなければならない。
- a) 上記につきCSSFに対して適切に報告を行わなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または管理会社もしくは受益者の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託することを許可された権限を列挙しなければならない。
- いかなる場合においても、管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (18) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
 - (b) 顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、顧客が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、顧客の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

設立の権利および業務提供の自由

- (19) 通達85 / 611 / E E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 第13章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他のE U加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであり、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にC S S F の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムをC S S F に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかえる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上C S S F に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に係るものである。

2.2.1.3. 保管受託銀行

C S S F により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C P の有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C P の資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。

- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンドの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その義務の不当な不履行または不当かつ不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSFに直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的業務は上記2.2.1.2.2の(17)に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

この形態で設立された投資法人のすべての投資口は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められることがある議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き上げられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、投資主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された投資主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、投資主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、投資主総会による再授權が必要となる。投資主は、投資主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。本項の規定および手続は、SICAVには適用されない（以下を参照のこと。）。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2002年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable）

(以下「S I C A V」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法(改正済)の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は、認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができること。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。)
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の投資口の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの投資口には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの投資口は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、投資主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に投資口を発行することができる。投資口の発行は、ファンドの投資口の募集終了後1か月以内にまたは投資口の募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内に官報(以下「メモリアル」という。)に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注)S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の責任は、保管している資産のすべてまたは一部を第三者へ委託することによって影響を受けるものではない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の各後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する2名以上の者により決定されなければならない。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2002年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(17)および(18)に定める規定は、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと解釈される。S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること、とりわけ、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加的な法律上の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）

商事会社に関する1915年8月10日法は、F C Pの管理会社、および（2002年法により明示的に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済）第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済）第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する投資口の種類の記載

() 記名式または無記名式の投資口の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年8月10日法(改正済)に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x) 資本の一部を構成しない投資口(もしあれば)に関する記載

(x) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x) 会社の存続期間

(x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年8月10日法(改正済)第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年8月10日法(改正済)第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された投資口の全額払込みに関する特別の要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 規約の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグのパート およびパート 投資信託

- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義

によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、およびかかる証券もしくは証券を表章しまたはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移転された。

CSSFの権限と義務は、2002年法第97条以下に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2002年法第109条は投資信託による完全な目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易目論見書を公表する義務も規定している。

2002年法第109条、第114条および第115条は、以下の公表義務を定めている。

- 投資信託は、その完全な目論見書、簡易目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 簡易目論見書は、契約締結前に無償で買付申込者に提供されなければならない。さらに、完全な目論見書ならびに直近に発行された年次報告書および半期報告書は、要求により無償で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全な目論見書および簡易目論見書に特定する場所またはCSSFが承認するその他の方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により受益者に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

- 2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、CSSFが設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

簡易目論見書および完全な目論見書は両方とも、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信

託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2002年法別紙スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2002年法第112条は、簡易目論見書および完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された独立監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることで述べられている。

() 財務報告書の提出

2002年法第114条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2002年法第118条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

CSSFは、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託が、2008年12月31日より、電子情報により年次および半期の財務書類をCSSFに提出しなければならない旨の通達08/371を最近出した。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2002年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められる期間が満了した場合
- b. 管理会社または保管受託銀行がその業務を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- e. 約款に定められるその他あらゆる場合

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会に出席した4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記

2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 資本税（droit d'apport）

2002年法に従う投資信託の設立に際しては、総額75ユーロが資本税として課税される。会社型投資信託の定款を後日修正する場合にも、同じ75ユーロの定額税が課税される。

2.5.1.2. 年次税（taxe d'abonnement）

2002年法第129条は、2011年1月1日より廃止され、2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）第174条から第176条により差し替えられた。ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資

信託

- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス、ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、今後も適用される大公規則により規定される。かかる概念は、過去において、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について免税を規定している。

- 他のUCIにおいて保有されている受益証券により表章される資産の価額（ただし、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条または専門投資信託に関する2007年2月13日法第68条に定める年次税が課されている場合）
- UCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントであって、以下に該当するもの
 - a) その証券が機関投資家の保有に限定されるもの
 - b) その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - c) その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
 - d) 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

当該UCI内または当該コンパートメント内に複数の証券クラスが存在する場合、かかる免除は、その証券が機関投資家の保有と限定されたクラスに対してのみ適用される。

- その証券が（ ）従業員のために1名または複数名の従業員の主導により設立された企業年金機関または類似の投資ビークルおよび（ ）従業員に年金給付を提供するため当該会社が保有するファンドに投資する1名または複数名の従業員の会社の保有と限定されるUCI
- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (a) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (b) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

当該UCI内または当該コンパートメント内に複数の証券クラスが存在する場合、かかる免除は、(a)号の条件を満たすクラスに対してのみ適用される。

2.5.2. 日本の投資口の保有者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度の下で設定されたピークルと2002年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に従うSIFになった。

3.1 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 投資規則

E U圏外の統一U C Iについて定める2002年法パート と同様に、S I F法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fは、リスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。2007年8月3日にC S S Fは、S I Fのリスク分散に関するルールを定める通達07 / 309を公布した。

当該通達は、以下のとおり規定している。

1. 原則として、S I Fは、同一発行体により発行された同一種類の証券を購入するために、その資産またはコミットメントの30%を超えて投資することはできない。この制限は、以下の場合には適用されない。
 - O E C Dの加盟国、その地域当局もしくはは地方自治体、またはE Uもしくはは地域もしくはは世界的国際機関・機構により発行または保証された証券への投資
 - S I Fに適用されるものと比較して少なくとも同等のリスク分散要件に服する対象U C Iへの投資この制限の適用のため、対象アンブレラU C Iのすべてのサブ・ファンドは、第三者に対する各種サブ・ファンド間の債務の分離原則が確保されることを条件に、個別の発行体としてみなされる。
2. 資産の30%超に相当する同一発行体により発行された同一種類の証券に対するショート・ポジションをS I Fが保有することになる空売りは原則として行ってはならない。
3. 金融デリバティブ商品を利用する際、S I Fは、原資産の適切な分散投資を通じて、同レベルのリスク分散がなされるよう確保しなければならない。同様に、O T C取引におけるカウンターパーティー・リスクは、適用ある場合、取引の相手方の資質を考慮のうえ、限定されなければならない。

3.3 構造的側面および権限上の規則

3.3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

・契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2002年法に従うS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で設立されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年8月10日法（改正済）の条項に服する。しかし、S I F法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に従うU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.3.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に従うU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

しかし、S I F法の規定により、S I Fは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にC S S Fに認可申請書が提出されることを条件とする。これにより、S I Fを設立し、運用を開始し、それ以後にのみC S S Fの承認を得ることができる。

3.4.2 保管受託銀行

U C Iと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

2008年9月5日付でC S S Fは、プライム・ブローカーのサービスを利用し代替的投資戦略を採用するS I Fの保管受託銀行に対するガイドラインを規定する通達08 / 372を公布した。

3.4.3 監査人

（同日を含まない。）まで、引き続き2002年法に従うか、または新法（第15章）に従うかを選択することができる。これらは、2011年7月1日より自動的に新法（第15章）の適用対象となる。

- 2011年1月1日以降2011年7月1日（同日を含まない。）までの間に設立された、2002年法第13章に従うUCITSの管理会社は、最初から新法（第15章）に従うか、または2002年法（第13章）に従うかを選択することができる。2002年法に従った場合、これらは、2011年7月1日より自動的に新法（第15章）の適用対象となる。
- 2011年1月1日より前に設立された（2002年法第14章に従う）UCITS以外の管理会社は、法律の効力により、2011年1月1日以降新法第16章に従う（ただし、2012年7月1日（同日を含まない。）までは権限の委託に関する一定の例外措置の効力を害するものではない。）。
- 新法により導入されたすべての財務に関する規定は、2011年1月1日に効力が発生した。
- UCITSに関連しないその他の改正（効率パッケージ）の大部分（例えば、一つのアンブレラ・ファンド内における相互投資の可能性等）は、2011年1月1日に効力が発生した。

第4【参考情報】

ポートフォリオについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。
該当事項なし。

第 5 【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

用語集

用 語	定 義
ルクセンブルグ投信法	2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグの法律（随時改定済）
管理事務代行会社契約	管理会社および管理事務代行会社との間で平成 8 年 4 月10日付で締結され、平成 9 年10月13日に更新された契約（随時改定済）
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
代行銀行	共同貸主のシンジケートの他のメンバーに代わり、コーポレート・ローン进行管理する一または複数の共同貸主
豪ドル	オーストラリア・ドル
バンク・オブ・アメリカ	バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションまたはいずれか一関連会社（ブラックロック・グループ内の会社を除く。）
バンク・オブ・アメリカ・グループ	最終持株会社がバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションである、バンク・オブ・アメリカのグループ会社
パークレイズ・グループ	最終持株会社がパークレイズ・ピーエルシーである、パークレイズのグループ会社
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
ブラックロック・グループ	ブラックロック・インクのグループ会社ならびにその提携会社および関連者のいずれか
ブリッジ・ベース	つなぎまたは長期の資金調達を前提に行われる短期融資
営業日	ルクセンブルグおよび日本の銀行、日本の金融商品取引業者およびルクセンブルグ証券取引所の各営業日（クリスマス・イブを除く。）である日 当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。
CD	譲渡性預金
CDSC	偶発後払販売手数料
CHF	スイス・フラン
クラス	特定のポートフォリオの受益証券のクラス
共同貸主	商業銀行、保険会社、貯蓄金融機関、金融会社またはその他の金融機関から構成される、コーポレート・ローンの組成、交渉および条件決定を行う貸主

用 語	定 義
管理業務会社	ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル
コーポレート・ローン契約	借主および共同貸主との間のコーポレート・ローン契約
コーポレート・ローン	担保付または無担保の、貸付契約により書面化され、かつ約束手形などの債務証書により書面化される場合もある、優先および劣後の企業向けローン
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
保管契約	管理会社および保管受託銀行間の平成8年4月10日付契約（随時改定済）
取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
発展途上国ソブリン債	発展途上国の政府またはその代理機関もしくは下部組織（「政府機関」）が発行または保証する債務証書
ディストレスト証券	その投資時において破産手続中であるか、その他元本もしくは利息の支払について債務不履行にあるか、または最低のカテゴリーの格付（ムーディーズによるCa格以下およびS&PによるCC格以下）を付与されているかもしくは格付のない場合にはこれらと同等であると投資顧問会社が判断する公募および私募の債務証券およびローン
販売契約	ファンドおよび総販売会社の間の平成22年7月13日付契約
販売会社	受益証券の販売促進を行い、かつ／または自らの顧客のために受益証券を取得する第三者たる販売会社またはディーラー
米ドルまたはUSD	アメリカ合衆国ドル
ユーロ	欧州経済通貨同盟の共通通貨
フィッチ	フィッチ・インベスターズ・サービス・インクおよび／またはフィッチIBCインク
FCP	オープン・エンド型契約型投資信託
FP0	英国の2000年金融サービス・市場法（金融促進）および2001年命令
ファンド	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
FS法	英国の2000年金融サービス・市場法
GAP	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

用 語	定 義
政府証券	OECDの全加盟国である国の政府を含むがこれらに限定されない主権を有する政府が発行しもしくは元本および利息について保証する、かつ当該政府の全面的な信用により支援されている債務証券
政府機関債	政府支援企業および一部の国際機関が発行する債務証券で、政府の直接債務ではないが、様々な形態の政府支援または政府機関もしくは企業による保証を伴うもの。政府はこれらの機関に対し財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
ハイ・イールド証券	担保付または無担保の、優先および劣後の公募および私募によるハイ・イールド債
利率格差	2つの類似した利付資産の間の金利の差を測定する格差。例えば、米ドルでの金利が0.25%で豪ドルでの金利が3%の場合、利率格差は2.75%である。
仲介参加者	代行銀行と総称される参加者
投資顧問会社	本書に記載される管理会社が任命する投資顧問会社
投資適格	S&Pまたはムーディーズによって付与される「AAA」、「AA」、「A」または「BBB」の上位4位の格付カテゴリー
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務を行うブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（または当該業務を随時遂行するその他ブラックロックのグループ会社）
日本における代行協会員	日本証券業協会に対する目論見書の提出、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表および日本証券業協会に対する関係での事務的業務の他の販売会社への提供を担当する、管理会社により選任された日本証券業協会の会員
日本における販売会社	販売会社の関連会社を含む選任された日本の販売会社
円	日本円
組入証券の貸付	ブローカー、ディーラーおよび金融機関に対するポートフォリオの純資産価額の20%を超えない組入証券の貸付。組入証券の当該借主は、現金、政府証券もしくは政府機関証券（SMMFの場合にはアメリカ政府証券またはアメリカ政府機関証券）、または現金および/もしくは当該証券の組合せによってポートフォリオに対する担保を設定しなければならず、またその公正な時価が常に借入証券の価額の100%以上となるよう当該担保を維持することに同意しなければならない。当該貸付は、クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアまたはその他の公認の証券決済機構または電信為替システム（アメリカ合衆国連邦準備資金電信為替システムを含む。）を通じて行われる。

用 語	定 義
LIBOR	ロンドン銀行間取引金利
管理会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
約款	各受益者が受益証券取得時に合意する管理会社および保管受託銀行間の契約であるファンドの約款（随時改定済）
メリルリンチ	メリルリンチ・インターナショナル・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドまたはその関連会社（ブラックロック・グループ内の会社を除く。）
ムーディーズ	ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
純資産価格	本書および再登録済約款の第11条に従い計算される純資産価格
OECD	経済共同開発機構
OECD政府証券	OECDの全加盟国の政府またはその機関、企業もしくは下部組織が発行または保証する証券
募集価格	受益証券の適用ある各クラスの募集価格
OTC	店頭市場
参加者	代行銀行、共同貸主または他の参加権保有者
参加権	コーポレート・ローンの参加権、または譲渡権もしくは更改権
PNCグループ	最終持株会社がPNCファイナンシャル・サービス・グループ・インコーポレーテッドであるPNCのグループ会社
ポートフォリオ	ファンドの個別投資ポートフォリオまたはサブ・ファンド
総販売会社	ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッド
登録事務代行会社および名義書換事務代行会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
レボ契約	ポートフォリオが一定価格で有価証券を購入し、同時にそれより高い価格で売主に当該有価証券を売却することを約する優良取引相手方との（満期までの残存期間が2年を超える場合がある。）契約。レボ契約は、レボ契約の裏付けとなる担保の価額が、レボ契約に関して発生した経過利息を含み、少なくとも買戻価格と常に同額であり、日々値洗される旨を規定する。取引相手方が破産（またはその他の債務超過関連手続を開始）した場合、ポートフォリオは、現金の回収に遅れる場合がある。

用 語	定 義
リバース・レボ契約	ポートフォリオが保有する証券を合意した価格、期日および利払いで買い戻す合意のもとで、当該証券を売却する優良取引相手方との契約。
S&P	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
SEC	アメリカ合衆国証券取引委員会
受益者	ファンドの共同所有者
受益証券	文脈上、他の意味に解釈されない限り、ポートフォリオの全クラス受益証券。各ポートフォリオにつき現在入手可能な受益証券は、本書に記載されるとおりである。
名義書換事務代行会社	J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
UCI	投資信託（Undertaking for Collective Investment）
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009 / 65 / EC（随時改定済））
米国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国証券	アメリカ合衆国政府により発行され、元本および利息について保証され、アメリカ合衆国の全面的な信頼と信認によって支援されている債務証券
アメリカ合衆国政府機関債	アメリカ合衆国政府により支援される企業、連邦政府機関および一部の国際機関が発行する債務証券で、アメリカ合衆国の直接債務ではないが、様々な形態のアメリカ合衆国政府支援またはアメリカ合衆国もしくは企業による保証を伴う債務証券 アメリカ合衆国政府は、これらの機関に財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
米国人	1933年米国証券法（随時修正済）に基づくレギュレーションSに規定される米国居住者またはその他の者および約款に随時追補される者
評価日	受益証券1口当たりの純資産価格が決定される日で、各営業日
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証券1口当たりの純資産価格の決定時間

法定監査人の監査報告書

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）

受益者各位

管理会社の取締役会による選任を受けて、私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）およびその各サブファンドの添付の財務書類、すなわち2010年1月31日現在の純資産計算書および投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書、重要な会計方針の要約およびその他の財務書類に対する注記について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、これらの財務書類を、財務書類の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して作成し、適正に表示することに責任を負っている。この責任には、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、重要な虚偽の表示がない財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制の構築、運用および維持、適切な会計方針の選択および適用並びに状況に応じた合理的な会計上の見積りの実施が含まれている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。監査は、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画するため（ただし、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的はない）、企業による財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討する。

監査はまた、使用された会計方針の適切性および管理会社の取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに財務書類全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの財務書類は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）およびその各サブファンドの2010年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は私たちの職務遂行との関連でレビューされたが、上記の基準に準拠して実施した特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、私たちはこれらの情報に対して意見を表明しない。財務書類全体との関連から見てこれらの情報につき私たちが特に申し述べる事項はない。

デロイト・エス・エー
法定監査人

（署名）
J・イップ
パートナー

ルクセンブルグ、2010年 5 月28日

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series (FCP)

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of BlackRock Global Investment Series (FCP) and each of its subfunds which comprise the statements of net assets and the Schedules of Investments as of 31 January 2010, and the statements of operations and the statements of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series (FCP) and each of its subfunds as of 31 January 2010, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

J. Yip

Partner

Luxembourg, 28 May 2010

[次へ](#)

法定監査人の監査報告書

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
株主各位

2009年7月26日開催の株主総会における選任に従って、私たちは、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの添付の年次財務書類、すなわち2009年12月31日現在の貸借対照表、並びに2008年12月26日から2009年12月31日までの期間の損益計算書、重要な会計方針の要約及びその他の注記について監査を行った。

年次財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、これらの年次財務書類を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して作成し、適正に表示することに責任を負っている。この責任には、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、重要な虚偽の表示がない年次財務書類の作成及び適正表示に関連する内部統制の構築、運用及び維持、適切な会計方針の選択及び適用並びに状況に応じた合理的な会計上の見積りの実施が含まれている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの年次財務書類について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、年次財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、年次財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、年次財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画するため（ただし、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的はない）、企業による年次財務書類の作成及び適正表示に関連する内部統制を検討する。

監査はまた、使用された会計方針の適切性及び取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに年次財務書類全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの年次財務書類は、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの2009年12月31日現在の財政状態及び2008年12月26日から2009年12月31日までの期間の経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

デロイト・エス・エー

法定監査人

（署名）

ジャン・フィリップ・バチエレ

パートナー

ルクセンブルグ、2010年6月26日

[次へ](#)

To the shareholder of
BlackRock Fund Management Company S.A.
Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholder dated July 26, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of BlackRock Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the period from December 26, 2008 to December 31, 2009 and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Director's responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the révisieur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the révisieur d'entreprises agré é including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the révisieur d'entreprises agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control .

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of BlackRock Fund Management Company S.A. as of December 31, 2009, and of the results of its operations for the period from December 26, 2008 to December 31, 2009 in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'Entreprises agréé

Jean-Philippe Bachelet

Partner

Luxembourg, June 26, 2010

法定監査人の監査報告書

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）

受益者各位

管理会社の取締役会による選任を受けて、私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）およびその各サブファンドの添付の財務書類、すなわち2011年1月31日現在の純資産計算書および投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書、重要な会計方針の要約およびその他の財務書類に対する注記について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、これらの財務書類を、財務書類の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して作成し、適正に表示することに責任を負っている。この責任には、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、重要な虚偽の表示がない財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制の構築、運用および維持、適切な会計方針の選択および適用並びに状況に応じた合理的な会計上の見積りの実施が含まれている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画するため（ただし、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的はない）、企業による財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討する。

監査はまた、使用された会計方針の適切性および管理会社の取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに財務書類全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの財務書類は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（ＦＣＰ）およびその各サブファンドの2011年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は私たちの職務遂行との関連でレビューされたが、上記の基準に準拠して実施した特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、私たちはこれらの情報に対して意見を表明しない。財務書類全体との関連から見てこれらの情報につき私たちが特に申し述べる事項はない。

公認の監査法人デロイト・エス・エーを代表して

（署名）

ジョニー・イップ、法定監査人、

パートナー

ルクセンブルグ、2011年4月20日

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series (FCP)

Following our appointment by the Board of Directors of the Management Company, we have audited the accompanying financial statements of BlackRock Global Investment Series (FCP) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the Schedules of investments as of 31 January 2011 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements.

The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series (FCP) and each of its subfunds as of 31 January 2011, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte S.A., cabinet de révision agréé

Johnny Yip, réviseur d'entreprises agréé

Partner

Luxembourg, 20 April 2011

[次へ](#)

法定監査人の監査報告書

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
株主各位

2010年5月11日開催の年次株主総会における選任に従って、私たちは、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの添付の年次財務書類、すなわち2010年12月31日現在の貸借対照表、並びに同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約及びその他の注記について監査を行った。

年次財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、これらの年次財務書類を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して作成し、適正に表示することに責任を負っている。この責任には、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、重要な虚偽の表示がない年次財務書類の作成及び適正表示に関連する内部統制の構築、運用及び維持、適切な会計方針の選択及び適用並びに状況に応じた合理的な会計上の見積りの実施が含まれている。

法定監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの年次財務書類について意見を表明することにある。私たちは、ルクセンブルグのために金融監督委員会によって採択された国際監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、年次財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的確証を得るために、私たちが倫理規定に従い、監査を計画し、実施することを要求している。

監査は、年次財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。選択される監査手続は、不正または誤謬によるものであるか否かにかかわらず、年次財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、法定監査人の判断に依拠している。これらのリスク評価を行う際に、法定監査人は、状況に応じた監査手続を計画するため（ただし、企業の内部統制の有効性に意見を表明する目的はない）、企業による年次財務書類の作成及び適正表示に関連する内部統制を検討する。

監査はまた、使用された会計方針の適切性及び取締役会が行った会計上の見積りの合理性の評価並びに年次財務書類全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちが入手した監査証拠は十分かつ適切であり、監査意見表明のための基礎を提供していると確信している。

意見

私たちの意見では、これらの年次財務書類は、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの2010年12月31日現在の財政状態及び同日に終了した年度の経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、真実かつ公正に表示している。

公認の監査法人デロイト・エス・エーを代表して

（署名）

ジャン・フィリップ・バチェレ、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2011年5月18日

[次へ](#)

Report of the Réviseur d'Entreprises Agréé

To the shareholder

BlackRock Fund Management Company S.A.

Following our appointment at the annual general meeting of the shareholder dated May 11, 2010 we have audited the accompanying annual accounts of BlackRock Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises Agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises Agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises Agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of BlackRock Fund Management Company S.A. as of December 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Jean-Philippe Bachelet, Réviseur d'Entreprises Agréé,
Partner

Luxembourg, 18 May 2011